

謝 辞

終盤に向けてずいぶん迷走してしまったが、なんとかこの論文の完成にこぎつけることができた。本論文は、非常に多くの方々のご指導、ご協力を受け、完成されたものである。ここにご指導、ご協力いただいた方々への感謝の意を示したい。

まず、主査である家田 仁先生には、公私にわたり並々ならぬご配慮をいただいた。私が、学生時代には指導教官として、また東京大学工学部土木工学科交通研究室助手となつてから以降は上司として、仕事のやり方から論文の内容に至るまで幅広く御教授いただいた。本研究のテーマについても、深い理解と的確かつ意義深いご指導をいただき、私に自信と勇気を抱かせて下さった。ここに深く感謝の意を示したいと思う。

副査である森地 茂先生、國島正彦先生、原田 昇先生、柴崎亮介先生には、本研究に対して貴重な助言をいただいた。

まず、森地 茂先生は、この研究のテーマの奥深さを指摘して下さい、本研究の後半期の進め方に非常に良い刺激を与えて下さった。特に、住民参加やパブリックインボルブメントの規範的な側面について貴重なご意見を下さったことは、本研究に対する私の姿勢を改めて考えさせられた。

國島正彦先生には、いつも温かいお言葉をかけていただき、研究活動のみならず日常生活でも心の支えとなつて下さった。また、私の本学在職中に、國島教授から、我が国の社会資本整備に対する危機感を様々な形で学ぶ機会に恵まれたのは、非常に幸運であつたと感謝している。

原田 昇先生には、研究途上で路頭に迷っているふがない私を、打ち合わせにおいて毎回、叱咤激励していただいた。先生の厳しいご指摘に、最終的に答えることができたかどうか心配である。

柴崎亮介先生には、本研究の実務的な意義について貴重なご意見をいただいた。先生のご意見は、本研究の工学的意義について悩んでいた私に大きな勇気を与えて下さった。

本研究の調査については、実に様々な方のお世話になつた。以下に挙げる方々は、調査の手配、資料の提供、ヒヤリングの相手などの点で、本研究のサポートをしていただいた。お名前と所属を掲げるだけで誠に恐縮であるが、これらの方々のご深いご理解と温かいご協力に心から感謝申し上げたい。

浅野博宣先生（東京大学法学部）、新川 彰氏（東京都建設局）、石丸浩司氏（首都高速道路公団）、江端治朗氏（東京都政策報道室）、大塚正博氏（東京電力（株））、岡本 博氏（建設省）、奥田 庸氏（日本鉄道建設公団）、小幡純子先生（上智大学法学部）、金田孝之氏（横浜市都市計画部）、紙田和代氏（ランドブレイン（株））、河内三郎氏（東京都清掃局）、紺

野 浩氏 (福島市都市開発部)、佐々木幸一氏 (日本鉄道建設公団)、先田洋一氏 (建設省)、城石典明氏 (東京急行電鉄 (株))、菅 建彦氏 ((財) 東日本鉄道文化財団)、高瀬昭雄氏 (日本鉄道建設公団)、高橋浩一氏 (日本鉄道建設公団)、谷下雅義先生 (中央大学)、中島高志氏 (東京都政策報道室)、西岡誠治氏 (建設省都市局)、根橋 輝氏 (日本鉄道建設公団)、三木安一郎氏 (東京電力 (株))、余湖由紀夫氏 (東京都建設局)、渡辺好弘氏 (日本鉄道建設公団)、渡邊義臣氏 (建設省北首都国道工事事務所)、H.J.Woolley 氏 (Highways Agency)、Herrn Decker 氏 (Landschaftsverband Rheinland)、Hans Jorg Klofat 氏、Hubert von Brunn 氏 (DEGES:Deutsche Einheit Fernstrassenplanungs- und -bau GmbH)

私の所属していた交通研究室の方々にも、本研究の遂行にあたりいろいろと手助けをしていただいた。まず、第7章の調査遂行にあたっては、宅間 朗氏 (現鹿島建設 (株))、河村英知氏 (現建設省中部地方建設局)、吉良智子氏 (現東京大学大学院) の惜しまない御協力をいただいた。また、第5章の調査遂行にあたっては、上西周子氏 (現建設省)、内藤智樹氏 (現西日本旅客鉄道 (株))、村木康行氏 (現東日本旅客鉄道 (株))、柴崎隆一氏 (現東京大学大学院)、田中伸治氏 (現東京大学大学院)、千葉信宏氏 (現東日本旅客鉄道 (株))、望月拓郎氏 (現東京大学大学院) が、地道な作業にもかかわらず、文句一つということもなく協力して下さった。本当に感謝している。また、第4章の調査は、(財) 東日本鉄道文化財団の平成8年度調査・研究助成を受け、実施したものである。ここに厚く感謝申し上げたい。

妻である祐子にもいろいろとお世話になった。私生活面で支えになってくれただけでなく、研究面でも一市民としての貴重な意見を度々いただいた。彼女との議論は、空論に走りがちな私の考えを地に足をつけるために、大いに役立った。感謝申し上げたい。

最後に、私の研究活動は、交通研究室に現在所属している、さらに所属していた多くのメンバーによって支えられてきた。本当に素晴らしい先生方、先輩、後輩に囲まれて、恵まれた環境の元で研究を進めることができ私は幸せだったと思う。すべての方々に感謝の意を捧げたいと思う。

1998年10月 東京蓮根の自宅にて 加藤 浩徳

付 録 編

補 章 市民関与のあり方とは

付録1 インフラ整備における市民関与手続に関連する法令規定

付録2 我が国におけるインフラ整備をめぐる市民運動の歴史的経緯に関する資料

付録3 詳細調査対象事例での各主体の行動

付録4 まちづくり事業および成田空港建設事業における関係主体間の交渉過程に関する調査結果

付録5 参考事例の簡略調査結果

付録6 数値シミュレーションのプログラム

補章 市民関与のあり方とは

補.1 はじめに

本研究の本編では、インフラ整備における市民の関わりに関してその実態を調査し、紛争の発生及びその発展・衰退の過程について分析を行った。ただし、これらの分析の基本的な前提は、あくまでも客観的・中立的な視座に立つことであった。ところで、本編の第1章において問題意識としたのは、紛争の発生・深刻化による交渉の停滞・長期化であった。そして、それに対し、客観的な調査及び分析に基づいて、交渉をスムーズに進める施策の一つとしての市民関与の効果を検討してきた。これは、トラブルの発生を極力抑制するという理念が、最低限の正義として社会に支持されうる考え方であると、筆者が判断したためである。

ところが、現実社会では、様々な立場の人々が、様々な根拠に基づいて、市民関与のあり方について論じている。一部には、議論が混乱しているとさえ言われる。たとえば、インフラ整備事業において、市民関与が必要であるという論者の主張の根拠を列挙すると次のようになる。

- ①発生した紛争を解決できるから
- ②市民への情報公開の一手段となるから
- ③事業者・行政が市民の情報を収集できるから
- ④行政が市民からの信頼を回復できるから
- ⑤サイレントマジョリティを参加させることができるから
- ⑥新たな意志決定方法となりうるから
- ⑦計画内容を改善することができるから
- ⑧直接民主主義を実現することが可能となるから
- ⑨市民の生涯学習の一貫として機能しうるから
- ⑩紛争の発生を未然に防ぐことができるから
- ⑪社会的弱者を救済することができるから

他にもまだまだあるかも知れないが、このような主張は、ある面ではどれも真実であるものの、前提としている考えや、立場がばらばらで混沌としている。いかに、議論が交錯しているかが理解できるであろう。

そこで、本章では、まず既往の市民関与に対するさまざまな考え方を整理し、各々の考え方が根拠とする主義・理念について考察を行う。次に、市民関与の意義について、社会環境などの諸条件を考慮しつつ著者の意見を述べることにする。

補.2 市民関与をめぐる考え方の整理

補.2.1 計画プロセスに市民は関与すべきかどうかの議論

従来より、市民がインフラ整備の計画プロセスのような行政手続に関与すべきか否かに関しては、様々な考え方が提示されてきた。大きく分ければ、そもそも市民は関与すべきでないという主張と、積極的に関与させるべきという主張がある。そこで、本節では、市民関与不要論と市民関与支持論とに分けて、それぞれの論点について整理する。

(1)市民関与不要論の概要

市民関与が不要であるという積極的な主張は、大きく次の2つに帰着できる。

- (a)エリート主義:衆愚のリスクを危惧し、専門家による政策決定が望ましいとする考え方
- (b)社会的効率性追求:少数による政策決定の方が、社会全体としても効率的かつ高品質の計画を作成できるとする考え方

ただし、これらは、互いに独立の考え方であるとは言えない面もある。例えば、(b)は明らかに(a)の考え方をすでに含んでいるものである。だが、(a)は必ずしも(b)を前提とはしない。つまり、エリートを全知全能であり、かつ社会の幸福を追求し続ける神のような存在と考えるのであれば、(a)はそれだけで独立した主張となりうる。

以下、それぞれの考え方に基づいた市民関与不要論を整理する。

(a)エリート主義に基づく市民関与不要論

たとえば、孔子は、『論語』の中で、次のように述べている。

「子曰、民可使由之、不可使知之。(民はこれに由らしむべし。これを知らしむべからず。)」

これには、いくつかの解釈が存在するが、もっとも一般的な解釈は、人民は政治のような専門性の高い議論を理解できないのだから、専門家の決定した政治的意志決定に市民を従わせればよい、というものである。ここには、人民の支持を得られるようなリーダー(君子)は、そもそも人民のことを熟知しており、かつ徳にも優れているはずだという、中国に独特の、楽観的な博愛的君主論が背景としてあるように思われる。

だが、こうした衆愚のリスクに強い危機感をもつエリート主義的思想は、中国のみに限らず古来より広く多くの識者によって支持されてきた。しかし、特定の少数エリートによる政策決定は、行きすぎると必ず独裁による弊害を生じさせることは歴史が示す通りである。インフラ整備についても同様であり、事業者が、独自に決定した計画を大衆を無視して決定できるときには、他者への迷惑を顧みず、私利私欲を走る計画を策定してしまうことは大いにありうることといえよう。

(b)社会的効率性追求に論拠を置く市民関与不要論

特定のエリートによる計画決定は、より効率的で秩序だっていう主張も見られる。たとえば、デ

カルトは『方法序説』の中で、「たくさんの部品を寄せ集めて作り、いろいろな視方の手を通ってきた作品は、多くの場合、一人だけで苦勞して仕上げた作品ほどの完成度が見られない」、「はじめは城壁のある村落にすぎなかったのが時とともに大都市に発達していった古い町は、一人の技師が思い通りに平原に線引きした規則正しい城壁都市に比べると、ふつうひどく不揃いだ」と述べ、少数の計画者が仕事をこなした方が、結局は優れた結果を生み出し、効率のよいことを示している。

しかし、まず、効率が良いことは必ずしも社会にとって幸福をもたらすとは限らない。一人の技師がすべての計画を引き受けるために、多くのほかの技師が失業してしまうかもしれない。また、都市や建物が整然と秩序だっていることを優れた特質であると解釈することは、一面的にすぎるのではないだろうか。例えば、東京の下町は街路が曲がりくねり、ごちゃごちゃとした感があるが、それがゆえの良さが多くの人によって指示されていることも事実である。

デカルトの考えは、ギリシャ哲学に始まり、中世ヨーロッパのキリスト教文化へ引き継がれていった形而上学的な思想に支配された主張であると言えるであろう。勿論、自分の考えを主張することは個人の自由である。だが、結局、何が優れているか、それ自体は極めて思想・主義的な問題であり、少なくとも絶対的な回答は存在しないはずと言えるであろう。

(2)市民関与支持論

市民関与支持論は、大きく次のように分類できるものと考えられる。

- (a)民主主義に論拠を置く考え方:市民による政治決定を理想とし、それに近づくことを重要とする
- (b)平和主義に論拠を置く考え方:人々の間で発生するトラブルをできるだけなくすことを重要とする
- (c)社会的効率性追求に論拠を置く考え方:インフラ整備による社会全体の効率性向上を重要とする
- (d)社会的公平性追求に論拠を置く考え方:インフラ整備による地域間、世代間、個人間の公平性達成を重要とする
- (e)特定主体の利得追求主義に論拠を置く考え方:事業者や行政、あるいは特定の市民の利益獲得を最優先とする

以下、これらの考え方に基づく市民関与支持論を整理することとする。

(a)民主主義に論拠を置く市民関与支持論

前述のエリート主義と対極にある考え方は、直接民主主義にもとづく政策決定である。直接民主制は、古代ギリシャ時代にまでさかのぼる長い歴史を持っている。だが、アテナイでの民主政治以降は、「民主主義」という言葉だけが残り、実質的には20世紀になるまで、政治体制としては実現しなかった。これは、まず昔より、直接民主主義はボリスのような比較的小規模な都市国家の存在を前提にしたものであり、大規模な社会では実現困難であると言われつづけられてきたこと、また、民主主義とは無知な大衆の非合理的な支配に他ならないという見方が根強く残っていたこと、などが理由であると考えられる。同様に、イ

ンフラ整備の是否やその内容について、多数の市民で議論を行えば、各自が自分の利益のみを追求し、エゴイスティックな行動を行うことにより、收拾がつかなくなる可能性が高いことが多く指摘されている。また、民主的な決定方法では、決定に要する時間的、精神的、金銭的コストが大きすぎることを問題とする主張もしばしば聞かれる。

これらの指摘に対し、民主主義を論拠に置く市民関与の支持論では、人間の「自由に行動したり考えたりする権利」からスタートすることが多い。これは、権利とはそもそも各人に平等に与えられることを要請するものであるから、社会の公平性・正義性を志向している考え方と言えるであろう。ただし、注意すべきであるのは、保有する権利の平等はその公使の結果の公平性とは全く無関係であることである。

いずれにせよ、ここでは、あくまでも政治決定の権利が市民にあると考えられる。また、多数の市民によって意志決定を行なう意義については、そもそも何が良く何が悪いかなどは誰にもわからないからこそ、みんなで相談して決定するのだ、という主張がなされる。(ケルゼンの絶対相対主義)そして、たとえ一見悪いと思える決定であっても、皆で相談した結果であるならばそれに従うべきであり、その決定による事態の成り行きを見た上で、皆がさらに次の判断を下すであろうとされる。

また、民主主義的な意志決定にはコストがかかりすぎるという指摘がしばしばなされるが、これについても、近年の情報化の進展とともにコストが低減してきており、実際に実施してもさほど大きな障害にはならないと主張されるようになってきている。

(b) 平和主義に論拠を置く市民関与支持論

「発生した紛争を解決できる」あるいは「紛争の発生を未然に防ぐことができる」といった主張がここにあたると考えられる。

この考え方では、原則的に紛争やトラブルは悪と考えられている。他者の権利の侵害は必ずトラブルを生じさせるが、それによる利害を事前に調整し、人々の間のさまざまな摩擦をできるだけ少なくすることによって、円滑に物事を進めようとする。またここでは、トラブルというものは、もともと当事者間が互いの事情を十分に知らないことによる誤解によって生じる、という基本的な認識が存在する。したがって、当事者同士により情報の交換が十分に行なわれ、各自がより豊富な情報のもとで判断を行えば、少なくとも無用なトラブルを避けることができると主張される。

なお、本研究の本論では、この考えに基づいて、市民関与がいかにスムーズな交渉を実現するのに貢献できるかを分析・検討してきた。

だが、市民が計画プロセスに関与して、事業者らと話し合うことによって、交渉がスムーズになるという考え方は、やや楽観的であるという感を免れ得ないであろう。実際、本論における調査・分析の結果でも、比較的、交渉の余地のある場合には、市民関与はある程度有効な手段となりうるが、制約条件が厳しいときや社会的背景が市民運動にフォローであるときには、市民の関与によっても交渉がスムーズにできるとは限らない。また、もし純粋に交渉期間を短縮することが目的であれば、場合によっては市民が関与しない方がスムーズに物事が進む(「知らぬが仏」)ことも十分にありうることである。

ところで、日本人は公式の場における議論を好まない民族であるといわれる。そして、根回しや談合によって合意を図ろうとする習慣が根付いている。その結果、我が国では、無用な紛争を回避するということが、公式の場での議論を回避することと同じ意味として捉えられている傾向にある。つまり、議論をベースとした議論(ディベート等)よりも、むしろ酒席などの場で人間同士の信頼関係を構築する(ノミネーション)ことによって、あうんの呼吸で交渉を行なうことを好むのである。我が国独自の、こうした交渉の方法は、ある程度はスムーズな交渉を実現することに貢献していると言えるであろう。だが、その結果、そもそも論理に基づいた議論を行なう能力を持つ市民自体が、育成されなくなっているとも言えるのではなからうか、著者の経験でも、公聴会や説明会で論議した議論をしているのは、議員や市民団体の代表のような人物だけであり、大多数の一般市民は沈黙しているか、あるいは極めて私的な質問をするに留まるという印象が強い。

(c) 社会的効率性追求に論拠を置く市民関与支持論

市民関与によって「計画内容を改善することができる」といった主張がここにあたると考えられる。

これは、市民関与は、エリート主義の弊害を改善できるという意味で、社会的効率性を向上できるという主張である。たとえば、密室で決定される計画は、特定少数のエリートたちの私利追求の結果となる可能性が高いため、そこでできる計画は必ずしも社会的効率性を向上させるものとなっておらず、場合によっては低下させる可能性もある。市民が計画に加わりそのプロセスを監視することで、そうした独裁による弊害を防止できるというものである。

ここでは、多くの市民の意見を取り込むことで、計画が改善されることを前提としている。だが、果たして実際にそうなのであろうか? 結局、集会的な意志決定においては、多数決等の手法に依存するしかないと考えられるが、多数派の主張する計画が、社会的効率性の面から見て適切である保証はない。そもそも、市民関与によって計画が改善されると考えるのは、楽観的にすぎるであろう。

また、社会全体としての便益が増大することだけをもって、市民関与を支持することも同様に危険であると言えよう。多数の市民が計画プロセスに関与すると、不利益を被るかもしれない少数市民が存在するにもかかわらず、多数決などの集団意志決定方法によって社会的純便益が正であることを理由に事業が正当化されてしまう可能性がある。これでは、不公平の存在を肯定してしまうこととなる。

(d) 社会的公平性追求に論拠を置く市民関与支持論

この考え方は、市民が計画プロセスに関与することによって、地域間、世代間、さらには市民個人の間での公平性が改善されるというものである。確かに、インフラ整備によって被害を受ける可能性のある市民が事業に関与して自らの主張を行うことができれば、全くそういった主張ができないときよりも、計画が変更されて公平性が達成される可能性はあるかもしれない。

だが、現実的にはそもそも公平性をどうやって定義するのかという問題がある。市民個人の利得を、金

銭的なものだけでなく精神的なものも含めて客観的に計測する手法を開発する必要があるのは当然だが、ある程度は市民による自己申告をベースとした方法に頼らざるを得ない面もあるであろう。そのとき、虚偽の申告をするかもしれないというリスクをどう扱うべきなのか？ また何をもって公平であるとするのか、どの程度公平ならばそれでよしとするのかといった問題もある。これらを解明しないと、多大な時間と労力をかけてまで市民関与を行う意義を主張することが難しくなるであろう。

(e) 特定主体の利得追求主義に根拠を置く市民関与支持論

「事業者・行政が市民の情報を収集できる」、「行政が市民からの信頼を回復できる」、「社会的弱者を救済できる」といった主張がここに該当する。

この考え方は、特定の主体の効用改善を主張するものであり、したがって当然ながら社会の構成員全員から支持されるものになるとは考えにくい。ただし、各関係主体の個別の行動目的としては、当然考えられる指針である。また、行政や事業者のように、組織の内部でさえ市民関与に対する意志統一が達成されていない場合には、市民関与の必要性を反対派に説得するための便法として見なすこともできるであろう。

補. 2.2 市民関与の形態のあり方に関する議論

インフラ整備への市民関与は必要であるという主張であっても、さらに関与方法については、いくつかの見方がある。大きく分けると、(1)市民が最終的な計画決定権限を持ち、専門家はその技術的サポートに徹すべきである、という考え方で、(2)あくまでも専門家が最終的な計画決定の権限を持っているが、市民はその決定手続に関する情報に自由にアクセスでき、かつ異論のあるときには意見を申し立てることができる、という考え方で、以下、それぞれの考え方について論点を整理する。

(1) 市民が最終的な計画決定権限を持つという前提に立つ市民関与論

市民が最終的な決定権限を持つという考え方は、直接民主主義そのものであると言えるであろう。具体的な手段としては、住民投票が考えられる。しかし住民投票は、すでに指摘されている通り、さまざまな問題を抱えている。それらを列挙すれば、次のようになるであろう。

(a) 対象とする住民の定義の問題：どの範囲の市民まで投票権を持っているとみなすのか。単に空間的な範囲のみならず、市民の個人属性(不動産の所得権や単なる雇用者)なども考慮に入れば、明確に定義することはかなり困難である。

(b) 投票率の問題：沖縄の米軍基地問題や、各地で問題となっているような産業廃棄物処理場建設のように市民の関心が高ければよいが、必ずしもすべてのインフラ整備に対して市民が高い関心を示すわけではない。むしろ、大半の市民の関心が低いからこそサイレントマジョリティが生じるわけで、これは住民投票を行なうからといって解決する問題ではない。

(c) 決定の質の問題：十分な資料や情報に基づく冷静かつ多面的な討議が浸透しにくく、マスコミ等による大衆操作の影響を受けやすい。また、一時の盛り上がりや偶然的な要素に左右されがちなため、政策的

に一貫性を欠いた結論になりがちである。

住民投票が、我が国で憲法改正などの例外を除けば法的な手続として認められていないのは、以上に挙げたような様々な問題が危惧されているからである。現在も、各地で住民投票の条例が制定されつつあるが、十分な吟味が必要であると考ええる。

(2) 専門家が最終的な計画決定の権限を持っているという前提に立つ市民関与論

この考え方は、さらに(a)専門家は社会の厚生水準向上のために行動しているが、市民に関する情報を完全には把握できないから市民関与が必要、という前提に立つものと、(b)専門家はそもそも私利私欲に基づいた行動を行うものであるから市民関与が必要、という前提に立つものとの2つに分けられる。前者の前提に立つ場合には、情報公開が必要となり、後者の前提に立つ場合には、市民が専門家の行う計画決定プロセスを監視でき、かつ問題があるときには異議を唱えられることが必要となる。

まず、情報公開については近年その必要性が強く論じられている。情報公開が必要とされる根拠は、市民の「知る権利」である。これは、他人の諸権利を侵害しない限り、自分の利得に関わるすべての情報を自由に獲得する権利を、人間は生まれながらにして平等に持っている、と考えるものである。現在では、「知る権利」そのものが否定されることはほとんどない。むしろ、問題になるのはどういった情報であれば、大衆に公開すべきかという問題である。

公開すべき情報については、先進事例であるアメリカを参照に議論が進められることが多い。そこでは、(1)国防に関連する重要な国家機密に関する情報、(2)現在議論が進行中であり不確定要素の大きい情報、(3)特定個人のプライバシーを侵害するような情報、を除くすべての行政情報の公開が必要であると考えられていることが多い。ただし、我が国の判例法上では、行政情報は国民とまったく関係のない行政の内部的な事項であるから、その公開は行政裁量の問題であると解釈されている。

また、異議申立については、都市計画事業など一部の事業を除けば、我が国の法制度ではまだ十分に整備されているわけではないことは、本編第4章で述べたとおりである。ダールも述べる通り、異議申立を行うことができるか否かは、当該制度が十分に民主主義化されているかどうかを判定する重要な点であると考えられる。イギリスやドイツにおける道路建設事業では、事業に関係すると考えられるいかなる人物も意見を申し立てる権利を有しており、(ただし、事業に関係するかどうかについての判断は、事業者側の常識的な判断に任されている)しかもそれらの意見に対して、事業者は必ず回答を行う必要があった。我が国では、申し立てられた意見の取り扱いが極めて不明確であり、今後の制度上の改善が大いに期待されることである。

補. 2.3 サイレントマジョリティの参加促進論

インフラ整備において事業計画にかかわるのは主に反対住民であり、大半の住民は事業にかかわろうとしないのが実態である。また、こうした大半の市民は、事業に対して強く反対でも賛成でもなく、やや賛成という立場(現状の生活水準が最低限保たれるのであれば、インフラはあってもなくてもよい)でも少

しでも水準が向上するのであれば、あるに越したことはない)の人が多い。サイレントマジョリティと呼ばれる多くの市民が事業にかかわることで、事業に対する支持者と反対者が相互に話し合いを行い、その結果、市民レベルでの合意形成が可能となると期待されている。例えば、まちづくり事業の協議会で、さまざまな意見を持つ市民が集まって互いに意見交換をしたりすることによって、市民レベルでの合意形成ができると言われていた。ただし実際には、まちづくり協議会においても、必ずしも十分な人数の市民が参加しないために、協議会での決定事項が対象地区の市民の総意とは言えないような事態が、しばしば生じている。

これは、「やや賛成」である多数派の市民を話し合いに参加させることによって、社会全体の意見の分布を正確に再現させようとするものである。そして、多数決の論理によって、少数意見の市民を説得させようとするものである。

いずれにしても、少なくとも、市民に対して議論に参加するための何らかのインセンティブを与えない限り、事業に無関心の人々を話し合いに巻き込むことは困難であるといえるであろう。

一般的にインフラ整備は、生きてくるトータルとしての便益は非常に大きい、それを享受する市民の人数も多いために、一人あたりの便益が小さくなる。そのために、事業による利得を明示的に認識できない。いやにして、その便益を認識させるのが、キーとなるであろう。

補.3 市民関与の意義とそのあり方

以上で、整理してきたように、市民関与をめぐるのは、いまだにさまざまな考え方、主義主張が存在する。だが明らかにどの主張も一長一短である。例えば、市民の関与を拒絶し、少数の専門家が行う計画決定は、一見、効率的であるかもしれないが、それが行き過ぎると特定主体間の利害調整のみに終始し、かえって社会的に見て望ましくない計画ができてしまう可能性がある。逆に、種々雑多な市民が計画決定に関われば、合意が形成されるまでに必要な時間的、精神的、金銭的費用が増大し、結果的に、社会全体として非効率になってしまう可能性がある。

結局、どの計画策定手法、あるいは、どの主義主張が優れているかという問題ではなく、むしろ絶対的な規範として、どれか一つの価値基準に社会が固執してしまうことこそが危険であると、筆者は考えている。そもそも何が良いかわからないからこそ、全員の話し合いによりそれを決定するのだ。かなり理想論であると従来より批判される考え方ではあるが、これこそが、インフラ整備を含む各種政策決定に、市民が関与すべき根拠となるべきものではなからうか。ゆえに、時代や社会的背景の変化とともに、市民の意見の分布は変化するのであるから、計画策定手法やそれに関連する制度も変化してしかるべきものである。

近年新聞をにぎわしている役人の不祥事や、公共事業予算の無駄遣いの実態暴露は、行政の信頼を著しく低下させていると言われる。また、戦後から続いた全国的な大規模インフラ整備が一段落を迎え、少なくとも物質的には豊かになった現在、国民はこれ以上のインフラ整備を望まなくなっている、という意見もしばしば聞かれる。こうした状況を鑑みれば、一般市民もインフラ整備に関してその必要の是非が

ら議論できるように諸制度を変更すべきだ、という主張が出てくるのは、ごく自然な結果と言えるであろう。

だが、市民が計画策定に関わることによって、もしかすると、しばらくの間、十分なインフラ整備ができなくなり、各種公共サービスの質・量が著しく低下することになってしまうかもしれない。あるいは、計画策定にかかる諸費用が急激に増加し、かえって市民の負担を増加させることになるかもしれない。さらには、それまでインフラ整備に従事していた人々が失業者となって街にあふれ、治安がますます悪化することになるかもしれない。

だが、それらはすべて我々が判断した結果なのである。計画策定に関与できる権利を持つことは、同時にその責任を負うことも意味する。政治家が辞職するようには、我々市民は社会に対する責任を回避することはできない。我々は、真の意味で「市民」になる必要があるのだ。

我々は、社会に対する自分の言動の責任をきちんと負うことができるであろうか？ 安易に聞こえのいい住民参加論に流されてはいないだろうか？ 形式的な住民参加制度に自己満足をしてしまっていないだろうか？ 社会の一構成員として、次世代に非難されることのなきよう、自問自答していくべきであると考えている。

補.4 本章のまとめ

本章では、市民関与のあり方に関する論点を整理し、インフラ整備事業における市民関与の意義・あり方について私論を述べた。中でも述べたように、物事のあり方に関する主張は、多種多様であって当然である。ましてや、近年、価値観が多様化しつつある中、あらゆる考え方が尊重され、またあらゆる人々が議論に加わっていくことが、社会全体としても期待されている。

だが、従来までと同様、議論が活発に行われたい限り、世間の問題意識を生み出すこともないし、学術的な関心が高まることもない。

少なくとも市民関与をめぐるあるべき論は、土木計画学の分野ではあまり議論されてこなかったように思う。近年の、パブリックインボルブメントをめぐる議論の盛り上がりを受けて、こうした規範的な側面についてもさらなる考察が行われることを切に期待する。

付録1 インフラ整備における市民関与に関連する法令規定（第4章付録）

付1.1 はじめに

ここでは、第4章の分析において使用した法制度の規定内容に関する資料を示す。なお、ここに収められている関連法制度は、以下の通りである。

- (1) 都市計画法
- (2) (旧) 都市計画法
- (3) 道路法
- (4) 高速自動車国道法
- (5) 下水道法
- (6) 河川法
- (7) 土地区画整理法
- (8) 都市再開発法
- (9) 港湾法
- (10) 航空法
- (11) 鉄道事業法
- (12) 全国新幹線鉄道整備法
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (14) 発電用施設周辺地域整備法
- (15) 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(大店法)

いずれについても、ここでは関連する法律のみを対象としており、原則的には政令や省令は含まれていない。また、いずれの法律についても、平成8年3月時点のものであり、それ以降の変更については考慮されていない。なお、第4章で分析の対象としたインフラ以外の関連法律についてもここでは参考として示している。

付 1. 2 関連法律の概要および市民関与に関する主な関連条項

(1) 都市計画法 (新法)

① 公布年月日：昭和 43 年 6 月 15 日

② 施行年月日：昭和 44 年 6 月 14 日

③ 対象計画：

【都市施設の整備に関する事業 (第 11 条、都市計画区域外でも適用)】

- ・ 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- ・ 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- ・ 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ゴミ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- ・ 河川、運河その他の水路
- ・ 学校、図書館、研究施設、その他の教育文化施設
- ・ 病院、保育所、その他の医療施設又は社会福祉施設
- ・ 市場、と畜場又は火葬場
- ・ 一団地の住宅施設、官公庁施設、流通業務団地

【市街地開発事業 (第 12 条)】

- ・ 土地区画整理事業
- ・ 新住宅市街地開発事業
- ・ 市街地再開発事業
- ・ その他、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業等

④ 文書、図面による情報公開の規定

【第 17 条の 1 項】

都道府県知事又は市町村は当該都市計画の案を広告の日から二週間公衆に縦覧しなければならない。

【第 62 条】

建設大臣又は都道府県知事は都市計画事業の認可又は承認をしたときは施行者の名称、計画の種類、事業施行期間、及び事業地を告示し、関係市町村長に事業地を表示する図面、設計の概要を表示する図書等を送付しなければならない。市町村長は事業期間終了の日まで前項の図書を当該市長村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

—建設省令第 49 条—

市町村長は図書の送付を受けたときは直ちにその図書を公衆の縦覧に供すると共に、縦覧場所を広報その他所定の手段により公告しなければならない。

⑤ 意見書等、住民意見の伝達に関する規定

【第 16 条の 2 項】

都市計画に定める地区計画等の案は、その案に係わる区域内の土地所有者その他利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。

【第 17 条の 2 項】

関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間中に都道府県知事の作成に係わるものについては都道府県知事に、市町村の作成に係わるものについては市町村に意見書を提出することができる。

⑥ 説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定

【第 16 条の 1 項】

都道府県知事又は市町村は、都市計画の案を作成しようとするとき必要があると認めれば公聴会の開催等住民の意見を反映させるのに必要な措置を講ずることができる。

—建設省都市局長通達—

- ・ 公聴会は原則として都市計画区域ごとに開催する
- ・ 公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ公聴会の開催日時、場所、計画案の概要等を広報、掲示板等に公表し、これに対して公聴会に出席して意見を述べようとするものに文書で意見の要旨を提出させるものとする。
- ・ 意見書の要旨の内、同要旨のものをまとめて公述人を選定
- ・ 説明会は必要があるときは原則として市町村ごとに開催する
- ・ 開催場所は関係住民の参集の便を考慮して定めるものとする
- ・ 説明会の日時及び場所をあらかじめ広報その他により公表するものとする

【第 66 条】

都市計画事業の告示があったときは、施行者はすみやかに自己が施行する都市計画事業の概要について、事業地及びその付近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。

—建設省令第 54 条—

- ・ 会合を開催する場所はできる限り、事業地の付近地の住民の参集の便利を考慮して定めること。
- ・ 会合の日時及び場所を会合を開催する日の 1 週間前までに住民に通知し、又は新聞紙に公告すること。

⑦ 住民意志の反映されるような審議会についての規定

【第 5 条の 3 項】

都道府県知事は都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都市計画地方審議会の意見を聞くとともに建設大臣の認可を受けなければならない。

【第 5 条の 4 項】

2 以上の都府県の区域に渡る都市計画区域は建設大臣があらかじめ関係都府県知事の意見を聞いて指定

するものとする。この場合において関係都府県知事が意見を述べようとするときはあらかじめ、関係市町村及び都市計画地方審議会の意見をきかなければならない。

【第77条の1項】

この法律によりその権限に属された事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に都市計画地方審議会を置く。

一都市計画地方審議会の組織及び運営の基準を定める制令、第2条—

・審議会を組織する委員は学識経験のあるもの、関係行政機関の職員、市町村の長を代表するもの、都道府県議会の議員、市町村議会の議長を代表するものにつき、都道府県知事が任命するものとする。

⑧住民側の同意が必要等の規定

特になし

⑨行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分等の規定

特になし

(2)都市計画法(旧法)

①制定年月日：大正8年4月5日

②施行年月日：

③対象計画：交通、衛生、保安、防空、経済等に関わる重要施設の計画

④文書、図面による情報公開の規定

【第3条の2項】

都市計画、都市計画事業及び毎年度執行すべき都市計画事業については政令の定める所により主務大臣、これを告示し、行政庁をして関係図書を縦覧に供せむべし。

⑤意見書等、住民意見の伝達に関する規定

特になし

⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定

特になし

⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定

特になし

⑧住民の同意が必要等の規定

特になし

⑨行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分等の規定

特になし

(3)道路法

①公布年月日：昭和27年6月10日

②施行年月日：昭和27年12月5日

③対象計画：道路計画(高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道)

④文書、図面による情報公開の規定

【第9条】

都道府県知事または市町村長は路線認定時に路線名、起点、終点、重要な経過地、その他必要な事項を公示しなければならない

⑤意見書等、住民意見の伝達に関する規定

特になし(道路審議会には住民との関わりなし)

⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定

特になし

⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定

特になし

⑧住民側の同意が必要等の規定

特になし

⑨行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分等の規定(第96条)

【第46条2項】

・道路管理人は道路の破損、欠陥等の場合において道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは一時、道路の通行を禁止し、又は制限できる。

【第68条1項、2項】

・道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、収用し、もしくは処分できる。

・道路管理者は非常災害により道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者、又はその付近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

(4)高速自動車国道法

①公布年月日：昭和32年4月25日

②施行年月日：昭和32年4月25日

③対象計画：高速自動車国道整備計画

④文書、図面による情報公開の規定

【第3条の3項】

運輸大臣及び建設大臣は高速自動車国道の予定路線を定めるときは遅滞なく政令で定める事項を告示しなければならない。

【第7条の1項】

建設大臣は整備計画が決定されたとき、高速自動車国道の区域を決定して制令で定めるところによりこれを公示し、かつこれを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。

【第13条の2項】

建設大臣は特別沿道区域の指定をした場合においてはその区域を公示し、かつこれを表示した図面を公衆の縦覧に供しなければならない。

⑤意見書等、住民意見の伝達に関する規定

特になし

⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定

特になし

⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定

特になし(国土開発幹線自動車道建設審議会には住民との関わりなし)

⑧住民側の同意が必要等の規定

特になし

⑨行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分の規定

特になし

(5)下水道法

①公布年月日：昭和33年4月24日

②施行年月日：昭和34年4月23日

③対象計画：下水道施設計画(排水施設、処理施設、ポンプ施設等)

④文書、図面による情報公開の規定

【第9条】

公共下水道管理者は供用開始前にあらかじめ、供用開始の年月日、下水を排除する区域等を公示し、かつこれを表示した図面を管理者である地方公共団体の事務所において一般に縦覧しなければならない。

【第27条の1項】

都市下水路を管理するものは下水道を都市下水道とするとき、都市下水路となるべき下水道の区域を公示し、且つ、これを表示した図面を管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

⑤意見書等、住民意見の伝達に関する規定

特になし

⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定

特になし

⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定

特になし

⑧住民側の同意が必要等の規定

特になし

⑨行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分の規定

特になし

(6)河川法

①公布年月日：昭和39年7月10日

②施行年月日：昭和40年4月1日

③対象計画：河川管理施設、ダム等の計画

④文書、図面による情報公開の規定

【第38条】

河川管理者は水利使用の申請のあった場合は申請者の氏名、水利使用の目的等を関係河川使用者に対して通知しなければならない。

⑤意見書等、住民意見の伝達に関する規定

【第39条】

水利使用の申請があった時の通知に際して関係河川使用者は建設省令で定めるところにより河川管理者に対して当該水利利用によりそのものが受ける損失を明らかにして、意見を申し出ることができる。

⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定

特になし

⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定

特になし(河川審議会は住民との関わりなし)

⑧住民側の同意が必要等の規定

【第40条(申し出をした関係河川使用者がある場合)】

河川管理者は水利使用の申請の許可を与える場合において、関係河川使用者で当該申請に関わる水利利用により損失を受ける者があるときはその全ての同意がある場合を除き、その許可をしてはならない。但し次の各号の場合はその限りではない。

1. 当該水利使用に関わる事業が関係河川使用者の当該河川の使用に関わる事業に比し公益性が著しく大きい場合(但し、建設大臣は河川審議会の意見を聞かなければならない)
2. 損失を防止するために必要な施設を設置すれば河川使用者の事業の支障にならないと認められる場合

9 行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分の規定(第97条)

【第22条1項、2項】

- ・洪水、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において必要な土地を使用し、土石、竹木その他資材を使用し、もしくは取用し、車両その他の運搬具もしくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる
- ・河川管理者は前項に規定する措置をとるため緊急の必要がある時は、その付近に居住する者またはその現場に在る者を当該業務に従事させることができる

(7) 土地区画整理法

① 公布年月日：昭和29年5月20日

② 施行年月日：昭和30年4月1日

③ 対象計画：土地区画整理事業(都市計画区域内の土地について行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設等の事業)

④ 文書、図面による情報公開の規定

《個人施行》

【第9条3項】

都道府県知事は事業の認可をした場合施行者の氏名、事業施工期間、施行地区その他建設省令で定める事項を公告し、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については建設大臣、市町村長に、施行地区、設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

二 第9条4項】

市町村長は、換地処分の公告の日まで、それらの関係図書を市町村の事務所で公衆の縦覧に供しなければならない。

《組合施行》

【第20条の1項】

都道府県知事は認可の申請があったとき施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。

【第21条の3項】

都道府県知事は事業の認可をした場合、組合の名称、事業施工期間、施行地区、その他建設省令で定める事項を公告し、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については建設大臣、市町村長に施行地区、設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

【第21条の5項】

市町村長は、換地処分の公告の日まで、それら関係図書を市町村の事務所で公衆の縦覧に供させなけれ

ばならない

《地方公共団体施行》

【第55条の1項】

事業計画を定めようとするときに都道府県知事または市町村長は、事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない

【第55条の9項】

事業計画を定めたときは、都道府県知事または市町村長は施行者の名称、事業施工期間、施行地区その他建設省令で定める事項を公告しなければならない

【第55条の10項】

市町村長は公告の日から換地処分の公告の日までそれら関係図書を市町村の事務所で公衆の縦覧に供せなければならない

行政庁施行

【第69条の1項】

事業計画を定めようとするときに都道府県知事または市町村長は、事業計画を二週間公衆の縦覧に供せなければならない

【第69条の9項】

事業計画を定めたときは、都道府県知事または市町村長は施行者の名称、事業施工期間、施行地区その他建設省令で定める事項を公告しなければならない

【第69条の10項】

市町村長は公告の日から換地処分の公告の日まで関係図書を市町村の事務所で公衆の縦覧に供せなければならない

《公団等による施行》

【第71条の3項の4】

建設大臣または都道府県知事は認可の申請があった時施行規定及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供せなければならない

【第71条の3項の11】

建設大臣又は都道府県知事は事業の認可をした場合、施行者の名称、事業施工期間、施行地区、その他建設省令で定める事項を公告し、関係都道府県知事及び関係市町村長に施行地区、設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

【第71条の3項の12】

市町村長は公告の日から換地処分の公告の日までそれら関係図書を市町村の事務所で公衆の縦覧に供せなければならない

⑤ 意見書等、住民意見の伝達に関する規定

《個人施行》

特になし

《組合施行》

【第20条の2項】

利害関係者(当該土地画整理事業に係る土地もしくはその土地に定着する物件、又は関係のある水面について権利を有するもの)は縦覧期間満了の日から数えて二週間までに都道府県知事に意見書を提出することができるただし都市計画において定められた事項についてはこの限りではない

* 地方公共団体による施行における第55条の2も同様

* 行政庁による施行における第69条の2項も同様

* 公団等による施行における第71条の3項の5も同様

【第20条の3項】

都道府県知事は意見書の内容を審査し、その意見書にかかる意見を採択すべきであると認めるときは事業者に必要な修正を加えることを命じ、またその意見書にかかる意見を採択すべきではないと認めるときはその旨を意見書を提出したものに通知しなければならない

* 地方公共団体による施行における第55条の4項では都市計画地方審議会が意見書の意見を審査

* 行政庁による施行における第69条の4項では都市計画地方審議会が意見書の意見を審査

* 公団等による施行における第71条の3項の8では建設大臣が意見書の意見を審査

⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定

特になし

⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定

個人施行、組合施行

特になし

地方公共団体施行

【第56条】

都道府県、又は市町村が施行する土地画整理事業ごとに、都道府県又は市町村に土地画整理審議会を置く。審議会は換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項についてこの法律に定める権限を行う。

【第58条の1項】

委員は政令で定めるところにより、施行地区内の宅地の所有者及び所有地区内の宅地について借地権を有する者が、それぞれのうちから各別に選挙される。この場合において、それぞれ選挙される委員の数は、施行地区内の宅地の所有者の総数と借地権を有する者の総数との割合におおむね比例しなければならない

【第58条の3項】

都道府県知事又は市町村長は土地画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、委員の定数の

5分の1を超えない範囲で学識経験者を委員に選任できる。

* 行政庁施行における第70条、公共団体等施行における第71条も同様

⑧住民側の同意が必要等の規定

《個人施行》

【第8条の1項】

施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者がある場合それらの者の同意を得なければならない

【第8条の2項】

ただし宅地について権利を有する者のうち所有権又は借地権を有する者以外の者について同意を得られないときその同意を得られない理由を記載した書面を添えて認可を申請することができる

《組合施行》

【第18条】

組合設立の認可を申請する者は、定款、事業計画について施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては同意した者の宅地、借地の地積の合計が施行地区内の宅地、借地の地積の合計の三分の二以上でなければならない

《地方公共団体による施行》

特になし

《行政庁による施行》

特になし

《公共団体等による施行》

特になし

①行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分の規定(第127条)

【第14条1項、第39条1項、第71条の2の1項、第71条の3の14項の規定による認可】

・土地画整理組合を設立しようとする者は7人以上共同して定款及び事業計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない

・組合は定款又は事業計画を変更するとき、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない

・地方住宅供給公社、地方公社施行の場合も同様である

【第20条3項、第55条4項、第69条4項、第71条の3の8項の規定による通知】

・都道府県知事は意見書の提出があった場合、その内容を審査し、その意見書に関わる意見を採択すべきであると認めるときは、申請を認可した者に対し事業計画に必要な修正を加えることを命じ、採択すべきでないとは認めるときは意見書を提出した者に通知しなければならない

・都道府県、市町村施行、建設大臣、都道府県知事、市町村長の事業における都市計画地方審議会についても同様である

・地方住宅供給公社施行の建設大臣についても同様である

【第52条1項、第66条1項の規定によってする事業計画の決定】

・都道府県又は市町村は土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程および事業計画を定めなければならない。

・建設大臣、都道府県知事、市町村長施行の事業も同様である

【第52条1項、第55条12項、第66条1項、第69条12項の規定による認可】

・都道府県又は市町村が定めた事業計画の設計の概要について都道府県にあっては建設大臣の、市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない

変更をするときも同様に認可を受けなければならない

・建設大臣、都道府県知事、市町村長施行の事業も同様である

【第88条4項の規定による通知】

換地計画において意見書の提出があった場合、施行者はその内容を審査し、その意見書に関わる内容を採択すべきと認めるときは換地計画に必要な修正を加え、採択すべきでないとするときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない

(8)都市再開発法

①公布年月日：昭和44年6月3日

②施行年月日：昭和44年6月14日

③対象計画：市街地再開発事業

④文書、図面による情報公開の規定

《個人施行》

【第7条の15項の1】

都道府県知事は第一種市街地再開発事業の認可をしたときは、施行者の氏名または名称、事業施工期間、施行地区、その他建設省令で定める事項を公告し、建設大臣、関係市町村長に施行地区、設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

【第7条の15項の3】

市町村長は建設工事の完了の公告の日まで関係図書を市町村の事務所で公衆の縦覧に供しなければならない

《組合施行》

【第16条の1項】

都道府県知事は認可の申請があったとき施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、事業計画を二

週間公衆の縦覧に供させなければならない。

【第19条の1項】

都道府県知事は第一種市街地再開発事業の認可をしたときは、組合名、事業施工期間、施行地区、その他建設省令で定める事項を公告し、建設大臣、関係市町村長に施行地区、設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

【第19条の3項】

市町村長は建設工事の完了の公告の日まで関係図書を市町村の事務所で公衆の縦覧に供しなければならない

《地方公共団体による施行》

【第53条の1項】

地方公共団体は事業計画を定めようとするときは、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

【第54条の1項】

地方公共団体は事業計画を定めたときは市街地再開発事業の種類及び名称、事業施工期間、施行地区その他建設省令で定める事項を公告しなければならない

【第55条の2項】

市町村長は建設工事完了の公告の日まで関係図書を市町村の事務所で公衆の縦覧に供しなければならない

【第83条】

個人施行者以外の施行者は権利変換計画を定めようとするときにはその計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない

⑤意見書、文書による住民意見の伝達に関する規定

《個人施行》

特になし

《組合施行》

【第16条の2】

当該第一種市街地再開発事業に関係のある土地またはその土地に定着する物件について権利を有する者は、縦覧期間満了の日から数えて二週間までに都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし都市計画において定められた事項についてはこの限りではない

【第16条の3】

都道府県知事は意見書の内容を審査し、その意見書にかかる意見を採択すべきであると認めるときは事業者に必要な修正を加えることを命じ、またその意見書にかかる意見を採択すべきではないと認めるときはその旨を意見書を提出したものに通知しなければならない

《地方公共団体による施行》

【第53条の2項】

当該第一種市街地再開発事業に係る土地またはその土地に定着する物件について権利を有する者は、縦覧期間満了の日から数えて二週間までに地方公共団体に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項についてはこの限りではない。地方公共団体は意見書の内容を審査し、その意見書にかかる意見を採択すべきであると認めるときは事業者に必要な修正を加えることを命じ、またその意見書にかかる意見を採択すべきではないと認めるときはその旨を意見書を提出したものに通知しなければならない。

【第83条】

個人施行者以外の時、施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者は、縦覧期間内に権利変換計画について意見書を出すことができる。施行者は前項の規定により意見書の提出があったときはその内容を審査し、その意見書に関わる意見を採択すべきであると認めるときは計画に必要な修正を加え、採択すべきではないと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定

特になし

⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定

《個人施行、組合施行》

【第7条の19、第43条】

都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有しかつ公正な判断をすることができる者のうちから審査委員3人以上を選任しなければならない。

地方公共団体施行

【第57条の1項】

地方公共団体が施行する市街地再開発事業ごとに、その地方公共団体に市街地再開発審査会を置く。

【第57条の4項】

委員は土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有しかつ公正な判断ができる者、施行地区内の建物について所有権又は借地権を有する者のうちから地方公共団体の長が任命する。

【第84条】

施行者は権利変換計画を定め、又は変更しようとするときは審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発委員会の議決を得なければならない。前項の規定は意見書の提出があった場合においてその採否を決定するときに準用する。

⑧住民側の同意が必要等の規定

《個人施行》

【第7条の12項】

事業認可を申請しようとする者はあらかじめ、事業計画につき施行地区内の公共施設の管理者の同意を得なければならない。

【第7条の13項の1】

事業認可を申請しようとする者は、その者以外に施行区域内の宅地または建築物について権利を有する者がいるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。

【第7条の13項の2】

ただし宅地について権利を有する者のうち所有権又は借地権を有する者以外の者について同意を得られないときその同意を得られない理由を記載した書面を添えて認可を申請することができる。

* 権利変換計画においても第7条の13項の規定と同様にその他関係権利者の同意が必要となる(第7条の2項)

《組合施行》

【第12条】

事業認可を申請しようとする者はあらかじめ、事業計画につき施行地区内の公共施設の管理者の同意を得なければならない。

【第14条】

組合設立の認可を申請する者は、定款、事業計画について施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては同意した者の宅地、借地の地積の合計が施行地区内の宅地、借地の地積の合計の三分の二以上でなければならない。

《地方公共団体による施行》

特になし

⑨行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分の規定(第127条)

【第11条1項、第38条1項、第51条1項、第58条1項の規定による認可】

・第一種市街地再開発事業の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、5人以上共同して定款及び事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けて組合を設立することができる。

・変更時も同様である。

・地方公共団体、住宅・都市整備公団施行の場合も同様である。

【第16条3項の規定による通知】

・都道府県知事は意見書の提出があった時はその内容を審査し、その意見書に係わる内容を採択すべきと認めるときは事業計画に必要な修正を加えることを命じ、採択すべきでないとは認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

【第83条3項の規定による通知】

・権利変換計画において意見書の提出があった場合、施行者はその内容を審査し、その意見書に関わる

内容を採択すべきと認めるときは権利変換計画に必要な修正を加え、採択すべきでないときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない

(9) 港湾法

①公布年月日：昭和25年5月31日

②施行年月日：昭和25年5月31日

③対象計画：港湾計画

④文書、図面による情報公開の規定

【第3条の3の9、10項】

重要港湾、地方港湾の港湾管理者は港湾計画を定めたときには遅滞なく、運輸省令で定めるところにより当該港湾計画の概要を公示しなければならない

⑤意見書等、住民意見の伝達に関する規定

特になし

⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定

特になし

⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定

特になし（地方港湾審議会は住民との関わりなし）

⑧住民の同意が必要等の規定

特になし

⑨行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分の規定

特になし

(10) 航空法

①公布年月日：昭和27年7月15日

②施行年月日：昭和27年7月15日

③対象計画：空港整備計画

④文書、図面による情報公開の規定

【第38条の3項】

運輸大臣は飛行場の設置の許可の申請があったときは飛行場の位置及び範囲、公共の用に共するかどうかの別、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日、その他運輸省令で定める事項を告示するとともに現地においてこれを掲示しなければならない。

⑤意見書等、住民意見の伝達に関する規定

特になし

⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定

【第39条の2項】

運輸大臣は飛行場の設置の許可にかかわる前項の審査を行う場合は公聴会を開き、当該飛行場の設置に関し、利害関係を有する者に当該飛行場の設置に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定

特になし

⑧住民側の同意が必要等の規定

特になし

⑨行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分の規定

特になし

(11) 鉄道事業法

①公布年月日：昭和61年12月4日

②施行年月日：昭和62年4月1日

③対象計画：鉄道整備計画

④文書、図面による情報公開の規定

特になし

⑤意見書等、住民意見の伝達に関する規定

特になし

⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定

【第65条】

地方運輸局長は当該事業について必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる

・鉄道事業の免許

・鉄道事業における基本的な運賃及び料金に関する認可

* 但しこの意見聴取の規定は鉄道インフラの整備計画とは直接関係がないと思われる

⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定

特になし

⑧住民側の同意が必要等の規定

特になし

⑨行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分の規定

特になし

(12)全国新幹線鉄道整備法

- ①公布年月日：昭和45年5月18日
- ②施行年月日：昭和45年6月18日
- ③対象計画：新幹線鉄道の整備計画
- ④文書、図面による情報公開の規定

【第4条の2項】

運輸大臣は新幹線鉄道の路線計画を決定したときは遅滞なくこれを公示しなければならない

- ⑤意見書等、住民意見の伝達に関する規定
特になし
- ⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定
特になし
- ⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定
特になし
- ⑧住民の同意が必要等の規定
特になし
- ⑨行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分の規定
特になし

(13)廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ①公布年月日：昭和45年12月25日
- ②施行年月日：昭和46年9月24日
- ③対象計画：清掃工場建設計画
- ④文書、図面による情報公開の規定

【第19条の5の1項】

一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の届出を受けた都道府県知事は当該届出に係わる最終処分場の台帳を調整し、これを補充しなければならない

【第19条の5の3項】

都道府県知事は関係人から請求があったときは1項の台帳又はその写しを閲覧させねばならない

- ⑤意見書等、住民意見の伝達に関する規定
特になし
- ⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定
特になし
- ⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定
特になし

⑧住民の同意が必要等の規定

特になし

⑨行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分の規定

特になし

—設置周辺地域を考慮した特別な規定—

【第9条の4項】

設置許可を受けた者及び一般廃棄物処理施設の届出をした市町村は当該一般廃棄物処理施設に関わる周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする

【第15条の4項】

設置許可を受けた者及び産業廃棄物処理施設の届出をした市町村は当該産業廃棄物処理施設に関わる周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする

(14)発電用施設周辺地域整備法

- ①公布年月日：昭和49年6月6日
- ②施行年月日：昭和49年8月20日
- ③対象計画：発電用施設建設計画
- ④文書、図面による情報公開の規定

【第3条】

主務大臣は発電用施設の設置が予定されている地点のうち次の各号に該当するものを指定し、これを公示するものとする。

- ・その地点における発電用施設の設置に関する計画が確実であると認められること
- ・その地点が工業再配置促進法に規定する移転促進地域等に該当しないこと
- ・その地点の周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な公共用の施設を整備することがその地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため必要であると認められること
- ⑤意見書等、住民意見の伝達に関する規定
特になし
- ⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定
特になし
- ⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定
特になし
- ⑧住民の同意が必要等の規定
特になし
- ⑨行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分の規定

特になし

—設置周辺地域を考慮した特別な規定—

【第4条の6項】

整備計画は他の法律の規定による地域の振興又は整備に関する計画との調和及び地域の環境の保全について適切な配慮が払われたものでなければならない

(15)大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律

①公布年月日：昭和48年10月1日

②施行年月日：公布日より6ヶ月以内

③対象計画：大規模小売店舗建設計画

④文書、図面による情報公開の規定

【第3条】

その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるものを新設するものはその建物の見やすい場所に表示を掲げなければならない

⑤意見書等、住民意見の伝達に関する規定

特になし

⑥説明会、公聴会等の意見交換の場に関する規定

特になし

⑦住民意志の反映されるような審議会についての規定

【第7条の1項】

通商産業大臣又は都道府県知事は第一種、第二種大規模小売店舗の周辺の人の規模及びその推移、中小小売業の近代化の見通し、他の大規模小売店舗の配置及び当該他の大規模小売店舗における小売業の現状等の事情を考慮して当該大規模小売店舗の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすかどうかを審査し、そのおそれがあると認めるときは制令で定める審議会の意見、又は都道府県大規模小売店舗審議会の意見並びに通商産業省令で定めるところにより申し出をした者の意見を聞いて、その届け出を受理した日から4ヶ月以内に限り、その開店日を繰り下げ、又は店舗面積を削減すべきことを勧告できる。

【第7条の2項】

審議会又は都道府県大規模小売店舗審議会は前項の規定により意見を開かれた時、その意見を定めるにあたり、当該大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所、又は商工会の意見、消費者又はその団体、小売業者又はその団体、学識経験者の意見、及び申し出者の意見を聞かなければならない

⑧住民側の同意が必要等の規定

特になし

⑩行政不服手続法に基づく不服申し立ての対象外となる行政処分の規定

特になし

付録2 我が国におけるインフラ整備をめぐる市民運動の歴史的経緯に関する資料

ここでは、第5章の分析において使用した我が国におけるインフラ整備をめぐる市民運動の歴史的経緯に関する資料を示す。なお、ここで使用したのは朝日新聞朝刊・夕刊の昭和41年～平成7年の縮刷版である。

対象としたのは、各年の各月に発生したインフラ整備関連の紛争に関する記事であり、同一のインフラについて複数記事が同一月に存在するときには、そのうちで最も代表的と思われる記事について掲載している。資料の内容は、掲載年月、インフラ種別、場所、行動の主体名、行動内容である。

年/月	インフラ名	種別	場所	主体名	行動内容	関連性
41	2 成田空港	空港	千葉	反対協議会+社会党	2000人デモ	3
41	2 成田空港	空港	千葉	社会党	練炭反対申し入れ	
41	4 成田空港	空港	千葉	反対同盟	一坪地主205人計画反対	
41	4 成田空港	空港	千葉	町	練炭反対を煽情	
41	5 成田空港	空港	千葉	市民	土地を共有し買収の複雑化	
41	6 成田空港	空港	千葉	政府	計画大幅変更→三里塚へ	
41	6 成田空港	空港	千葉	市民	反対総決起大会	
41	6 外郭環状道路	道路	東京	警備会	住居の反対に聞かず計画承認	3
41	6 外郭環状道路	道路	東京	市民	103人署名提出	
41	7 成田空港	空港	千葉	国	閣議了承・地元対策要旨	30
41	7 成田空港	空港	千葉	市民	反対総決起集会	
41	7 外郭環状道路	道路	東京	市民	不買同盟結成	
41	7 外郭環状道路	道路	東京	市民	計画再審議を申し入れ	
41	8 成田空港	空港	千葉	市民	市役所張り込み	2
41	8 成田空港	空港	千葉	市	反対決起取り直し	3
41	8 成田空港	空港	千葉	県	地元対策要旨	1
41	11 外郭環状道路	道路	東京	市民	全勝区地区を一本化して決起	
42	1 成田空港	空港	千葉		公聴会開かれる	3
42	2 国道120号拡幅	道路	新潟宮	建設省	太郎杉の伐採	2
42	2 成田空港	空港	千葉	反対派	代替地の調査で妨害	1
42	3 成田空港	空港	千葉	千葉県	代替地の採免除	1
42	3 成田空港	空港	千葉	反対派	練炭阻止の態度示す	3
42	3 成田空港	空港	千葉	条件派	練炭阻止次第との返答	3
42	6 成田空港	空港	千葉	地元市民	話し合い拒つ	3
42	6 外郭環状道路	道路	東京	警備院建設委員会	視察+計画見直しを検討	1
42	8 成田空港	空港	千葉	反対派	ビケ	2
42	8 成田空港	空港	千葉	運輸省	話し合い拒否	6
42	9 成田空港	空港	千葉	社会党	反対の態度を表明	6
42	9 成田空港	空港	千葉	運輸省	創設延期を表明	9
42	10 びつ原千力船母港		青森	市審議会	条件付きで賛成	3
42	11 下久保ダム		群馬	探石業者	抗議の限り込み	1
42	11 成田空港	空港	千葉	政府	初の対話+一部契約	6
42	12 成田空港	空港	千葉	買収反対派	公団職員をつるし上げ	4
43	2 成田空港	空港	千葉	反対派	学生と共闘態勢強めデモ抗議	33
43	3 糸島原発電	発電所	静岡	漁民	乗船デモ	1
43	3 成田空港	空港	千葉	反対派	骨太部長・補償問題で衝突	52
43	4 成田空港	空港	千葉	反対派	反対闘争続く	
43	4 成田空港	空港	千葉	公団	用地交渉・買収	
43	5 成田空港	空港	千葉	反対派	デモ・集会・闘争	6
43	6 成田空港	空港	千葉	反対派	集会・デモ	2
43	7 成田空港	空港	千葉	反対派	立ち入り調査でいやらがせ	11
43	8 成田空港	空港	千葉	運輸省	東関東など関連事業の決定	4
43	8 東大井発電所	発電所	東京	東京都	練炭反対の回答を重電へ	6
43	11 成田空港	空港	千葉	反対派	空港粉砕基金など学生名義5500人	4
43	12 成田空港	空港	千葉	公団	強制収容の適用申請	1
44	1 外郭環状道路	道路	東京	反対側同盟	再検討を求める	
44	2 八ツ場ダム		群馬	反対同盟	自民党に大量入党	
44	3 成田空港	空港	千葉	反対同盟	決起隊の結成	
44	3 成田空港	空港	千葉	反対派	代替地申込書を提出	3
44	3 富士川水力発電所	発電所	静岡	反対派	市議会で立ち入り阻止	6
44	4 糸島原発電	発電所	静岡	反対協議会	中部電力との話し合いに応じる	1
44	4 糸島原発電	発電所	静岡	関西電力	住民に放射能値公表を決定	1
44	5 成田空港	空港	千葉	公団	牧場陥落	
44	5 成田空港	空港	千葉	反対派	調査ずさんとして補償金の拒否	

30	7成田空港	宇都	千葉	反対派	集会・デモ	
31	8つづ小川原開発	福島	若菜	環境庁	条件付きで賛成に合意	
32	9豊北原見	福島	山口	環境庁	反対運動へ	
33	10新橋原見	福島	新田	原子力委員会	承認を容る	
34	11成田空港	千葉	千葉	千葉県	年内は反対	1
35	12新橋原見	千葉	千葉	市民	断り不償	
36	13相模原見	東京	新田	市民	反対が強い	2
37	14新橋原見	その他	その他	都知事	反対表明	1
38	15東北・北陸新幹線	鉄道	宮城県	反対派		22
39	16成田空港	空港	千葉	反対派	行動に賛成	1
40	17宮ヶ崎ダム	河川	神奈川?	建設省	建設計画	
41	18相模原見	福島	新田	市民	市民会討議	
42	19東北・北陸新幹線	鉄道	赤松	市民	閉路小復作	14
43	20成田空港	空港	千葉	反対派	大規模はいる	6
44	21女川原発	福島	新田	市民	決着せず	1
45	22東北・北陸新幹線	鉄道	東京・上野	反対派	行動に賛成	8
46	23成田空港	空港	千葉	公団	機を強制執行	3
47	24相模原見	福島	新田	都	計画変更を撤回	
48	25東京湾道路	道路	東京	都	誘致を決定	2
49	26東北・北陸新幹線	鉄道	東京・埼玉	市民組織	知事に申し入れ	
50	27成田空港	空港	千葉	反対派	対峙継続	5
51	28旭化成緑地利用	開発	東京・荒川区	市民	過激な反対	多数
52	29相模原見	福島	新田	市民	地下水道掘削2年ぶり解決へ	1
53	30成田空港	空港	千葉	反対派	工期大幅延長	3
54	31新大橋開発	開発	鹿児島	市民	買収交渉	1
55	32横浜新貨物線	鉄道	神奈川	市民	公団に土地売却	1
56	33西武新幹線延伸	鉄道	東京	都	「山下公園増くると否」と否決	
57	34成田空港	空港	千葉	反対派	一掃運動で抵抗	
58	35相模原見	福島	新田	市民	高層の方針	
59	36東北・北陸新幹線	鉄道	北陸	市民	いっしょにいる	多数
60	37成田空港	空港	千葉	反対派	国に話し合い	
61	38南アルプス・スーパー林道	道路	長野	保護団体	懇談会が大混乱	1
62	39東北・北陸新幹線	鉄道	北陸	区長	反対運動	
63	40成田空港	空港	千葉	運輸省	音楽の演奏	1
64	41山内原発	福島	鹿島	市民	賛成	2
65	42東北・北陸新幹線	鉄道	北陸	市民	反対派と話し合い	14
66	43成田空港	空港	千葉	公団など	建設前に住民協定	2
67	44東北・北陸新幹線	鉄道	北陸	市民	撤回要求	7
68	45成田空港	空港	千葉	反対派	反対派と話し合い	多数
69	46山内原発	福島	鹿島	市民	事前調査に反対決議	
70	47東北・北陸新幹線	鉄道	北陸	反対派	都に訴える	4
71	48横浜新貨物線	鉄道	神奈川	市民	都に訴える	4
72	49成田空港	空港	千葉	反対派	北力阻止を決議	
73	50南アルプス・スーパー林道	道路	長野	保護団体	いろいろ	3
74	51東北・北陸新幹線	鉄道	東京・神田	反対派	いろいろ	5
75	52成田空港	空港	千葉	反対派	計画白紙撤回要求	3
76	53女川原発	福島	新田	反対派	一万人集会	2
77	54東北・北陸新幹線	鉄道	埼玉・長野	市民	仮処分申請で対抗	2
78	55成田空港	空港	千葉	反対派	一掃運動で対抗	2
79	56本州四国連絡橋	その他	四国	反対派	いろいろ	多数
80	57東北・北陸新幹線	鉄道	北陸	市民	地元無視に抗議	7
81	58横浜新貨物線	鉄道	神奈川	反対派	抗議活動	1
82	59成田空港	空港	千葉	反対派	小規模	7
83	60南アルプス・スーパー林道	道路	長野	反対派	集会・デモ	13
84	61女川原発	福島	新田	市民	戻り込み	
85	62東北・北陸新幹線	鉄道	埼玉	北新連	安全協定に賛成	
86	63成田空港	空港	千葉	反対派	対話路線	
87	64成田空港	空港	千葉	反対派	熱、再び住民運動	3
88	65成田空港	空港	千葉	反対派	構想ビルに住民反発	2
89	66成田空港	空港	千葉	反対派	大宮以北の着工で印刷	7
90	67相模原見	福島	新田	市民	署名請求	
91	68成田空港	空港	千葉	反対派	署名請求	
92	69成田空港	空港	千葉	反対派	署名請求	
93	70成田空港	空港	千葉	反対派	署名請求	
94	71成田空港	空港	千葉	反対派	署名請求	
95	72成田空港	空港	千葉	反対派	署名請求	
96	73成田空港	空港	千葉	反対派	署名請求	
97	74成田空港	空港	千葉	反対派	署名請求	
98	75成田空港	空港	千葉	反対派	署名請求	
99	76成田空港	空港	千葉	反対派	署名請求	
100	77成田空港	空港	千葉	反対派	署名請求	

34	8山内原発	福島	鹿島	市民	6区	促進で反対が一部	
35	9東北・北陸新幹線	鉄道	東京	都府	都府	審み入れを大区協議会と合意	3
36	10東北・北陸新幹線	鉄道	東京	都府	都府	反対派組織化	
37	11つづ小川原開発	福島	若菜	市民	市民	商業地帯に住民協定を断る	
38	12東北・北陸新幹線	鉄道	東京	市民	市民	千人が盛り込み	1
39	13東北・北陸新幹線	鉄道	東京	市民	市民	反対派と合議	
40	14東北・北陸新幹線	鉄道	埼玉・戸田・浦和	市民	市民	ボーザン	6
41	15成田空港	空港	千葉	反対派	反対派	パトカー厳戒	
42	16東北・北陸新幹線	鉄道	埼玉	市民	市民	商業地の変更申請	2
43	17福島原発	福島	福島	市民	市民	反対派の申立印刷集会	2
44	18東北・北陸新幹線	鉄道	東京	市民	市民	あくまで反対	
45	19谷五五道路	道路	その他	東京	市民	早期高架化を要求	
46	20東北・北陸新幹線	鉄道	埼玉	市民	シスター	法廷闘争を宣言	1
47	21東北・北陸新幹線	鉄道	埼玉	反対派	反対派	学校の公示禁止訴訟で開業延期か?	
48	22富士山麓道路	道路	?	建設庁	建設庁	対応に急務	1
49	23山内原発	福島	鹿島	市民	市民	機銃(取り出し)をめぐる	1
50	24東北・北陸新幹線	鉄道	埼玉	市民	市民	代替地提供 - 税を軽減	1
51	25東北・北陸新幹線	鉄道	埼玉	市民	市民	許可取り直し訴訟	1
52	26東北・北陸新幹線	鉄道	東京・羽田	空運	東京・羽田	空運対新運代表	1
53	27山内原発	福島	鹿島	市民	市民	自治会連合会	1
54	28東北・北陸新幹線	鉄道	東京	市民	市民	7月に公開ヒアリング行う	
55	29東北・北陸新幹線	鉄道	東京	市民	市民	国鉄の回答を了承	2
56	30東北・北陸新幹線	鉄道	埼玉	反対派	反対派	反対派と、与野で戦工式	1
57	31山内原発	福島	鹿島	市民	市民	熱い交渉	2
58	32六区再開発	開発	東京・浅草	浅草寺	浅草寺	事業中止の意見書出す	1
59	33福島第一原発	福島	福島	市民	市民	ボクシング新設を印刷	
60	34開成道	道路	東京	市民	市民	警察無視の開成道に抗議	
61	35アウターロード計画	道路	コロン	市民	市民	提案を求め	
62	36東北・北陸新幹線	鉄道	東京	都知事	都知事	都内ルート変更	
63	37千代田区東蔵所	その他	東京	市民	市民	公示で損害賠償請求	
64	38東北・北陸新幹線	鉄道	東京	都	都	ルーンに条件付き合意	3
65	39東海道新幹線	鉄道	名古屋	都府	都府	70km/h風速決める	
66	40六区再開発	開発	浅草	浅草寺	浅草寺	計画を撤回	
67	41山内原発	福島	鹿島	市民	市民	空地調査の印刷	
68	42東北・北陸新幹線	鉄道	北陸	市民	市民	差し止め訴訟	4
69	43相模原見	福島	新田	市民	市民	12月にヒアリング	
70	44放射線36号	道路	東京	反対派	反対派	条件闘争	
71	45東北・北陸新幹線	鉄道	東京	反対派	反対派	新橋駅に押し寄せる	
72	46成田空港	空港	千葉	反対派	反対派	署名要求でデモ	
73	47放射線36号	道路	東京	市民	市民	条件付きで建設合意	
74	48関西新幹線	鉄道	大阪	建設主体	建設主体	アセス結果をめぐり	8
75	49山内原発	福島	鹿島	市民	市民	埼玉赤松に手渡す	
76	50西新貨物線	鉄道	東京	市民	市民	都に不服申し立て	
77	51成田空港	空港	千葉	反対派	反対派	阻止訴訟に勝訴	3
78	52山内原発	福島	鹿島	市民	市民	商業地帯の意向で内定	
79	53相模原見	福島	新田	市民	市民	公開ヒアリング	6
80	54山内原発	福島	鹿島	市民	市民	風力発電	
81	55東北・北陸新幹線	鉄道	埼玉	市民	市民	用地確保交渉へ	
82	56東北・北陸新幹線	鉄道	埼玉	市民	市民	大宮以南は反対が強い	
83	57成田空港	空港	千葉	反対派	反対派	土地売却	
84	58山内原発	福島	鹿島	市民	市民	ヒアリング進行	
85	59山内原発	福島	鹿島	市民	市民	環境調査に疑問・質問状出す	
86	60伊方原発	広島	新田	市民	市民	署名小冊子の強制配布	
87	61相模原見	福島	新田	市民	市民	署名小冊子の強制配布	
88	62志布志港開発計画	その他	鹿児島	市民	市民	反対表明	
89	63山内原発	福島	鹿島	市民	市民	署名反対派に資金援助	
90	64山内原発	福島	鹿島	市民	市民	署名反対派に資金援助	
91	65山内原発	福島	鹿島	市民	市民	署名反対派に資金援助	
92	66山内原発	福島	鹿島	市民	市民	署名反対派に資金援助	
93	67山内原発	福島	鹿島	市民	市民	署名反対派に資金援助	
94	68山内原発	福島	鹿島	市民	市民	署名反対派に資金援助	
95	69山内原発	福島	鹿島	市民	市民	署名反対派に資金援助	
96	70山内原発	福島	鹿島	市民	市民	署名反対派に資金援助	
97	71山内原発	福島	鹿島	市民	市民	署名反対派に資金援助	
98	72山内原発	福島	鹿島	市民	市民	署名反対派に資金援助	
99	73山内原発	福島	鹿島	市民	市民	署名反対派に資金援助	
100	74山内原発	福島	鹿島	市民	市民	署名反対派に資金援助	

1	長良川河口堰	河川	岐阜	建設省	報告書提出	
1	沼原堤	発電所	北海道	建設省	見直しを行う決議	
1	西武池袋線	鉄道	中野	区	見直しに反対	
1	成田空港	空港	千葉	市民	和歌へ	6
1	日の出第二処分場	ゴミ	東京	反対派	掘削へ	
1	豊町原	発電所	新潟	市民	住民投票実施	3
2	小田急東横線	鉄道	東京	市民	掘削	
2	日の出第二処分場	ゴミ	東京	市民	掘削	
2	長良川河口堰	河川	岐阜		円卓会議	3
2	茅渚原	発電所	?	町議会	条例可決	
2	西武池袋線と東横	鉄道	東京	町会連合	掘削書提出	
2	日の出第二処分場	ゴミ	東京	町	掘削拒否	3
2	増立処分場	ゴミ	東京	都・千葉県側	協定	3
2	臨海副都心開発	開発	東京	都	計画再検討	3
2	臨海副都心開発	開発	東京	都	計画再検討	3
2	長良川河口堰	河川	岐阜	国	運用開始	7
2	関越道	道路	東京・八王子	反対派	集会	
2	長良川河口堰	河川	岐阜	反対派	運用開始に抗議・監視委員会設置	8
2	豊町原	発電所	新潟	町議会	条例可決	4
2	成田空港	空港	千葉	公団	土地買収	4
2	日の出第二処分場	ゴミ	東京	市民	計画変更申し立て	4
2	長良川河口堰	河川	岐阜	反対派	反対運動が長期化	8
2	関越道	道路	高尾	反対派	土地確保運動	7
2	豊町原	発電所	新潟	市民	住民投票条例制定準備	
2	豊町原	発電所	新潟	市民	条例改正署名提出	
2	女川原	発電所	宮城	公団	公団委員会設置	2
2	国道43号	道路	兵庫	国	検討委員会設置	2
2	増立処分場	ゴミ	東京・江東区	都	免許申請手続き	4
2	日の出第二処分場	ゴミ	東京	都・市民	水質データの開示問題で対立	10
2	豊町原	発電所	新潟	町	住民投票提案	7
2	原	発電所	宮城・南関	市長	住民投票提案	
2	国道43号	道路	兵庫	国	建設者が訪問	
2	関越道遮音壁	道路	埼玉・新座	市民	反対決議	3
2	相模大塚	河川	神奈川	市工	着工	
2	豊町原	発電所	新潟	町	住民投票延期	3
2	成田空港	空港	千葉	北原派	対話拒否宣言	
2	日の出第二処分場	ゴミ	東京	市民	反対運動・集会・申し立て	13
2	臨海副都心開発	開発	東京	市民グループ	掘削書提出	13
2	豊町原	発電所	新潟	市民	町長リコール署名運動	
2	日の出第二処分場	ゴミ	東京	市民	掘削書提出	3
2	増立処分場	ゴミ	区	市民	市民集会	14
2	原	発電所	宮城・南関	九州電力	掘削を凍結	
2	もんじゅ	発電所	反対派	反対運動		8
2	北陸新幹線	鉄道	長野・軽井沢	市民グループ	用地明け渡し拒否	
2	成田空港	空港	千葉	都	権の木共有地除去	
2	日の出第二処分場	ゴミ	東京	都	事業認定	8

付録3 詳細調査対象事例での各主体の行動 (第7章付録)

ここでは、第7章において行った詳細調査の各対象事例について、関連する主体の行動の経緯を年表スタイルで示す。

付3.1 北陸新幹線建設事業 (軽井沢地区) における各主体の行動

表付3.1.1 建設省・鉄道建設公団の行動

年	月	日	国・公団の行動	関連する他の主体の行動	備考
1972	6		基本計画の決定 (運輸大臣)		基本計画 (路線名・起点・終点・主な経路地) の決定
1973	11		整備計画の決定 (運輸大臣)		整備計画内容 (走行方式・最高設計速度・建設費概算額・建設主体) の決定
1982	9		臨調審の答申により、計画の一時凍結決定		
	12		環境影響評価報告書公表 (高崎～小松間) (公団)		運輸省通達によって鉄道公団が実施
1983	2	19		県知事、公団に環境影響評価書案についての意見書を送付	市町村・住民の意見も合わせて送付
1985	10	12	環境影響評価報告書公表 (公団) 工事実施計画の認可申請 (公団)		
1988	8		着工優先順位決定 (政府・与党)		高崎～軽井沢間を先に着工する
1989	6	8	工事実施計画の認可 (高崎～軽井沢) 工事の着工 (高崎～軽井沢)		
1990	12	24	着工の決定 (軽井沢～長野) (政府・与党)		フル規格での着工
1991	6	13		新幹線を考える会、公害等調整委員会へ陳情申請 (対公団)	
	8	15		1998年冬季オリンピックを長野で開催することが決定	
	8	22	運輸大臣、工事実施計画の認可 (軽井沢～長野)		
	9	10		新幹線を考える会、行政不服審査法の異議申立 (対運輸大臣)	
	9		工事の着工 (軽井沢～長野)		
	10		工事計画地元説明会 (岩田派がビラ配布)		
	11	20		新幹線を考える会、工事実施計画認可取消の東京地裁行政訴訟 (対運輸大臣)	
	12	1		新幹線を考える会、立木トラストを開始	
1992	1		町議会で地下化できないことを説明		
	2	26	中軽井沢地区対審委員会地下化できないことを説明		
	4	2		岩田派、ルート変更調停を東京簡易裁判所へ申立 (対公団)	フル規格でのルートの変更
	5	20		軽井沢町中軽井沢地区を最後に中心地開発工断	
	6			「新幹線を見直す地権者の会 (岩田派)」から分裂	
	7	6		トンネル化調停を東京簡易裁判所に申立 (対公団)	
	10	19		岩田派、調停設計協議を中止の訴訟・仮処分申請 (対公団・県知事)	
	12	21	道路付替文等の設計協議説明会開催 (一部結核を受ける)		

1993	1	25	設計協議説明相談室開設（東京・都道府県会館）		
	3	11		岩田黨、用地買収工事停止の仮処分申請（対公団・県知事）	
	5	15		梶井沢町設計協議棟築全地区調印	
	6	30	1区画のトラスト参加地権者と契約成		
	7		経井沢町内の道路付替の計画略図プランを配布		
	8	20	トラスト地権者・立木所有者へ測量等協力依頼文送付（238名）		
	10	15	地権者（13名）と立木所有者（235名）へ説明文を送付		
	10	27		岩田黨、公団に対談会開催の5条件文（計部・運輸大臣同席・公開等）を送付	計画の白紙撤回を要求
	12	21		岩田黨、騒音防止等調停無効確認請求（対公団、公害等調整委員会、ミニ派の一部）	
1994	1	19	公害等調整委員会の調停を公団とミニ派の一部が受諾		環境対策の一層の充実
	2	28	建設省へ土地収用法の事業認定申請		
	4	27	岩田黨と第1回4者会議（岩田黨・県・町・公団）		合意に至らず
	5		梶井沢町内の用地・工事進捗状況報告チラシ配布		
	5	19	ミニ派との合同会議		合意に至らず
	5	6	土地収用法の事業認定（建設大臣による）		
	5	10	岩田黨と第2回4者会議（岩田黨・県・町・公団）		合意に至らず
	6	27	岩田黨と第3回4者会議（岩田黨・県・町・公団）		合意に至らず
	6	30		岩田黨、事業認定に係る異議申立（対建設大臣）	
	7		北陸新幹線の進捗状況等のPRカーパンフレットを配布		
	8	1		ミニ派、事業認定取消請求の長野建設新案（対建設大臣）	
	8	17	2区画の地権者と用地契約成立		
	8	21	岩田黨と公団2者会議		合意に至らず
	8	31	1区画の地権者と用地契約成立		
	9	2	県収用委員会にトラスト区画5区画の取決申請		
	9	8		岩田黨、公害等調整委員会へ騒音防止等おっせん申請（対公団・県知事・町長）	
	9	28		収用委員会、手続き開始決定・現地調査	
	11	4	1区画の地権者と用地契約成立		
	12	21		公害等調整委員会おっせん打ち切り	
1995	2	23		岩田黨、耐震性のため工事停止止めを東京地裁へ提訴	
	6	18	公団、ミニ派と話し合い		
	8	1	2区画の地権者と用地契約成立		
	10	11		収用委員会最初の2区画のトラスト取決	
	11	1		収用委員会最後の2区画のトラスト取決	
	12	17		監視小屋の土地の所有権が公団に移る	
1996	1	25		県、行政代執行開始。岩田黨、取り込みによって抵抗	

表付3.1.2 長野県の行動

年	月	日	長野県の行動	関係する他の主体の行動	備考
1992	2			公団より環境影響評価報告書案を送付される	高級〜小規模フル規格による
			環境影響評価報告書案に対する意見書の提出		市町村・住民等の意見をきむ
1993	2	19		公団より環境影響評価報告書案に対する意見についての回答を送付される	
			環境影響評価見解書の提出		
1991	6	15		1998年冬季オリンピックを長野で開催することが決定	
1992	7	10		岩田黨、補助金返還の長野地裁訴訟（対県知事）	
		10		岩田黨、商業設計協議停止の訴訟・仮処分申請（対公団・県知事）	
1993	3	11		岩田黨、用地買収工事停止の仮処分申請（対公団・県知事）	
		10		地権者へ協力要請を送付する	
1994	4	27	第1回4者会議（公団・県・町・岩田黨）		決裂
	5	19	ミニ派・公団・県・町との合同会議		決裂
	6	10	第2回4者会議（公団・県・町・岩田黨）		決裂
	6	27	第3回4者会議（公団・県・町・岩田黨）		決裂
	9	8		岩田黨、公害等調整委員会へ騒音防止等おっせん申請（対公団・県知事・町長）	
	12	21		公害等調整委員会おっせん打ち切り	
1995	10	11	収用委員会最初の2区画のトラスト取決		
	11	1	収用委員会最後の2区画のトラスト取決		
	12	17		監視小屋の土地の所有権が公団に移る	
1996	1	25	行政代執行開始	岩田黨、取り込みによって抵抗	

表付3.1.3 軽井沢町の行動

年	月	日	軽井沢町の行動	関連する他の主体の行動	備考
1982	12			環境影響評価報告書公表(高崎～小松間) (公団)	運輸省通達によって鉄道公団が実施
1983			町長、県知事に環境影響評価書案についての意見書を出す		トンネル化 地域住民の意向の尊重など
	2	19		県知事、公団に環境影響評価書案についての意見書を送付	市町村、住民の意見も合わせて送付
1985	12			環境影響評価報告書公表(公団)	
1988	3	24	町議会議長、内閣に意見書を出す		北陸新幹線の優先着工を要望
	12	19	町議会議長、内閣に意見書を出す		軽井沢～長野間のフル規格での着工 地方財政を圧迫しないこと 横川～軽井沢間の在来線の存続
1989	1	17	町長・町議会議長、内閣等に陳情		軽井沢～長野間の早期着工 地方財政を圧迫しないこと 横川～軽井沢間の在来線の存続
	4	30	町議会議長、内閣に意見書を出す		軽井沢～長野間の早期着工
	12	27	町議会議長、内閣に意見書を出す		軽井沢～長野間の早期着工
1990	7	4	町議会議長、内閣に意見書を出す		軽井沢～長野間の早期着工
	12	31	町議会議長、内閣に意見書を出す		軽井沢～長野間の早期着工 フル規格での着工
	12	24		貴王の決定(軽井沢～長野) (政府・与党)	
1991	1	7	軽井沢町商工会の陳情を採択		新幹線軽井沢駅周辺の整備 在来線の存続
	8	22	運輸大臣、工事実施計画の認可(軽井沢～長野)		
	9	6	中軽井沢新幹線対策委員会の陳情を採択		盛り土・高架での通過反対 トンネル化
1992	1			公団、町議会で地下化できないことを説明	
	1	11	町議会議長、大蔵大臣に陳情		原形完成 地域住民の意向への配慮
	2	26		公団、中軽井沢地区対策委員会が地下化できないことを説明	
1993	5	20		軽井沢町中軽井沢地区を最後に中心南側農了解	
	5	10		軽井沢町設計協議確認書全地区調印 公団、軽井沢町内の道路付替えの計画 路肩チラシを配布	
	12	24	町議会議長、内閣に意見書を出す		軽井沢～長野間の建設促進 合意に至らず
1994	4	27	岩田派と第1回4者会議(岩田派・県・町・公団)		夏期および土日祝日の工事自粛 合意に至らず
	5			公団、軽井沢町内の用地・工事進捗状況報告チラシ配布	
	6	1	町議会議長、岩田派の請願を不採択		
	6	10	岩田派と第2回4者会議(岩田派・県・町・公団)		
	6	27	岩田派と第3回4者会議(岩田派・県・町・公団)		
	9	8		岩田派、公害等調整委員会へ騒音防止等おっせん申請(対公団・県知事・町公害等調整委員会、おっせん打ち切り)	
	10	21			
1995	4	23		岩田派、町議会議事で落選	

表付3.1.4 軽井沢・新幹線を考える会(ミニ派)の行動

年	月	日	「新幹線を考える会」の行動	関連する他の主体の行動	備考
1991	1				ミニ新幹線化を主張
	1	13	「軽井沢、新幹線を考える会」を結成		
	6	13	公害等調整委員会に調停申請(対公団)		
	8	23	工事実施計画認可		
	9	19	行政不服審査法の異議申立(対運輸大臣)		
	11	1	事業説明会でどう配布		
	11	20	工事実施計画認可取消の東京地裁行政訴訟(対運輸大臣)		
	12	1	立本トラスト運動スタート		
1992	2	26		地下化要望できないことの説明を受ける	
	1	26	立本トラスト対象地を拡大、5区画になる		
	6				「新幹線見直しを求める地権者の会」分裂
1993	5	10		軽井沢町設計協議確認書全地区調印	
	6	30		1区画のトラスト参加地権者と契約成立	
	8	20		公団よりトラスト地権者・立本所有者へ謝意等協力依頼文を送付される(236名)	
	10	15		公団より地権者(13名)と立本所有者(235名)へ説明文を送付される	
	10	29		県より地権者へ協力要請文を送付される	
	10	30		公団に異議通知文を送付	
	12	21		「見直し会」に騒音防止等調停無効確認請求の裁判を起こされる	
1994	1	19	公害等調整委員会の調停受理一部成立		
	5	19	公団・県・町との合同会議		
	6	3	事業認定取消請求の長野地裁訴訟(対建設大臣)		
	8	17		2区画の地権者との用地契約成立	
	8	31		1区画の地権者との用地契約成立	
	11	4		1区画の地権者との用地契約成立	
	12	21		公害等調整委員会おっせん打ち切り	
1995	6	18	公団と話し合い		ミニ化断念、在来線の存続を主張
	7	6	トラスト2区画について「考える会」が立本名札を取り外す		地権者2人に土地を売却したい理由が生じたため
	8	1		2区画の地権者との用地契約成立	
	10	11		収用委員会最初の2区画のトラスト販売	
	11	1		収用委員会最後の2区画のトラスト販売	
	12	17		最後のトラスト区間の土地権利が公団に移動	

表付3.1.5 新幹線を見直す地権者の会(岩田派)の行動

年	月	日	「見直す会」(岩田派)の行動	関連する他の主体の行動	備考
1991	12	1	立本トラスト運動スタート		
1992	4	2	東京新基幹線所へルート変更調停を申立(対公団)		フル規格でのルートの変更を主張
	6		「経井沢・新幹線を考える会」から「新幹線を見直す地権者の会」分裂		フル規格による全線トンネル化を主張
	7	6	東京新基幹線所にトンネル化調停を申立(対公団)		
	7	10	長野地裁に補助金返還の訴状(県知事)		
	10	19	新幹線計画凍結止めの訴訟・仮処分申請(対公団・県知事)		
	11	21	公団の設計協議説明会の一部妨害		
1993	3	11	用地買収工事停止めの仮処分申請(対公団・県知事)		
	6	30		公団、1区画のトラスト参加地権者と契約成立	
	7			公団、軽井沢町内の道路付替の計画撤回(ラッシュ名義)	
	8	20		公団、トラスト地権者・立本所有者へ測量等協力依頼文送付(236名)	
	10	15		公団、地権者(13名)と立本所有者(235名)へ説明文を送付	
	10	27	討論会開催の5条件文(対公団)		謝罪・運輸大臣談話・公開・計画の白紙撤回等を要求
	12	21	騒音防止等調停無効確認請求(対公団・公害等調整委員会・大嶋健司(ニニ派))		
1994	4	27	第1回4者会議(岩田派・県・公団・町)		合意に至らず
	6	1	岩田派、町議会に請願		夏期および土日祝日の工事自粛(不採択)
	6	10	第2回4者会議(岩田派・県・公団・町)		合意に至らず
	6	27	第3回4者会議(岩田派・県・公団・町)		合意に至らず
	6	30	事業者認定に係る異議申立(対建設大臣)		
	8	21	公団と2者会議		
	9	8	公害等調整委員会へ騒音防止等命令申立(対公団・県知事・町長)		
	9	11	ルート予定地に無届けで監視小屋を建てる		
	12	30	第一追分トンネル出口部にトラスト拡大		
1995	2	23	東京地裁に耐震性のため工事停止を提訴(対公団)		
	4	23	岩田派、町議会選挙で落選		
	7	23	岩田派、参議院選挙地方区で落選		
	12	17		監視小屋の土地の所有権が公団に移	
1996	1	23		長野県による行政代執行	岩田派、監視小屋を立てこもり抵抗する

付3.2 北総開発鉄道建設における各主体の行動

表付3.2.1 北総(株)・鉄道建設公団の行動

年	月	日	計画主体の行動	関連する他の主体の行動	備考
1972	3		運輸省、都市交通審議会答申13号		高速1号線(都営有楽線)の延伸としての北総線の位置付け
1973	10		運輸省から高砂〜小室間免許が下りる(北総)		ルート及び構造(高架)の決定
1974	5			葛飾区議会、北総に要望書を提出	北総乗入対策協議会の請願にも基づく
1979	3		北初算〜小室間開業		
1980	9〜12		北総、葛飾区議会に要望書の回答		北総、地下化不可能を主張
1981	5		運輸省へ高砂〜新鎌ヶ谷間施工認可申請(北総)		
1982	8		北総へ施工認可(運輸省)		
1983	1		公団へ工事実施計画の指示(運輸省)		
	9〜		公団、葛飾区議会での説明(1985年3月まで約20回)		公団、地下化不可能を主張
	9〜				住民の反対運動が活発化する
1985	8〜9			区議会、集中審議の後、北総・公団に要望書を提出	高架化承認・アセスの実施要望・新駅の要望
	10		北総、東京都、葛飾区へ協力要請文を提出		
	11		東京都へ計画協議提出(公団)		他の施設との整合について
	12		初の地元説明会(3ヶ所)(公団)		建設計画について説明、高架反対派から環境問題に関して積極的な質問攻勢があったが、大きな混乱はなかった。
	12	23		区、北総・公団に環境検討書の作成要請	
1987	1〜4		環境調査実施(公団)		
	6	15	公団、葛飾区に環境検討書案提出	区、環境検討書の審査委員会を設置(外部委託)	
	7	1		区、北総・公団に環境検討書案の取扱いについて要請	地元説明会の実施、検討書の縦覧、環境対策についての協定の締結等の要請
	8	25	公団、区(環境検討書審査委員会)への説明		環境検討書について
	9	2,4,6	地元説明会(公団)		環境検討書案について説明、高架反対派と高架に対して厳しい条件を付ける者の発言が目立った。出席者は鎌倉地区140人、高砂地区115人、柴又285人であった。
	9	30	用地関係地元説明会(公団)		地権者22人(うち出席者18人)に対して、用地買収方法等について説明、環境対策に関して強い発言あり。
	10	1	環境アセスメントの見解書を区に提出・縦覧(区長の要請)		議会・住民の意見、要望についての見解
	10	14	用地関係地元説明会		藤室を中心とする地権者12人(うち出席11人)に対して、用地買収方法等について説明。
	11	11		区長、検討書案に対する意見書を公団に提出	
	11	30	公団、環境検討書を区に提出・縦覧		審議会の審査意見及び区長からの意見書を受けて環境検討書を作成した。
	12	10		区主催の地元説明会	環境検討書・協定書案について
	12	24	北総・公団・京成、葛飾区と協定書締結		環境・新駅整備・公共施設整備・代替公園の建設

1988	2	1	公団、区に計画協議提出	地産校との整合
	2	8	運輸省へ事業基本計画の変更認可申請	新駅設置(新築又・新大町・園宮)
	3	11	運輸省へ工事完成期限の延長申請	
	3	29	運輸省、期限延長承認	工事完成期限を3年延長し、1991年3月31日とする。
	4	13	運輸省、東京高司	
	4	6	第1回北総線環境問題連絡調整委員会	地区に基づいて設置された委員会。構成は、区議会代表8、地元住民代表13、葛飾区10、鉄道10、地産主事らに関して
	6	26	区内住民に工事説明会	
	8	8	公団、葛飾区に道路付替協議書提出	
	8	9	第2回北総線環境問題連絡調整委員会	北総線進捗状況報告
	9	26		空欄占用許可処分取消等請求
	10			葛飾区より道路付替協議書の回答
	11	2	公団、地産者説明会	道路付替、上下水道代替工事の施工等について説明
1989	1	20	第3回北総線環境問題連絡調整委員会	北総線進捗状況報告・公園代替地・緑道計画等について説明
	2	22	公団、区、地産者の農家グループ(10人)に説明会	事業計画・工事施工計画・予定工程・用地協議の基本的な考えを説明、用地協議の促進、境界立ち合い等を要請した。
	3	7	工事説明会(区・事業者共催)	代替公園の施設内容・工事方法、施工方法について説明
	5	15	公団、区と代替公園についての協定締結	公園整備に関する工事協定
	6	9	第4回北総線環境問題連絡調整委員会	代替公園の経過報告
	8	11	公団、鎌倉町パークファミリー管理組合役員他3人に説明	工事計画について説明
	9	5	第5回北総線環境問題連絡調整委員会	北総線の進捗状況報告、環境対策・公園工事について
	10	26	公団、鎌倉町パークファミリー住民に説明	住居新築部下 公道占用に関して
	11	2	公団、区内高架橋着工	工事計画・環境対策・公園工事等について説明
	12	1	公団、区に事業決定申請(公団)	
	12	14	申請書の取扱(公団)	
1990	1	5	事業決定告示(建設大臣)	
	2	13	用地買収終了	
	3	14	第6回北総線環境問題連絡調整委員会	環境対策内容の決定
	5	8	公団、鎌倉3丁目をよくする会に説明会	水源にわたって工事着手可能な環境対策(特殊防音壁・橋梁色画)や新駅の外観・名称、工事の進捗状況・環境対策等について説明
	6	26	第7回北総線環境問題連絡調整委員会	防音壁の色形・新駅周辺の公共・公益施設の設置について
	8	9		鎌倉3丁目住民3人が東京地裁に仮処分申請(公団他)
	9	30	公団、鎌倉町パークファミリー住民に説明会	環境対策等について説明
	10	11	第8回北総線環境問題連絡調整委員会	進捗状況報告・新駅周辺整備について
	10	30	公団、鎌倉町パークファミリー住民に説明会	日曜日等について説明
	12	12		仮処分申請取り下げ
1991	1	10	第9回北総線環境問題連絡調整委員会	進捗状況報告等
	2	4	第10回北総線環境問題連絡調整委員会	現状報告等
	3	22	第11回北総線環境問題連絡調整委員会	仮処分結果報告等
	3	31	全線開業	
			以下、1992年1月までに第14回まで連絡調整委員会開催	

表付3.2.2 葛飾区の行動

年	月	日	葛飾区の行動	関連する他の主体の行動	備考
1973	10				高幹~小室間の免許が下り、北総線が高架で葛飾区内を通ることが決定する
1974	5				北総線輸入対策協議会結成。精糖を区議会へ
	5		精糖を採択し、北総へ要望書を出す		
1980	9	12	区議会審議	北総が区議会で説明	高幹の地下への議論・事業者側は地下化不可能を主張
1982	9		区議会審議(〜1983年1月)		高幹の地下への議論
1983	9		区議会審議(〜1986年6月)	公団が区議会で説明	高幹の地下への議論・事業者側は地下化不可能を主張
1986	6		区、北総問題検討委員会設置		審議の長期化に伴い、早期解決を図るため
	8	23	区議会、集中審議		「高幹やむなし」の案が自民党・公明党により強行議決され、決定した。
	8	29	区議会、要望書を北総・公団へ		高架化承認・アクセスの実施要望・新駅の要望
	10				北総から協力量議文を提出される
	12	23	区、北総・公団に環境検討書の作成要請		
1987	6	15		公団、区に環境検討書案を提出	
	6	26	検討書案の審査委員会設置(外部委託)		
	7	1	区、北総・公団に環境検討書案の取扱いについて要請		北総線開業スケジュール(主として環境検討書の取扱い)を公団に地元説明会の実施、検討書の取扱い、環境対策についての協定の締結等の要請
	8	25	第2回環境検討書審査委員会	公団が出席し、説明を行った。	環境検討書について、
	9	24	北総・公団の地元説明会に区関係者が立ち会う		環境検討書案について説明、高架化対策と高架化に對して難しい条件を付ける者の発言が目立った。出席者は鎌倉地区140人、高砂地区115人、柴又285人であった。
	9	29	区・交通対策特別委員会		区理事者より、地元説明会の開催、環境検討書の審査状況、協議経過について報告がなされた。共産党の区議より検討書の不備・対策が不十分であることなどが指摘
	10	1	区長、公団に見解書の提出を要請	公団、環境アセスメントの見解書提出、概覽	議会、住民の見解・要望についての事業者側の見解
	11	9	区・交通対策特別委員会		区理事者より、環境検討書案の審査検討書、審査意見書、協議事項についての報告。一部議員より審議時間の不足との指摘があったが採決により承認された。
	11	11	鉄道に環境検討書案に対する意見書を送付(区長)		
	11	30		鉄道、環境検討書の提出・概覽	審議会の審査意見書と区長よりの意見書を受けて作成
	12	7	区・交通対策特別委員会		区理事者より環境検討書、協定書案、新駅周辺整備について報告。環境検討書に対する地元説明会を区が開催することが決められた。
	12	10	区・地元説明会	パークファミリー住民・北総対策協議会から要望が提出された	環境検討書・協定書案、新駅周辺整備
	12	21	区・検討委員会		協定書案について
	12	22	区・交通対策特別委員会		協定書案の了承
	12	24	協定書締結(区と事業者)		環境・新駅整備・公共施設整備・代替公園の建設
1988	2	1		公団、区へ計画協議提出	
	5	6	第1回北総線環境問題連絡調整委員会		メンバー:区議会代表8、地元住民代表13、葛飾区10、鉄道10
	9	6	第2回北総線環境問題連絡調整委員会		北総線進捗状況報告
	12	8	交通対策特別委員会		公園の代替地について了承
	12	24	区の地産者説明会		北総線の建設促進協力を採択

1989	1	23	区・建設委員会	鎌倉公園の代替地等について報告(丁承)
	1	24	第3回北総線環境問題連絡調整委員会	北総線進捗状況報告・公園代替地・経道計画等について説明
	1	26	区・地権者説明会	農家グループ10名に対し、都市整備部・土木部関係者が出席し、経道計画等について説明
	2	22	区・公園の地権者説明会	農家グループ10名に対し、事業計画・工事施工計画・予定工程・用地協議の基本的考えの説明と、用地協議の促進・境界立会の要請を代替公園の施設内容・工事方法・施工方法について説明
	3	7	工事説明会(区・事業者共催)	代替公園・北総線建設についての説明会の状況報告
	3	16	区・交通対策特別委員会	経道等の地域整備について公園整備に関する工事協定
	5	10	区・検討委員会	代替公園に関する協定締結等について報告
	5	15	北総・公園と代替公園についての協定締結	同上
	5	16	区・交通対策特別委員会	住民による鎌倉第一公園占拠
	5	23	区・建設委員会	住民による鎌倉第一、第二公園占拠
	6	1~18		公園占拠を直ちに中止するよう、口頭で警告
	6	5~11		進捗状況の報告、代替公園の経過報告
	6	7	公園占拠をする住民に警告	依然公園工事には反対
	6	9	第4回北総線環境問題連絡調整委員会	北総線の進捗状況、環境対策(特に特殊防音壁区間の構造等)について報告
	6	19	反対派住民の公園占拠ビニールテープ等自主撤去	公園工事等の青空説明会(出席者10名)
	7	7	区・交通対策特別委員会	北総線の進捗状況、環境対策(特に特殊防音壁区間の構造等)について報告
	9	1	区・地元説明会	代替公園についての協定締結
	9	5	第5回北総線環境問題連絡調整委員会	住民による鎌倉第一公園占拠
	9	8	区・交通対策特別委員会	住民による鎌倉第一、第二公園占拠
	9	28	公園区域の変更(区議会)	公園占拠をする住民に警告
	11	30	代替公園土地交換	公園占拠を直ちに中止するよう、区が口頭で警告
	12	12	区・交通対策特別委員会	進捗状況の報告、代替公園の経過報告
1990	1	29	区・交通対策特別委員会	依然公園工事には反対
	1	14	区・交通対策特別委員会	区・地元説明会
	3	14	第6回北総線環境問題連絡調整委員会	公園工事等の青空説明会(出席者10名)
	6	26	区・交通対策特別委員会	北総線の進捗状況、環境対策について報告
	6	26	第7回北総線環境問題連絡調整委員会	環境対策(特殊防音壁・種別色彩)や新駅の概要・名称
	10	11	区・交通対策特別委員会	進捗状況、新駅周辺の公共・公益施設の設置について報告
	10	11	第8回北総線環境問題連絡調整委員会	進捗状況、新駅周辺の公共・公益施設の設置について報告
	10	11	第8回北総線環境問題連絡調整委員会	進捗状況報告、新駅周辺整備について
1991	1	10	区・交通対策特別委員会	進捗状況、今後のスケジュールの報告
	1	10	第9回北総線環境問題連絡調整委員会	進捗状況報告等
	2	4	第10回北総線環境問題連絡調整委員会	現況報告等
	3	22	第11回北総線環境問題連絡調整委員会	試運転結果報告等
	3	31		全線開業
			以下、1992年1月までに第14回まで連絡調整委員会開催	

表付3.2.3 住民団体の行動

年	月	日	住民の行動	関連する他の主体の行動	備考
1973	10			開通する前の主体の行動	
				高砂~小室間免許	北総線が高砂で豊島区内を通ることが決定する
1974	1		北総線乗入対策協議会結成、区議会に請願を提出		地下化、新駅の概要
				区議会、請願を採択し、北総へ要望書を提出	
1986	8	03~29		区議会、「高砂やむなし」の決定	「高砂やむなし」の案が自民党・公明党により執行決定され、決定し
1987	9	2,4,6		事業者の地元説明会	環境検討委員会について説明、高砂反対派と高砂に対して厳しい条件を付ける者の発言が目立った。出席者は鎌倉地区140人、高砂地区115人、柴又285人であった。
				事業者、環境検討書の見解書提出・採択	議会「住民の意見」要望についての鉄道側の見解
				事業者、環境検討書の提出・採択	新議会の審査意見書と区長よりの意見書を受けて作成
				区・地元説明会	環境検討書、協定書案・新駅周辺整備環境対策について
			住民、北総対策協議会から要望	協定書締結(区と事業者)	環境、新駅整備、公共施設整備
1988	3	6	第1回北総線環境問題連絡調整委員会		メンバー：区議会代表8、地元住民代表13、豊島区10、鉄道10
			第2回北総線環境問題連絡調整委員会		北総線進捗状況報告
				区・地権者説明会	新駅周辺整備・用地協議の促進
1989	1	24	第3回北総線環境問題連絡調整委員会		北総線進捗状況報告・公園代替地・経道計画等について説明
				区・地権者説明会	農家グループ10名に対し、都市整備部・土木部関係者が出席し、経道計画等について説明
				区・公園の地権者説明会	農家グループ10名に対し、事業計画・工事施工計画・予定工程・用地協議の基本的考えの説明と、用地協議の促進・境界立会の要請をした
				工事説明会(区・事業者共催)	代替公園の施設内容・工事方法・施工方法について説明
				代替公園についての協定締結	公園整備に関する工事協定
			住民による鎌倉第一公園占拠		パークファミリーア住民など
			住民による鎌倉第一、第二公園占拠		
				公園占拠をする住民に警告	公園占拠を直ちに中止するよう、区が口頭で警告
				第4回北総線環境問題連絡調整委員会	進捗状況の報告、代替公園の経過報告
				反対派住民の公園占拠ビニールテープ等自主撤去	依然公園工事には反対
				区・地元説明会	公園工事等の青空説明会(出席者10名)
				第5回北総線環境問題連絡調整委員会	北総線の進捗状況報告・環境対策・公園工事について
				公園区域の変更(区議会)	公園区域の変更等条例の改正議決
				代替公園土地交換	代替公園の引き継ぎ並びに豊島区による鎌倉公園区域変更等の告示
1990	3	14	第6回北総線環境問題連絡調整委員会		環境対策(特殊防音壁・種別色彩)や新駅の概要・名称
			第7回北総線環境問題連絡調整委員会		防音壁の色彩・新駅周辺の公共・公益施設の設置について報告
				鎌倉3丁目住民30人京東地域に仮処分申請(公園地)	開業後に公害が発生することが予測されることを理由に工事中止を求め
				区議、鎌倉町パークファミリーア住民に説明会	環境対策等について説明
				第8回北総線環境問題連絡調整委員会	進捗状況報告・新駅周辺整備について
				区議、鎌倉町パークファミリーア住民に説明会	日照障害等について説明
				パークファミリーア住民、仮処分申請取り下げ	
1991	1	10	第9回北総線環境問題連絡調整委員会		進捗状況報告等
			第10回北総線環境問題連絡調整委員会		現況報告等
			第11回北総線環境問題連絡調整委員会		試運転結果報告等
					全線開業
			以下、1992年1月までに第14回まで連絡調整委員会開催		

付 3. 3 東京外郭環状道路建設事業（浦和市～三郷市間）における各主体の行動

表付 3. 3. 1 建設省の行動

年 月 日	建設省の行動	関連する他の主体の行動	備考
1958	首都圏整備委員会での必要性決定		
1961 4	建設省関東地方建設局長視察開始		
1968 10 30	戸田市～草加市都市計画決定（建設省）		道路標準幅員40m
1969 5 30	草加市～市川市都市計画決定（建設省）		
1969 12 4	戸田市～市川市路線指定（政令）		国道298号線として
1970 4	建設省、事業着手		
1970 7 13		草加市団地住民（約200名）、北首都 国道工事事務所にデモ	
1972 1 23		草加市議会、建設大臣・道路局長・ 地方建設局長に意見書提出	外環道の公害について
6 7		草加市市会、建設省北首都国道工事事 務所に要望書を提出	外環道の技術的再検討
9 17		草加市議会、建設大臣、北首都国道 工事事務所長、県知事に意見書を提 出	外環道の交通公害の技術的対策（陳 述宣言）
1973 6 28		浦和市長、北首都国道工事事務所長 に要望書提出	公害防止
8 11		県知事、建設省地方建設局長に要望 書提出	十分な環境対策、計画促進、土地買 い取りの申し出に速やかに対応する ことを要望
9 21	建設省、八潮市に道路計画案を説明		
8 21		八潮市長、要望書を提出（建設省北 首都国道工事事務所長）	外環道の凍結再検討（陳述宣言）
10 26	建設省地方建設局長道路部長、県知事 に道路計画案を説明		環境施設帯、防音壁・シェルター等 による環境対策を行う
12	実行モデル道路事業着手		広報紙「くらしと道」の配布
1974 ～75	地元説明会を多数行う（市会議員・ 地権者・P.T.A等）		
1974 1 23		川口市長、北首都国道工事事務所に 要望書を提出	交通公害防止対策等
1 31		草加市長、要望書を提出（建設省北 首都国道工事事務所長）	公害防止対策について
1 31	建設省、浦和市に道路計画案を説明		
1 31		浦和市長からの意見	浦和市内保団地については団地住民 に公害防止策を提示させたほうがよ うと1975年4月の地方選挙後に説明した 方がよい 計画案については了解した
2 6	建設省、三郷市に道路計画案を説明		
2 6		三郷市長からの意見	早期着工の希望等
2 8	建設省、川口市に道路計画案を説明		
2 8		川口市長からの意見	用地取得への協力を約束 緑古エ門川の改修と蔵成下水道幹 水路の早期完成を要望
2 13	建設省、八潮市に道路計画案を説明		
2 13		八潮市長からの意見	八条線の交通渋滞で困っている 八潮団地は草加市の松原団地からの 影響で凍結再検討を検討した 市としては道路建設には反対はしな いが、道路公害について解決しては
3 5	建設省、草加市に道路計画案を説明		
3 5		草加市長からの意見	道路断面はよい 地元への説明のタイミングが問題だ 東武鉄道の立体化が早く行われるの で外環の効用は薄くなる
3 30		草加市団地住民（約65名）、北首都 国道工事事務所にデモ	
5 30		外環関係埼玉連合、建設大臣に要望 書を提出	

1974 11 18		外環関係埼玉連合、建設省北首都 国道工事事務所にデモし、申入れを行 う（代表永井康雄、県議員渡部芳 （共産党））	着工前に話し合いの場を作るべきだ 川口市議会での説明会の前に連絡を とれたい 川口地区での調査、説明会に問題が ある
11 20		建設省、川口市に道路計画案を説明 （市議会、川口市理事者）	外環道路の環境対策・道路計画・モ デル道路の着工について 説明会は住民を納得させるためのも のではない
11 25		外環関係埼玉連合、建設省北首都 国道工事事務所に申入れ、申入れを行 う（代表永井康雄、川口支部連絡事 務局長木村竜夫、県議員渡部芳 （共産党）川口市議五十嵐（社会 党）、川口市議寺島（共産党）、草 加市議山田（共産党）他8人）	他種者だけでなく周辺住民を参加さ せていることは評価する 計画交通量、騒音値、排ガスとその 対策について科学的に問がせてほし い
11 29	建設省、草加市に道路計画案を説明		道路幅員が変更済みのように話すの はおかしい 荒川下水道事業と外環事業は切り離 すべきだ モデル道路を取りやめるべきだ 埼玉連合を正式に認めれば、等 生モデル道路の着工について
12 7		建設省北首都国道工事事務所に申 入れ、申入れを行う（代表永井康雄、 川口支部連絡事務局長木村竜夫、浦 和木保団地自治会長菅原貞三、県会 議員渡部芳（共産党）他9人）	モデル道路の工事は住民が納得して から進行すべきだ 交通量の将来値は少なすぎる 科学的データを示せ 5月に提出した要望書に回答せよ
12 14		三郷市長、建設省北首都国道工事事 務所長に要望書を提出	都市計画決定後長期放置することは、 騒音防止運動の原因となる 中川橋の築橋の早期実現 三郷放水路にかかる種取の早期着工
1974 1		浦和市長、北首都国道工事事務所 に申入れ	水保団地内の市有地の早期買収
1977 2		実行モデル道路完成	延長400m
1978			
1980 3		和光市地区都市計画決定	
1981		建設省、草加、八潮、三郷各市と埼 玉県に計画変更について説明 草加～三郷市間道路区域変更（草加 ～八潮市間境川放水路併設決定）	
4 30		和光市～戸田市路線指定（政令）	国道298号線として
1982 1 29		埼玉県環境影響評価に関する指導要 綱施行	
5 14			
1983			
1985 1		国道298号一部供用（八潮市～三郷 市）	
10 1		和光市・戸田市～三郷市都市計画変 更	和光市幅員64m（拡容化）、戸田市 ～三郷市62m・緑帯帯の設置
1986 1 21		保福道～常磐道調整計画決定（総 理府）	
5		道路公団に施工命令（自動車専用部 ）	
1991 12		常磐道～常磐道調整計画決定（総 理府）	
1992 11		和光市～三郷市供用（自動車専用 部、国道298号）	
1993 6		国道298号境川放水路併設区間供用	
10		東武東上線新線供用	首都圏道と接続

表付3.3.2 埼玉県の行動

年	月	日	埼玉県の行動	関連する他の主体の行動	備考
1966	10	30		戸田市へ戸田市都市計画決定(建設省)	
1969	5	20		越谷市へ市川市都市計画決定(建設省)	道路標準幅員40m
1970	4	3		事業着手	
1971	12	3		越谷市住民、県議会に請願	外環道の告示差止め(不採択)
1972	2	22		浦和市水保団地自治会、県議会に請願	外環道計画の凍結再検討(不採択)
	8	9		県議会議長、総務大臣、建設大臣に意見書を提出	早期完成を要望
	12	4		越谷市住民、県議会に請願	外環道計画の凍結再検討(不採択)
	12	4		浦和市住民、県議会に請願	外環道計画の凍結再検討(不採択)
	12	9		八潮市住民、県議会に請願	外環道計画の凍結再検討(不採択)
	12	23		県議会議長、総務大臣、建設大臣に意見書を提出	外環の交通公害防止対策を要望
1973	8	11		県知事、建設省地方建設局長に要望書提出	十分の環境対策・計画促進、土地買収等の申し出に速やかに対応することを要望
	10	26		建設省地方建設局道路部長、県知事に説明	環境対策、防音壁・フェルター等により対応する
1974	3	1		県知事、県議会で回答	外環の必要性を強調、即ち協力する方針を説明
	12	12		県知事、県議会で回答	外環の必要性を強調、環境保全を図るべく要請することを説明
1980	3	11		和光市地区都市計画決定	幅員64m
1982	1	13		県知事、地方建設局長に要望書提出	早期完成と用地買収の促進・沿道の環境対策を要望
	3	3		県知事、建設大臣へ要望書提出	事業促進を要望
	4	1		六都府県自治会連合会で見解発表	外環の促進(凍結解除)
1985	8	27		埼玉県都市計画地方審議会開催	外環の都市計画変更について行前意見無し
	8	27		知事に答申	
	9	10			建設大臣認可
	10	1		和光市へ三郷市都市計画決定(変更)	幅員64m(和光市) 62m(戸田市～三郷市)

表付3.3.3 浦和市の行動

年	月	日	浦和市の行動	関連する他の主体の行動	備考
1972	5	15		北地区住民、市議会に陳情を提出	外環道公害防止対策について(採択)
	9	11		住民、市議会に請願	外環道の計画再検討(不採択)
1973	5	28		市長、建設省北首都圏道工事務所長に要望書を提出	外環道の公害防止対策を要望
1974	1	21		市長からの意見	建設省、市に道路計画案を説明
				浦和水保団地については公害防止対策を住民に案を提示させた方がよい計画案は了解した	
1975	3	4		市長、建設省に申し入れ	建設省、市に道路計画案を説明
	4	1			水保団地内の市有地を早期に買収すること
1976	1	19		市長からの意見	建設省、市長に道路計画案を説明
	12	7		市議会、建設省北首都圏道工事務所長に要望書を提出	水保団地の一部買収を要望 下水道事業及び外環事業促進の要望
1977	1	12		市長、建設大臣に要望書を提出	用地買収の促進
1982	3	19		市長、地方建設局長に要望書を提出	外環の早期完成・公害対策・河川整備・通学路の確保等を要望
	12	15		市長、地方建設局長に要望書を提出	外環の建設促進を要望
1983	8	17		佐藤市長、東京外郭環状道路建設促進期成同盟会結成	
1984	6	4			建設省、市に環境影響評価書の説明を行う
1985	1	28		都市計画変更の公聴会を行う	
	2	15		市長、県知事に都市計画変更原案を提出	
	6	9		浦和市都市計画地方審議会開催	行前意見無しで市長・県知事に答申
	9	10			建設大臣、都市計画変更の認可

表付3.3.4 川口市の行動

年	月	日	川口市の行動	関連する他の主体の行動	備考
1971	6	20		建設省、川口市議会に道路計画を説明	
1972	3	6		川口市住民、川口市長に陳情	外環のルート変更
1974	1	23		川口市長、建設省北首都圏道工事務所長に要望書を提出	公害防止対策について
	2	8		川口市長からの意見	建設省、川口市に道路計画案を説明
	11	20			用地取得への協力と促進、埼玉三門川の改修と荒瀬下木道幹線水路の早期完成
	11	30		建設省、市に説明(市議会・川口市理事者)	外環道線の環境対策と道路計画について モデル道路の着工について
	11	30		外環関係埼玉連合川口支部(100人程度)、川口市長に公害道路反対を迫り、陳情書を提出	外環道の凍結再検討
	12	24		川口市長、建設省北首都圏道工事務所長に要望書を提出	外環の公害防止対策に万全の処置をとること
1975	1	23		外環関係埼玉連合川口支部(12人程度)、川口市長に申し入れ	荒川荒瀬下木道及び埼玉三門川と外環の分離
	2	22		外環関係埼玉連合川口支部(100人程度)、川口市長に要望	
	2	28		外環関係埼玉連合川口支部、川口市議会に12,884名の署名とともに請願書を提出	外環道の凍結再検討
	3	19		川口市議会建設常任委員会が請願を不採択(賛成4、反対7)	
	3	24		川口市議会本会議で請願を不採択(賛成13、反対32)	
	5	3		建設省、川口市に事業計画を説明	環境対策等
1976	4	6		川口市実行にモデル道路完成	借地対策等
	7	9		建設省、川口市に事業計画を説明	下水道事業及び外環事業促進の要望
	12	7		市議会、建設省北首都圏道工事務所長に要望書を提出	環境影響評価資料作成の要請
1979	7	27		川口市公害部長、建設省北首都圏道工事務所長に要請	
1981	1	20		川口市助役、建設省北首都圏道工事務所長に懇談	事業実施に際して関係住民に配慮すること
1983	8	17		佐藤市長、東京外郭環状道路建設促進期成同盟会結成	
1985	2	4		都市計画変更についての公聴会開催	
	2	16		市長、県知事に都市計画変更原案を提出	
	7	8		川口市都市計画地方審議会開催	行前意見有り市長・県知事に答申
	9	10			建設大臣、都市計画変更の認可

表付3.3.5 草加市の行動

年	月	日	草加市の行動	関連する他主体の行動	備考
1971	7	15		草加市団地住民(約200名)、北首都国道工事事務所にデモ	
	9	28	市議会に外環特別委員会設置		
	9	29	草加市住民、市議会に請願を提出		1972年6月まで床敷
	9	29	草加市住民、市議会に請願を提出		外環道計画の凍結再検討(採択)
	9	29	草加市住民、市議会に請願を提出		外環道計画凍結の再検討(採択)
	10	13	市議会議員、建設省に要望書を提出		事業推進の見合おぼ
	12	23	市議会議員、建設大臣に意見書を提出		事業推進の見合おぼ
1972	1	23	草加市議会、建設大臣、道路局長、地方建設局長に意見書を提出		外環道の公害について
	6	7	草加市長、建設省北首都国道工事事務所に要望書を提出		外環道の技術的再検討
	6	17	草加市議会、建設大臣、北首都国道工事事務所長、草加市長に意見書を提出		住民が納得するまで本計画を凍結し、根本的に検討することを要望(凍結宣言)
1973	1	5		建設省、市に説明	道路計画案について
	3	9	市長からの意見		道路断面は長い 地元への説明のタイミングが間違った 奥武鉄道立体化が早く行われるので 外環の効用はうすくなる
1974	3	30		草加市団地住民(約65名)、北首都国道工事事務所にデモ	
	11	25		建設省、市長に説明	ボヤル道路の養生について
	12	7	市議会、建設省北首都国道工事事務所長に要望書を提出		下水道事業及び外環事業促進の要望
1975	11		建設省、草加市長に幅員変更を提示		凍結解除再設置
1977	12	23	市議会、建設大臣、大蔵大臣に意見書を提出		越前川放水路の早期着工
1978	7	25	市長、建設省に陳情		越前川放水路の建設推進
1979	10	26	市長、関東地方建設局長に陳情		越前川放水路の建設推進
1980	3	31	市長、建設省に陳情		内水排除対策について
	11		市と建設省が合意		環境対策と内水排除対策を柱として外環建設を図る
1981	2		建設省、市及び市議会に事業計画変更の提示と環境影響評価書の説明		越前川放水路の建設
	4	25	市長、建設大臣等へ要望書提出		環境保全対策を講じた上で外環事業推進に協力する
1982	2	1	市議会、外環対策特別委員会を開催(計5回)		越前川放水路の建設推進
	3	9		外環関係地主連合、市長へ要望書提出	外環の環境影響に関する書翰等
	7	31	市議会、凍結解除を決議		凍結・再検討
	8	25	市議会議員、草・建設省に意見書を提出		外環の凍結解除と促進決議案可決
	9	16	市長、建設省等に要望書提出		建設省の再検討した計画を評価し、建設推進を要望する
1983	1	18	市長、都市場長に陳情		建設推進
	8		古瀬7市長、東京外郭環状道路建設促進期成同盟会結成		
1984	6	1		建設省、市に環境影響評価について説明	

表付3.3.6 八潮市の行動

年	月	日	八潮市の行動	関連する他主体の行動	備考
1972	12	14		八潮市団地住民、請願	外環道の凍結再検討(採択)
1973	6	21	八潮市議会議員、建設省北首都国道工事事務所長に要望書を提出		外環道の凍結再検討(凍結宣言)
1974	2	23	市長からの意見		拡幅案の計画案 八潮市は草加市の松原団地からの影響で凍結再検討を採択した 市としては道路建設には反対はしない が道路公害について解決してほしい
1976	6	8		八潮市団地住民、市議会議員へ請願	八潮市の交通促進緩和のため、橋脚橋を早期建設して欲しい(採択)
	9	6	八潮市長、建設省北首都国道工事事務所長に要望書を提出		八潮市の交通促進緩和のため、橋脚橋を早期建設して欲しい
	12	7	市議会、建設省北首都国道工事事務所長に要望書を提出		下水道事業及び外環事業促進の要望
1981	4	28		建設省、市に外環の計画変更について説明	
1982	6	14	市議会、建設省に意見書提出		外環の建設促進(凍結解除)
1983	8		古瀬7市長、東京外郭環状道路建設促進期成同盟会結成		

表付3.3.7 三郷市の行動

年	月	日	三郷市の行動	関連する他主体の行動	備考
1974	2	6		建設省、三郷市に道路計画案を説明	
	2	6	三郷市長からの意見		早期着工の希望 農業用水路への配慮 都市計画決定後長期期間短縮することは、道路凍結凍結の要因となる 中川橋の築造の早期実現 三郷放水路にかかるとの橋梁の早期着工
	12	14	三郷市長、建設省北首都国道工事事務所長に要望書を提出		
	12	7	市議会、建設省北首都国道工事事務所長に意見書を提出		
1976	12	24	市議会、建設省北首都国道工事事務所長に意見書を提出		橋脚橋の建設促進
1978	6	1	三郷市長、建設省北首都国道工事事務所長に意見書を提出		外環側道橋の早期完成
	10	3	三郷市議会議員、建設省北首都国道工事事務所長に要望書を提出		外環建設促進
1979	10	30	三郷市長、市議会議員、建設省北首都国道工事事務所長に要望書を提出		外環建設促進
	11	27	市議会議員、建設大臣に意見書を提出		外環建設促進
1981	8		古瀬7市長、東京外郭環状道路建設促進期成同盟会結成		
1984	3	31		建設省、市に環境影響評価について説明	
1985	1	29	都市計画変更の公聴会を行う		
	2	19	市長、草加市長に都市計画変更提案を提出		
	7	7	三郷市都市計画地方協議会開催		
	9	10		建設大臣、都市計画変更の認可	付着意見無しで市長、草加市長に答申

表付3.3.8 外環関係埼玉連合の行動

年	月	日	外環関係埼玉連合の行動	関連する他の主体の行動	備考
1971	7	15		草加市(団地)住民(約200名)、北首都圏道工事事務所にデモ	
1972	2	2		水保団地自治会住民、県議会に請願を提出	外環道計画再検討について(不採択)
	9	22		水保団地自治会住民、陳情を提出	外環道公害防止対策について(採択)
	10	5	外環関係埼玉連合発足	外環道公害防止対策協議会・外環道路対策朝日町連絡会議、辻地区住民協議会水保団地自治会、八潮団地自治会組合住民対策協議会等が参加	
1974				建設省、地元説明会を多数行う(市会議員、地権者、PTA等)	
1974	1	31		浦和市長の見解	浦和市長らについて公害防止対策を住民に案を提示させた方がよい
	3	30		草加市団地住民(約55名)、北首都圏道工事事務所にデモ	
	5	12	芝西公民館で集会開催		
	5	20	外環関係埼玉連合、建設大臣に要望書を提出		
	9	9	芝北公民館で集会開催		
	7~11		戸別訪問により署名運動を行う		外環道の凍結再検討
	7	14	神根公民館で集会開催		参加者50名程度
	7	28	神根公民館で集会開催		参加者30名程度
	9	22	芝西公民館で集会開催		参加者53名程度
	10	27	鶴ヶ丸町会会館で集会開催		参加者35名程度
	11	18	外環関係埼玉連合、建設省北首都圏道工事事務所に来所し、申入れを行う(代表水井康雄、県会議員渡部芳(共産党))	着工前に話し合いの場を作るべきだ 川口市議会での説明会の前に連絡をされた 川口地区での調査・説明会に問題がある	
	11	21	芝公民館で集会開催		
	11	25	外環関係埼玉連合、建設省北首都圏道工事事務所に来所し、申入れを行う(代表水井康雄、川口支部連絡事務局長木村龍夫、県会議員渡部芳(共産党)川口市議員五十嵐(社会党)、川口市議員寺島(共産党)、草加市議員山田)	説明会は住民を納得させるためのものではない 地権者だけでなく周辺住民を巻き込んでいることは詳確する 計画交通量、騒音値、排ガスとその対策について科学的に開明してほしい 道路幅員が変更済みのように話すのはおかしい 荒川下流事業と外環事業は切り離すべきだ モザイク道路を取りやめるべきだ 埼玉連合を正式に認めるべきだ、等	
	11	30	川口市長に公害連絡区別を渡った(100人程度)		
	12	7	建設省北首都圏道工事事務所に来所し、申入れを行う(代表水井康雄、川口支部連絡事務局長木村龍夫、水保団地自治会長菅原良三、県会議員渡部芳(共産党)他9人)	市議会道路の工事は住民が納得してから施行すべきだ 交通量の将来値は少なすぎる 科学的データを提示 5月に提出した要望書に回答せよ	
	12	8	神戸会館で集会開催		
1973	2	9	神根公民館で集会(神根地区対策協議会)		
			神根公民館で集会(神根地区対策協議会)		
			神根公民館で集会(神根地区対策協議会)		
	2	22	川口市長に要望(100人程度)		外環の凍結再検討を国・県に申し入れること
	2		市議会に請願署名13,800人を提出		外環の凍結再検討
	3	19		川口市議会建設常任委員会が請願を不採択(賛成4名、反対7名)	
	3	24		川口市議会本会議が請願を不採択(賛成13名、反対32名)	
			以後、1985年度まで活動し、自然消滅		

付3.4 要町通り建設事業(豊島区から練馬区間)における各主体の行動

表付3.4.1 東京都の行動(36道路(A)に関して)

年	月	日	東京都・建設省の行動	関連する他の主体の行動	備考
1927	8	18	補助線道路第5号線都市計画決定(池袋～練馬)		モードの決定・幅員18m
1946	4	25	補助線道路第79号線都市計画決定(池袋～練馬北町)		55号線の名称変更・幅員15~25m
	12	7	地下鉄4号線都市計画決定(向原～池袋間)		
1962	5	29	地下鉄4号線として通知決定(成増～向原間)		
1969	7	30	補助線道路第33・36号線都市計画決定(西池袋～早甲)		幅員25m~60m
1968	12	28	地下鉄5号線本線都市計画決定(練馬～池袋1丁目間)		
1970	7	7		池袋西口中央通り商店会会長他74名が都議会に請願	商店街の発展を阻害しているため、補助線道路の幅員を早急に都市計画通り25メートルに拡幅すること(採択)
	10	3		池袋西口商店連合会会長他31名が都議会に請願	商店街の発展を阻害しているため、補助線道路の拡幅工事と地下鉄建設との同時施工をすること(採択)
	10	6		池袋西口中央通り商店会会長他が施設局長に請願	商店街の発展を阻害しているため、補助線道路の拡幅工事と地下鉄建設との同時施工をすること
1971	6	28		要町1丁目町会会長他89名が都議会に請願	地下鉄開通と拡幅工事の促進のため、拡幅工事計画の早急な提示と、納付のいく補償などを要望(採択)
	6	12		都知事との対話集会(中央)開催	放射35・36号道路について、住民の考え方と道路建設についての都民参加の進め方について話し合う
	8	26~10		都知事との対話集会(地域)開催	豊島区・板橋区・練馬区の3ヶ所の小学校で開催
	9			東京都に学校環境保全対策8局会議発足	
	9	27		池袋西口中央通り商店会会長他3名が都議会に請願	納付のいく補償、工事方法への注文など(不採択)
	11	24		要町小学校を守る会会長他1373名が都議会に請願	学校環境保全のため、計画路線を変更するか、学校用地の確保を要望
1972	1	14		放射36号線一部事業認可(池袋～豊島・板橋区間)	
	4			放射36号線一部事業着手(池袋～豊島・板橋区間)	
	6	23		要町1丁目町会会長他221名が都議会に請願	拡幅事業に関して、納付のいく補償(一部採択)
	7	28		要町小学校を守る会代表が都議会に請願	学校代替用地の確保
	10	18		学校環境保全対策8局会議「都市計画道路に伴う学校保全対策」を決定	要町小学校の代替地の確保 向原小学校・小竹小学校については学校付近の地下化が方向づけられる
1973	7	30		対策協議会会長他が都議会に請願を提出	土地買収について
	7	31		豊町町会会長他が都議会に請願	拡幅事業の促進と納付のいく補償
	7	31		要町小学校PTAが都議会に請願	学校代替用地の確保
	10	8		補助線道路都市計画対策協議会会長他が都議会に請願	拡幅工事に伴う補償の充実

表付 3.4.2 住民の行動 (36 道路 (A) に関して)

年	月	日	住民の行動	関連する他主体の行動	備考
1970	7	7	池袋西口中央通り商店会長他74名が都議会に請願		商店街の発展を阻害しているため、補助78号線の幅員を早急に都市計画通り35メートルに拡張すること(採択)
	10	4	池袋西口商店連合会会長他31名が都議会に請願		商店街の発展を阻害しているため、補助78号線の拡張工事と地下鉄建設との同時施工をすること(採択)
	10	6	池袋西口中央通り商店会長他が施設局長に請願		商店街の発展を阻害しているため、補助78号線の拡張工事と地下鉄建設との同時施工をすること
1971	5	28	要町1丁目町会会長他396名が都議会に請願		地下鉄開通と拡張工事の促進のため、拡張工事計画の早急な提示と、納地のいく補償などを要望(採択)
	8	12		都知事との対話集会(中央)開催	放射35・36号道路について、住民の考え方や道路建設についての都政参加の進め方について話し合う
	8	26~10		都知事との対話集会(地域)開催	豊島区・板橋区・練馬区の5ヶ所の小学校で開催
	9	27	池袋西口中央通り商店会長他3名が都議会に請願		納地のいく補償、工事方法への注文など(不採択)
	11	24	要町小学校を守る会会長他1373名が都議会に請願		学校環境保全のため、計画路線を変更するが、学校用地の補償を要望
1972	1	14	放射36号線一部事業認可(池袋～豊島・板橋区境)		
	4		放射36号線一部事業着手(池袋～豊島・板橋区境)		
	6	23		要町1丁目町会会長他221名が都議会に請願	拡張事業に関して、納地のいく補償(一部採択)
	7	28		要町小学校を守る会代表が都議会に請願	学校代替用地の確保
	10	18	学校環境保全対策8局会議「都市計画道路に伴う学校保全対策」を決定		要町小学校の代替地の確保 向原小学校・小竹小学校については学校付近の地下化が方向づけられる
1973	7	30		対策協議会会長他が都議会に請願を提出	土地買収について
	7	31		要町商店会長他が都議会に請願	拡張事業の促進と納地のいく補償
	7	31		要町小学校PTAが都議会に請願	学校代替用地の確保
	10	8		補助78号線都市計画対策協議会会長他が都議会に請願	拡張工事に伴う補償の充実

表付 3.4.3 東京都の行動 (36 道路 (B) に関して)

年	月	日	行動	関連する他主体の行動	備考
1927	9	18	補助線道路第55号線都市計画決定(池袋～練馬)		ルート決定・幅員15m
1946	4	25	補助街路第78号都市計画決定(池袋～練馬北町)		55号線の名称変更・幅員15～25m
	12	7	地下鉄4号線都市計画決定(向原～池袋間)		
1967	8	29	地下鉄4号線として追加決定(成増～向原間)		
1966	7	30	補助78号線・放射35・36号線都市計画決定(西池袋～早吉)		幅員25m～50m
1968	12	28	地下鉄8号線本線都市計画決定(練馬～朝霞)了目録		
1970	6	9	宮田と都が道路・地下鉄同時施工を決定		
	9	18		「放射35・36号道路対策住民協議会」および「放射35・36号道路対策連盟」結成	
	10	9		練馬区羽沢住民(放射35・36号道路対策住民協議会)9189名が都議会に請願	自動車交通の増加による環境破壊と工事による生活への影響のため、道路建設中止と地下鉄のシールド工法を要望(採択)
	12	18		練馬区住民(放射35・36号道路対策住民協議会)が知事に陳情および都民相談室に要望申し入れた	事業計画の提示と同協議会の意見の反映、公害等への対処方法についての質問
1971	2	9		板橋区立向原小学校PTA会長他1551名が都議会に請願	教育環境保全のため、道路の地下化地下化不可能の場合は校内に支柱を立てないこと 地下鉄時の児童の安全確保などを要望(採択)
	3	8		練馬区立向原第四小学校PTA会長が都議会に請願	教育環境保全のため、向原第四小学校周辺の地下化(採択) 用地買収費を償還すること
	4		1971年度当初予算成立		
	8	12		都知事との対話集会(中央)開催	放射35・36号道路について、住民の考え方や道路建設についての都政参加の進め方について話し合う
	8	26~10		都知事との対話集会(地域)開催	豊島区・板橋区・練馬区の5ヶ所の小学校で開催
	9			東京都に学校環境保全対策8局会議発足	
	12	6		練馬区北町住民(放射35・36号道路対策連盟)が都議会に請願	環境保全のため、放射35号線の建設中止と地下鉄の工事促進を要望(審議未了)
	12	8		宮田地下鉄8号線建設促進向原、大谷口、小茂根地区協議会1429名が都議会に請願	交通環境改善のため、地下鉄8号線建設の促進 36号線の公道道路化 学校用地を削らないことを要望(採択)
	12	9		板橋区促進協議会会長他2444名が都議会に請願	学校環境保全の上、36号と地下鉄の施工促進を要望(審議未了)
1972	3	28		練馬区米川台住民1723名が都議会に陳情	放射35・36号道路と地下鉄の促進を要望(審議未了)
	4	20		水川台住民6550名が都知事に陳情	放射35・36号道路と地下鉄の促進
	9	27		練馬区小竹小学校PTA会長他32名が建設局に陳情	学校付近の地下化
	10	18	学校環境保全対策8局会議「都市計画道路に伴う学校保全対策」を決定		要町小学校の代替地の確保 向原小学校・小竹小学校については学校付近の地下化が方向づけられる
	11	10		知事、「住民投票構想」を発表	放射36号道路について道路構造事業を提示し、住民投票によって決定する考えを示す
	12	26		放射36号道路の住民投票に関する調査会(36調査会)発足	1975年3月の知事への答申まで2回開催。地域住民の意向をくみ上げる最速の方法について模索

1973	3	9~11	東京都、「36道路についてご意見を聞く会」を開催		板橋区立向原小学校、練馬区立小竹小学校、練馬区立開新第一小学校の学校環境保全の上、36号と地下鉄の施工促進を要望（審議未了）
7	30		練馬区公営をなくす案が都議会に議決		建設中止を要望（審議未了）
8	1		練馬区永川台住民1723名が都議会に陳情		放射35・36号道路と地下鉄の促進を要望（採択）
9	4		練馬区立小竹小学校PTA会長他32名が都議会に陳情		学校付近の地下化を要望
11	28~4		環境影響予測調査についての対話集会		板橋区および練馬区内で8カ所
1974	1	17	36調査会・知事への答申の起草委員会などを多数開催		
1975	1	17	東京都、36調査会答申草案についてのご意見を聞く会を開催		
5	16		菅野、東京都に地下鉄先行の申し入		
9	10		東京都、地下鉄先行の決定		
1976	6	15	菅野に申し入れ		地下鉄工事に際する説明会の開催の要望
6	26		練馬区民運動連絡会議開催		
7	13		都知事に「おわがい」提出		地下鉄交差について
8	19		菅野地下鉄8号・13号線対策要望充足		
1980	10	27	対策要望が知事に要請書提出		建設区間、用地補償、工事方法、環境影響調査、協議の方法などについて受諾
11	13		知事が回答		
1981	4	28	対策要望と工事協定を調印		建設大臣から事業認可が下りる
7	3		対策要望、東京都と工事協定を調印		環境保全、協議会の設置、用地補償などについて
1987	4		36道路（豊島・板橋区境〜環7間）開通		

表付3.4.4 営団の行動

年	月	日	行動	関連する主体の行動	備考
1970	5	9	本町と都が道路・地下鉄同時施工を決定		
1975	9	16	菅野、東京都に地下鉄先行の申し入		
9	10		東京都、地下鉄先行の決定		
1976	6	15	住民、菅野に申し入れ		地下鉄工事に際する説明会の開催の要望
6	26		練馬区民運動連絡会議開催		
7	13		都知事に「おわがい」提出		地下鉄交差について
7	19~27		説明会を開催		板橋区および練馬区内で8カ所
8	19		菅野地下鉄8号・13号線対策要望充足		
9	17~26		説明会開催		板橋区および練馬区内で8カ所
10	29		対策要望、菅野との正式折衝開始		
11	17		対策要望の要求の一部回答		
1977	1	22	工事説明会開催		
3	18		対策要望と第1次覚書調印		
3	30		対策要望、菅野に回答、商議相手を解除		
1978	2	19	対策要望と話し合い		直接関係者・周辺住民と菅野、工事について話し合い
4	16		対策要望、菅野から話を聞く会開催		地下鉄シールド工事地域にて
7	7		対策要望との協定書調印		

表付3.4.5 住民の行動（36道路（B）に関して）

年	月	日	住民の行動	関連する主体の行動	備考
1960	7	30		都市計画決定	
1970	7			練馬区議による地元説明会	練馬区立開新第一小学校にて、36道路について
9	19		「放射35・36号道路対策住民協議会」および「放射35・36号道路対策連盟」結成		
10	9		練馬区貝沢住民（放射35・36号道路対策住民協議会）9188名が都議会に陳情		自動車交通の増加による環境破壊と工事による生活への影響のため、道路建設中止と地下鉄のシールド工法を要望（採択）
12	18		練馬区住民（放射35・36号道路対策住民協議会）が知事に陳情および都民相談室に要望申し入れ		事業計画の提示と協議会の審議の反映・公営等への対処方法についての質問
1971	2	9	板橋区立向原小学校PTA会長他1851名が都議会に陳情		教育環境保全のため、道路の地下化が不可能の場合は校内に支柱を立てないこと 登下校時の児童の安全確保などを要望（採択）
3	8		練馬区立開新第一小学校PTA会長が都議会に陳情		教育環境保全のため、開新第一小学校周辺の地下化（採択）
9				東京都に学校環境保全対策8局会議発足	
12	6		練馬区北町住民（放射35・36号道路対策連盟）が都議会に陳情		環境保全のため、放射35号線の建設中止と地下鉄の工事促進を要望（審議未了）
12	6		菅野地下鉄8号線建設促進向原、大谷口、小茂根地区協議会1429名が都議会に陳情		交通環境改善のため、地下鉄8号線建設の促進 36道路の公園道規格化 学校用地を削らないことを要望（採択）
12	8		板橋区促進協議会会長他2444名が都議会に陳情		学校環境保全の上、36号と地下鉄の施工促進を要望（審議未了）
1972	3	28	練馬区永川台住民1723名が都議会に陳情		放射35・36号道路と地下鉄の促進を要望（審議未了）
4	20		永川台住民550名が都知事に陳情		放射35・36号道路と地下鉄の促進を要望（審議未了）
9	27		練馬区小竹小学校PTA会長他32名が建設局に陳情		学校付近の地下化
10	18			学校環境保全対策8局会議「都市計画道路に伴う学校保全対策」を決定	要小中学校の代替地の確保 向原小学校・小竹小学校については学校付近の地下化が方向づけられる 放射36号道路について道路構造も案を提示し、住民投票によって決定する考えを示す
11	10			知事、「住民投票構想」を発表	
12	36			放射36号道路の住民投票に関する調査会（38調査会）発足	1975年3月の知事への答申まで23回開催。地域住民の意向をくみ上げる最善の方法について模索
1973	5	9~11		東京都、「36道路についてご意見を聞く会」を開催	
7	27		板橋区向原地区促進協議会会長他が都議会に陳情		板橋区立向原小学校、練馬区立小竹小学校、練馬区立開新第一小学校の学校環境保全の上、36号と地下鉄の施工促進を要望（審議未了）
7	30		練馬区公営をなくす案が都議会に議決		建設中止を要望（審議未了）
8	1		練馬区永川台住民1723名が都議会に陳情		放射35・36号道路と地下鉄の促進を要望（採択）
9	4		練馬区立小竹小学校PTA会長他32名が都議会に陳情		学校付近の地下化を要望
11	28~4				環境影響予測調査についての対話集会
1975	1	17			東京都、36調査会答申草案についてのご意見を聞く会を開催
5	16				菅野、東京都に地下鉄先行の申し入
9	10				東京都、地下鉄先行の決定

1976	6	15	住民側、審議に申し入れ		地下鉄工事に関する説明会の開催の要望
	6	25	神尾住民運動連絡会開催		
	7	15	新知事に「おねがい」提出		地下鉄交差について
	7	19~27	宮団、説明会を開催		板橋区および練馬区内で6カ所
	8	19	常設地下鉄6号・13号線対策要望会発足		
	9	17~29	宮団、説明会開催		板橋区および練馬区で6カ所
	10	29	対策要望、宮団との正式折衝開始		
	11	17	宮団、要求の一部回答		
1977	1	22	宮団、工事説明会開催		
	3	18	対策要望、宮団と第1次意見交換		
	3	30	宮団へ回答、測量拒否を解説		
1978	2	19	宮団と話し合い		直接関係者・周辺住民と宮団、工事について話し合い
	4	16	宮団から話を聞く会開催		地下鉄シールド工事地域
	7	9	宮団との協定書調印		
1980	10	27	対策要望が知事に要望書提出		建設区間、用地補償、工事方法、環境影響調査、協議の方法などについて話し合い
	11	15	知事が回答		建設大臣から事業認可が下りる
	4	28	建設大臣から事業認可が下りる		
1979	7	3	対策要望、東京都と工事協定を調印		環境保全、協議会の設置、用地補償などについて
1987	4			36道路(豊島・板橋区境~環7間)開通	

付3.5 目黒清掃工場建設事業における各主体の行動

表付3.5.1 東京都の行動

年	月	日	東京都(清掃局)の行動	関連する他の主体の行動	備考
昭和48	7	18	知事は目黒区に清掃工場建設について協力を要請		
	9	5	地元説明会等開催		昭和49年9月までの間、地元説明会10回。地元住民の清掃工場見学会5回実施
	13	13	都は東京工業試験所跡地を清掃工場予定地として内定し、文書により目黒区に協力を要請		
昭和49	9	21	都は清掃工場予定地に隣接する土地を地元還元施設用地として取得		昭和50年1月、目黒区に児童の遊び場として無償貸付
	11	25	都は首脳部会議において「目黒清掃工場基本計画」を決定		
昭和57	5	13	清掃局、地元説明会を開催		目黒清掃工場基本計画および環境影響評価の進捗について
	8	24	清掃局、地元町会等各団体の清掃施設見学会を実施		
	9	16		地元有志の会、東京都知事、都議会議員に署名及び建設計画白紙撤回を求めた陳情書を提出	9400名の署名。陳情書は都議会、建設清掃委員会に付託
	11	19	幹入路(環六、補助19号)拡張、測量調査説明会		清掃局、建設局共催。昭和58年7月27日に第2回説明会を開催
	1	17	清掃局は環境影響評価書案を知事に提出	地元有志の会、都議会議員に「目黒清掃工場建設に伴う環境影響評価手続に関する請願」を署名を添えて提出	4300余名の署名
昭和59	2	27	都知事、都市計画案の公示		
	3	11	清掃局、評価書案にかかわる説明会を開催		5月28日までに第12回開催
	3	30		区議会議員、都に水銀、ダイオキシン対策に関する意見書を提出	
	4	26	知事は評価書案にかかわる公聴会を開催		地元有志の会代表、新工場不要論を述べる
	8	10	清掃局、地元有志の会と懇談会		昭和61年1月までに11回実施
	8	13	清掃局、見解書を知事に提出		
	8	23	見解書にかかわる公示、報覧		
	8	30	見解書の説明会を開催		9月7日までに第8回開催
昭和60	12	21		東京都環境影響評価協議会は評価書案に関する答申を知事に提出	アセス調査方法とその結果には概ね妥当とする。ただし、園田が第1種住宅専用地域である事、小学校が隣接している事を留意事項としている
	8	8		目黒区都市計画審議会は目黒清掃工場の東京都決定について都市計画決定する事を認める旨を目黒区長に答申	
	8	16		目黒区長は目黒清掃工場の東京都決定について都市計画決定する事を認める旨を知事に回答	
	10	25	清掃局は評価書を知事に提出	知事は目黒清掃工場の東京都決定について東京都都市計画地方審議会に付議	東京都都市計画地方審議会は都の原案を了承
	11	12	知事は目黒清掃工場を都市計画決定		
	12	19		目黒区長は都にリサイクル事業充実にする意見書、要望書を提出	
昭和61	2	20	清掃局は地元住民にたいする工事説明会を開催		土壌処理及び建物撤去工事に関して
	4	11		田道住民会、下目黒住民会、中目黒住民会、が第7項目を厚生省、東京都清掃局に申し入れ	目黒区内の可成り限定する事。駐車場は地下にする事、田道子供広場を移す事など
	5	7		区が「目黒清掃工場建設にかかわる都への要望」を都に提出	

	7	1	清掃工場用地の土壌処理及び建物除去工事費工		
	7	23		目黒区長、土壌処理及び建物除去にかかわる要望を知事室に提出	
	8	29	清掃局は目黒清掃工場建設に関する住民協議会と土壌処理、建物除去に関する協定を締結		「目黒清掃工場建設に関する地元協議会」は地元有志の会、各町会、父母の会等13団体で構成
	9	11		目黒清掃工場に隣接する30m以内に住む住民の会」区議会及び都議会議決書提出	工場塔の高さを20m以内にし、緑地を広くとるよう要求
	10	21		区長、都知事に要望書提出。住区代表も清掃局に要望書提出	住民は区に都に対する要望を不完全なものとする
	12	12	清掃局は目黒清掃工場建設に関する住民協議会に都の考え方について説明会を開催		規模縮小を訴える住民側と折り合いがつかず
	12	19		目黒清掃工場建設に関する住民協議会が都議会へ「目黒清掃工場建設計画の一部変更を求める陳情」を提出	規模縮小、工場の半地下、住民参加の委員会の設置を求める
昭和62	1	27	都議会建設審議委員会は目黒清掃工場建設にかかわる陳情、陳情について審議		計3つの陳情、陳情について一部原案採択(緑地部分の拡大、住民参加の委員会等)されたが、白紙撤回等は不承認となった
	2	12	清掃局は目黒清掃工場建設に関する住民協議会に目黒清掃工場建設について説明会を開催		
	3	9		目黒清掃工場建設に関する住民協議会が知事へ「目黒清掃工場建設計画を当初案に変更する事を求める陳情」を提出	
	4	22	清掃局長は当初案への変更の陳情に対し、不可解と回答		
	5	22		目黒清掃工場建設に関する住民協議会が清掃局長あてに参入路についての要望書提出	
	6	17	清掃局は住民説明会を開催		環状6号線、補助19号線の交通問題を説明
	7	21	住民説明会(住民主催)を開催		環状6号線、補助20号線の交通問題を説明
	8	28	清掃局は住民協議会を開催		本体の仮契約、工事概要及び参入路問題について説明
	9	10	清掃局は住民協議会を開催		参入路問題について説明
	9	11		目黒清掃工場建設に関する住民協議会が「参入路とゴミ量等についての陳情」を都に提出。向原町の陳情を区にも提出	
	9	21	都議会で「ゴミ量等についての陳情」継続「環境影響評価手続等に関する陳情」採択		
	9	28	都議会で「水廻、ダイオキシンに関する陳情」採択		
	10	21	建築説明会開催		日照、電波障害等について住民の質疑を受ける
	12	7		目黒清掃工場建設に関する住民協議会が建設協議会設立に際しての確認事項文書を都に提出	
	12	6	都市計画局は建築審査の公開説明会を開催		
	12	21	都市計画局は建築審査会を開催		
昭和63	1	19		「新築ごみ焼却場目黒清掃工場」建築許可認可	
	2	9		区長、都知事に環六拡幅工事の早期完了を要望	
	3	12	第1回建設協議会開催		住民代表(反対14団体18名、住民協議会から引き継ぐ)、東京都職員(6名)、目黒区職員(6名)より構成

	3	30	工事説明会開催		
	4	8	第2回建設協議会開催		工事協定提案
	5	21	第3回建設協議会開催		工事協定修正案提案
	5	26	工事協定締結		都は、工事全般に関わる安全対策に十分配慮するとともに、地域住民の生活環境を可能な限り配慮した環境保全のための措置を講ずるとする
	5	30	工事着工		
	6	25	第4回建設協議会開催		工事協定締結を報告
	7	30	第5回建設協議会開催		緩衝緑地について協議
	8	15	緩衝緑地に関する小委員会発足		住民代表3名、目黒区3名、清掃局3名で構成
	8	23	第2回緩衝緑地に関する小委員会開催		
	9	2	第3回緩衝緑地に関する小委員会開催		
	9	21	第4回緩衝緑地に関する小委員会開催		
	10	3	第6回建設協議会開催		緩衝緑地について合意(概ね住民の要求が受け入れられる)
	11	29	第7回建設協議会開催		工事建設の進捗状況、燃費工事等について協議
	12	9	第6回緩衝緑地に関する小委員会開催		住民提案の検討
	12	22	第6回緩衝緑地に関する小委員会開催		住民提案について合意
平成元	1	25	第8回建設協議会開催		工場建設工事の進捗状況、緩衝緑地整備計画等について報告
	3	10	第1回色彩検討委員会を開催		住民8名、区3名、都2名で構成、工場塔の色彩について協議
	3	31		昭和63年3月の住民側から出されたゴミ量等に関する陳情を受けて、「目黒清掃工場の後案に伴うゴミ量に関する意見書」を区議会が採択、都知事に提出する	意見書は、ゴミは目黒区民のゴミに限定する事、何卒は他の建設地に転移する事、等の内容
	4	17	第2回色彩検討委員会を開催		
	6	25	第3回色彩検討委員会を開催		
	7	19	第4回色彩検討委員会、第9回建設協議会を開催		工場塔および煙突の色彩が決定
	7	27	還元施設建設協議会開催		地元還元施設は3層建(地下2層)に決定
	9	6	還元施設建設協議会開催		
	10	17	第10回建設協議会		日曜、祝日作業の検討
	10	18		目黒区は「目黒清掃工場建設事業にかかわる懸念について」を都に提出	還元複合施設計画について
	11	4	第11回建設協議会開催		日曜、祝日作業の検討
	11	9	日曜祝日作業について近隣住民に説明会		住民側は年内の日曜祝日作業を了承
平成2	1	29	区議会、目黒清掃工場還元施設整備案に賛成、都知事に陳情		工場建設工事の進捗状況等について報告
	2	3	第12回建設協議会開催		
	2	14	区議会、目黒清掃工場還元施設整備案に関する議案審査を都知事室に提出		
	3	2	清掃局は区議会で環状6号線拡幅整備、ゴミ焼却場について協力を要請		拡幅工事が遅れ、ゴミ処理も600tフル稼働する事に要請
	3	3	第13回建設協議会開催		ゴミ量について都側と住民側が合意
	3	31		建設協議会住民代表が目黒区を離れて「東京都目黒清掃工場の試運転に関する協定書」および「東京都目黒清掃工場運営協議会要領」を都に提出	試運転協定書、運営協議会要領の住民案
	4	3		目黒区および区議会は「目黒清掃工場の後案に関する運営案」を清掃局長宛に提出	工場の稼働までに拡幅工事を完成させる事、目黒区内のゴミに限定する事、分別を徹底させる事、運営協議会で住民の意見を取り入れる事、を要望
	5	11	第14回建設協議会開催		工場建設工事の進捗状況、操業準備金の設置について合意
	6	21	第1回操業準備金協議会開催		住民代表8名、区職員4名、都職員4名で構成、試運転計画等を説明
	6	27		目黒区議会は「東京都立大学移転に関わる清掃工場建設反対」の知事要請に答えて「目黒清掃工場建設に伴う環状6号線の整備促進、ごみ焼却場の当初取り決め内容の遵守に関する決議」を都知事に提出	3月2日の都側の要請に対し、当初の建設条件を遵守するように要請。約束が反故にされれば区議会に反対する事を明示

	7	13	清掃局は目黒区議会に「目黒清掃工場建設にかかわる状況について」説明		重ねて区に協力を要請
	9	14	清掃局は目黒区議会に「目黒清掃工場建設にかかわる状況について」説明		重ねて区に協力を要請
	9	16	第2回接業準備会開催		確認文書(案)、試運転計画、試運転協定(案)の説明
	10	16	第3回接業準備会開催		「目黒清掃工場の試運転に関する協定案」締結
	10	30	第15回建設協議会開催		試運転協定、試運転計画、建設工事の進捗状況を報告
	11	1	ごみ搬入開始		
	11	6	ごみ焼却開始		
	11	7	第4回接業準備会開催		接業協定の住民案提出
	11	14	第1回接業協定検討小委員会の開催		本稼働時のゴミ処理量について、都側は600tフル稼働を譲らず、住民側との交渉が平成3年7月15日の第2回接業協定検討小委員会まで続く
平成3	7	15	第12回接業準備会開催。「東京都目黒清掃工場の接業に関する協定締結」	目黒区と住民側との間でごみについての懇談会の設置、20年後の見直しについての確認書を取り交わす	目黒清掃工場運営協議会の設置を決定(住民15名、区職員6名、都職員6名で構成)

表付3.5.2 目黒区の行動

年	月	日	目黒区の行動	関連する他の主体の行動	備考
昭和46	9	29		江東区議会議員は2区の区長、区議会議員に対し、公開質問状を提出	ゴミ投棄反対に関する公開質問状
	10	4	目黒区長および区議会議員は江東区の公開質問状に回答		区内処理の原則に賛成し、清掃工場の建設に協力する旨
昭和48	7	18		知事は目黒区に清掃工場建設について協力を要請	
昭和49	2	13		都は東京工業試験所跡地を清掃工場予定地として内定し、文書により目黒区に協力を要請	
昭和57	2		地元説明会		
	6	8		地元有志の会、区長に抗議文を提出	地元住民への説明、意見の聴取なしに既に都の計画に協力していた事に対して抗議
	6	16	目黒区一町会主催、地元説明会		
	6	22	地元有志の会の抗議文にたいして回答		これまでの経緯の説明、清掃工場についてはその内容の変更は可能と回答
	9	14		地元有志の会、目黒区に署名及び建設計画白紙撤回を求める陳情書を提出	7400名の署名。陳情書は区議会、公有地対策調査特別委員会に付託
昭和58	3	14	有志の会代表と会見		陳情4項目に理解を示す
	3	28	建設計画白紙撤回を求める陳情は審議未了に		
	5	23		地元有志の会、目黒区議会改選に伴い、陳情書を再提出	
	12	28		地元有志の会、区議会に水銀、ダイオキシンに関しての陳情提出	
昭和59	1	25		地元有志の会、区議会議員に土壌汚染に関する陳情書を提出	汚染の責任の所在を明らかにする事と住民の不安を解消するための処置を最優先させる事
	3	30		区議会議員、都に水銀、ダイオキシン対策に関する意見書を提出	
昭和60	8	8	目黒区都市計画審議会は目黒清掃工場の東京都決定について都市計画決定する事を認める旨を目黒区長に答申		
	8	15	目黒区長は目黒清掃工場の東京都決定について都市計画決定する事を認める旨を知事に回答		
	12	19	目黒臨時区議会は「有価物の回収と再資源化に関する条例案」を否決		区長は都にリサイクル事業充実にする要望書、意見書を提出。また区では今後のリサイクル事業のあり方を研究する「リサイクル事業懇話会」の設置を決定
昭和61	5	2	「目黒清掃工場建設にかかわる都への要望」が都に提出		内容については6月24日に説明会を開催
	5	14		地元有志の会がごみ量について陳情書を提出	区から都への要望についての陳情
	5	28	「目黒清掃工場建設計画の白紙撤回を求める陳情」を審議未了とす		
	7	23	目黒区長、土壌処理及び建物撤去にかかわる要望を知事宛に提出		
	9	11		目黒清掃工場に隣接する30m以内に「住む住民の会」区議会及び都議会に陳情書提出	工場塔の高さを20m以内にし、緑地を広くとるよう要求
	10	21	区長、都知事に要望書提出。住区代表も清掃局に要望書提出		住民は区都に対する要望を不完全なものとする
昭和62	8	11		目黒清掃工場建設に関する住民協議会は「搬入路とゴミ量等についての課題」を都に提出。同趣旨の陳情を区にも提出	
	11	24		目黒清掃工場建設に関する住民協議会は「建築確認、補助金等に関する陳情」を区議会に提出	建築確認、補助金申請を行わないように区が都に要望してほしいと陳情

2	9	区長、都知事に種六拾貳工場の早期完了を要望		
3	3		目黒清掃工場建設に関する住民協議会は区都市計画部長にゴミ量についての申し入れ提出	
3	12	第1回建設協議会開催	住民代表(反対14団体18名、住民協議会から引き継ぐ)、東京都職員(8名)、目黒区職員(6名)より構成	
4	8	第2回建設協議会開催	工事協定提案	
5	7	第3回建設協議会開催	工事協定修正案提案	
5	26	工事協定締結	都は、工事全般に関わる安全対策に十分配慮するとともに、地球住民の生活環境を可能な限り配慮した環境保全のための措置を遵守するとする	
6	25	第4回建設協議会開催	工事協定締結を報告	
7	30	第5回建設協議会開催	緑地緑地について協議	
8	15	緑地緑地に関する小委員会発足	住民代表3名、目黒区3名、清掃局3名で構成	
8	23	第2回緑地緑地に関する小委員会開催		
9	2	第3回緑地緑地に関する小委員会開催		
9	21	第4回緑地緑地に関する小委員会開催		
10	3	第6回建設協議会開催	緑地緑地について合意(概ね住民の要求が受け入れられる)	
11	29	第7回建設協議会開催	工事建設の進捗状況、煙突工事等について協議	
12	9	第5回緑地緑地に関する小委員会開催	住民提案の検討	
12	22	第6回緑地緑地に関する小委員会開催	住民提案について合意	
平成元	1	25	第8回建設協議会	工場建設工事の進捗状況、緑地緑地整備計画案等を報告
	3	10	第1回色彩検討委員会を開催	住民6名、区3名、都2名で構成。工場棟の色彩について協議
	3	31	昭和63年3月の住民側から出されたゴミ量等に関する陳情を受けて、「目黒清掃工場の操業に伴うゴミ量に関する意見書」を協議会が採択、都知事に提出する	意見書は、ゴミは目黒区長のゴミに限定する事、将来は他の建設地に転移する事、等の内容
	4	17	第2回色彩検討委員会を開催	
	5	25	第3回色彩検討委員会を開催	
	7	19	第4回色彩検討委員会、第9回建設協議会を開催	工場棟および煙突の色彩が決定
	7	27	還元施設建設協議会開催	地元還元施設は3階建(地下2階)に決定
	8	6	還元施設建設協議会開催	
	9	28	区議会、リサイクル事業の拡充に関する意見書を提出	
	10	17	第10回建設協議会	日曜日、祝日作業の検討
	10	18	目黒区は「目黒清掃工場建設事業にかかわる要望について」を都に提出	還元複合施設計画について
	11	4	第11回建設協議会開催	日曜、祝日作業の検討
	11	10		地元有志の会ら、区に「ゴミの收拾方法についての陳情」提出
平成2	1	29	区議会、目黒清掃工場還元施設整備に際し、副知事に陳情	
	2	3	第12回建設協議会開催	工場建設工事の進捗状況等について報告
	2	14	区議会、目黒清掃工場還元施設整備に関する議案要望書を副知事に提出	

3	2		清掃局は協議会で現状6号線拡幅暫設、ゴミ焼却場について協力を要請	拡幅工事が遅れ、ゴミ処理も600tフル稼働する事に要請
3	3	第13回建設協議会開催		ゴミ量について都側と住民側が協議
3	6		住民側がゴミ量について区に申し入れ	都が600tフル稼働すると発生した事を受けて、住民側にとって欲しいと区に要望
3	31		建設協議会住民代表他が目黒区を經由して「東京都目黒清掃工場の試運転に関する協定書」および「東京都目黒清掃工場運営協議会要請」を都に提出	試運転協定書、運営協議会要請の住民案
4	3		目黒区および協議会は「目黒清掃工場の操業に関する運営書」を清掃局長宛に提出	工場の稼働までに拡幅工事を完成させる事、目黒区内のごみに限定する事、分別を徹底させる事、運営協議会で住民の意見を取り入れる事、を要望
5	11	第14回建設協議会開催		工場建設工事の進捗状況、操業準備会の設置について合意
6	21	第1回操業準備会開催		住民代表8名、区職員4名、都職員4名で構成。試運転計画等を説明
6	27		目黒区議会は「東京都立大学移転に関わる清掃工場建設反対」の知事要請に合わせて「目黒清掃工場建設に伴う現状6号線の整備促進、ごみ焼却場の当初取り決めの内容の遵守に関する決議」を知事に提出	3月2日の都側の要請に対し、当初の建設条件を遵守するように要請。約束が反故にされれば区も建設に反対する事を明示
7	13		清掃局は目黒区議会に「目黒清掃工場建設にかかわる状況について」説明	重ねて区に協力を要請
9	14		清掃局は目黒区議会に「目黒清掃工場建設にかかわる状況について」説明	重ねて区に協力を要請
9	18	第2回操業準備会の開催		確認文書(案)、試運転計画、試運転協定(案)の説明
10	16	第3回操業準備会開催		「目黒清掃工場の試運転に関する協定書」締結
10	30	第15回建設協議会開催		試運転協定、試運転計画、建設工事の進捗状況を都が報告
11	7	第4回操業準備会開催		操業協定の住民案提出
11	14	第1回操業協定検討小委員会の開催		本稼働時のゴミ処理量について、都側は600tフル稼働を踏まえ、住民側との攻防が平成3年7月15日の第22回操業協定検討小委員会まで続く
平成3	7	15	第12回操業準備会開催。「東京都目黒清掃工場の操業に関する協定締結」。また、目黒区と住民側との間でごみについての懇談会の設置。20年後の見直しについての確認書を取り交わす	目黒清掃工場運営協議会の設置を決定(住民15名、区職員6名、都職員6名で構成)

表付3.5.3 住民団体の行動

年	月	日	住民団体の行動	関連する他の主体の行動	備考	
昭和57	5	10	目黒清掃工場建設に反対する地元有志の会発足		説明会で知り合った15名で発足	
	8	8	地元有志の会、区長に抗議文を提出		地元住民への説明、意見の聴取なしに既に都の計画に協力していた事に対して抗議	
	6	22		目黒区、地元有志の会の抗議文にたいして回答	これまでの経緯の説明、清掃工場についてはその内容の変更は可能と回答	
	7	22	地元有志の会、「ゴミを考える学習会」開催		以後、リサイクルによるゴミの減量化による処理場不要論を訴えるようになる	
	7	未	地元有志の会、工場建設撤回を求める署名活動を展開する			
	9	14	地元有志の会、目黒区に署名及び建設計画白紙撤回を求める陳情書を提出		7400余名の署名、陳情書は区議会、公有地対策調査特別委員会に付託	
	9	16	地元有志の会、東京都知事、都議会議員に署名及び建設計画白紙撤回を求める陳情書を提出		9400余名の署名、陳情書は都議会、建設審議委員会に付託	
	10	26	地元有志の会、「環境公害を考える会」開催			
	11	18	地元有志の会、「写真、資料展」開催		写真、資料で環境保全、ゴミ処理場建設反対を訴える	
	昭和58	3	17	地元有志の会代表、区長と意見交換		陳情4項目に理解を示す
		5	23	地元有志の会、目黒区議会改選に伴い、陳情書を再提出		区長宛には6月14日に提出
9		13	厚生省に陳情		都に計画見直しの指導をするように	
12			地元有志の会、アセス申請停止を求める署名活動			
12		28	地元有志の会、区議会議長に水銀、ダイオキシンに関する陳情書を提出		4300余名の署名	
昭和59	1	17	地元有志の会、都議会議員に「目黒清掃工場建設に伴う環境影響評価手続に関する請願」を署名を添えて提出			
	1	25	地元有志の会、区議会議長に土壌汚染に関する陳情書を提出		汚染の責任の所在を明らかにする事と住民の不安を解消するための処置を懇請させる事	
	2	9	地元有志の会、都市計画決定案に対する意見書を提出			
	2	25	地元有志の会、区議会議長に土壌汚染に関する陳情書を提出			
	4	26	公聴会において、有志の会代表が新工場不要論を述べる	知事、評議員会にかかわる公聴会を開く		
	8			田道小の環境を守る父母の会、田道区住民会、一町会がそれぞれ署名を添えて区議会に建設反対の陳情		
	8	10	地元有志の会代表、清掃局と懇談会を実施		昭和61年1月までに11回実施	
	昭和60	4		地元有志の会、ごみゼロ社会のバイロット計画(資源リサイクルシステムを作り上げるための計画)発表、都知事に申し入れ	田道区住民会、一町会と田道小学校の環境を守る父母の会と連名で	
7		13	バイロット計画の条例制定直接請求運動案浮上		地元有志の会のリサイクル関係部門として、「リサイクル社会を目指す連絡会」発足	
9		20	リサイクル社会を目指す連絡会は目黒区長に対し、「有害物の回収と再資源化に関する条例制定請求書」を提出			
9		21	地元有志の会、直接請求のための署名活動		1万1千余の署名が集まり、10月21日に提出	
9		26	田道小学校の環境を守る父母の会、田道子供広場を守るための陳情を区に提出		7月29日に申し入れ書を区長に提出	

昭和61	12	19		目黒臨海区議会は「有害物の回収と再資源化に関する条例案」を否決		
	4	11	田道住民会、下目黒住民会、中目黒住民会、が要望7項目を厚生省、東京都清浄部に申し入れ		目黒区内の可成りごみに限定する事、駐車場は地下にする事、田道子供広場を残す事など	
	5	14	地元有志の会、ごみ量について陳情書提出		区から都への要望についての陳情	
	8	29		清掃局は目黒清掃工場建設に関する住民協議会と土壌処理、建物除去に関する協定を締結	「目黒清掃工場建設に関する地元協議会」は地元有志の会、各町会、父母の会等13団体で構成	
	9	11	目黒清掃工場に隣接する30m以内に住む住民の会、区議会及び都議会に陳情書提出		工場稼働の高さ20m以内とし、緑地を広げよう要求	
	10	21		区長、都知事に要望書提出。住区代表も清掃局に要望書提出	住民は区に都に対する要望を不完全なものとする	
	12	12		清掃局は目黒清掃工場建設に関する住民協議会に都の考え方について説明会を開催	規模縮小を訴える住民側と折り合いつかず	
	12	13	目黒清掃工場建設に関する住民協議会は都議会へ「目黒清掃工場建設計画の一部変更を求める陳情」を提出		規模縮小、工場の半地下、住民参加の委員会の設置を求める	
	昭和62	1	27		新議会建設審議委員会は目黒清掃工場建設にかかわる請願、陳情について審議	計3つの請願、陳情について一部趣旨探検(緑地部分の拡大、住民参加の委員会等)されたが、白紙撤回等は不採択となった
		2	12		清掃局は目黒清掃工場建設に関する住民協議会に目黒清掃工場建設について説明会を開催	
		3	8	目黒清掃工場建設に関する住民協議会は知事へ「目黒清掃工場建設計画を当初案に変更する事を求める請願」を提出		
		4	22		清掃局長は当初案への変更の請願に対し、不可能と回答	
5		22	目黒清掃工場建設に関する住民協議会は清掃局長あてに出入路についての要望書提出			
6		17		清掃局は住民説明会を開催	現状6号線、補助19号線の交通問題を説明	
7		21	住民説明会(住民主催)を開催		現状6号線、補助20号線の交通問題を説明	
8		28		清掃局は住民協議会を開催	本体の仮契約、工事概要及び出入路問題について説明	
9		10		清掃局は住民協議会を開催	出入路問題について説明	
9		11	目黒清掃工場建設に関する住民協議会は「出入路とゴミ量等についての請願」を都に提出。問題旨の陳情を区にも提出			
昭和63	9	21		都議会で「ゴミ量等についての請願」継続「環境影響評価手続等に関する請願」採択		
	9	26		都議会で「水銀、ダイオキシンに関する請願」採択		
	10	21		清掃局、建築説明会開催	日照、電波障害等についての質疑をする	
	11	24	目黒清掃工場建設に関する住民協議会は「建築確認、補助金等に関する陳情」を区議会に提出		建築確認、補助金申請を行わないように区が都に要望してほしいと陳情	
	12	7	目黒清掃工場建設に関する住民協議会は建設協議会設立に際しての確認事項文書を都に提出			
	12	8		都市計画局は建築審査の公開説明会を開催		
	2	24	都の建築許可にたいし、行政不協定を請求手続開始			

3	3	目黒清掃工場建設に関する住民協議会 は区都市計画部長にゴミ量についての 申し入れ提出		
3	12	第1回建設協議会開催	住民代表(反対14団体)6名、住 民協議会から引当選出、東京都職 員(6名)、目黒区職員(6名)よ り構成	
3	30		東京都、工事説明会開催	
4	8	第2回建設協議会開催	工事協定提案	
5	21	第3回建設協議会開催	工事協定修正提案	
5	28	工事協定締結	都は、工事全般に関わる安全対策に 十分配慮するとともに、地域住民の 生活環境を可能な限り配慮した環境 保全のための措置を遵守とする	
6	25	第4回建設協議会開催	工事協定締結を報告	
7	15	目黒清掃工場建設に関する住民協議会 は工事認可処分について行政不服審 議請求手続開始	議に棄却される	
7	30	第5回建設協議会開催	種衛緑地について協議	
8	15	種衛緑地に関する小委員会発足	住民代表3名、目黒区3名、清掃局 3名で構成	
8	23	第2回種衛緑地に関する小委員会開催		
9	2	第3回種衛緑地に関する小委員会開催		
9	21	第4回種衛緑地に関する小委員会開催		
10	3	第6回建設協議会開催	種衛緑地について合意(概ね住民の 要望が受け入れられる)	
11	29	第7回建設協議会開催	工事建設の進捗状況、掘削工事等 について協議	
12	9	第5回種衛緑地に関する小委員会開催	住民提案の検討	
12	22	第8回種衛緑地に関する小委員会開催	住民提案について合意	
1	25	第8回建設協議会	工場建設工事の進捗状況、種衛緑地 敷設計画案等を報告	
3	10	第1回色彩検討委員会を開催	住民6名、区3名、都2名で構成。 工場建物の色彩について協議	
3	31		昭和63年3月の住民側から出されたゴミ 量等に関する陳情を受けて、「目黒清 掃工場の操業に伴うゴミ量に関する意見 書」を協議会が採択、都知事に提出する	
4	17	第2回色彩検討委員会を開催		
5	25	第3回色彩検討委員会を開催		
7	19	第4回色彩検討委員会、第9回建設協 議会を開催	工場棟および煙突の色彩が決定	
7	27	還元施設建設協議会開催	地元還元施設は3階建(地下2階) に決定	
8	8	還元施設建設協議会開催		
10	17	第10回建設協議会	日曜日、祝日作業の検討	
11	4	第11回建設協議会開催	日曜、祝日作業の検討	
11	9		都が日曜祝日作業について近隣住民に説 明会	住民側は年内の日曜祝日作業を了承 明会
11	10	地元有志の会ら、区に「ゴミの收拾方 法についての陳情」提出		
平成2	2	3	第12回建設協議会開催	工場建設工事の進捗状況等について 報告
3	2		清掃局は協議会で現状6号線拡張整備、 ゴミ焼却量について協力を要請	拡張工事が遅れ、ゴミ処理も600 tフル稼働する事に要請
3	3	第13回建設協議会開催		ゴミ量について都側と住民側が決裂
3	6	住民側がゴミ量について区に申し入れ		都が600tフル稼働すると発着した 事を受けて、住民側に立って欲しい と区に要望
3	31	建設協議会住民代表他が目黒区を經由 して「東京都目黒清掃工場の試運転に 関する協定書」および「東京都目黒清 掃工場運営協議会要領」を都に提出		試運転協定書、運営協議会要領の住 民案
5	11	第14回建設協議会開催		工場建設工事の進捗状況、操業準備 会の設置について合意
6	21	第1回操業準備会開催		住民代表8名、区職員4名、都職員 4名で構成、試運転計画等を説明

	9	18	第2回操業準備会の開催		確認文書(案)、試運転計画、試運 転協定(案)の説明
	10	16	第3回操業準備会開催		「目黒清掃工場の試運転に関する協 定書」締結
	10	30	第15回建設協議会開催		試運転協定、試運転計画、建設工事 の進捗状況を都に報告
	11	7	第4回操業準備会開催		協業協定の住民案提出
	11	14	第1回協業協定検討小委員会の開催		本稼働時のゴミ処理量について、都 側は600tフル稼働を認らず、住 民側との放訪が平成3年7月15日 の第2回協業協定検討小委員会ま で続く
平成3	7	15	第12回操業準備会開催、「東京都目 黒清掃工場の操業に関する協定締 結」、また、目黒区と住民側との間で ゴミについての懸念の解消、20年 後の見直しについての確認書を取り交 わす		目黒清掃工場運営協議会の設置を決定 (住民15名、区職員6名、都職 員6名で構成)

付 3.6 東葉高速鉄道建設事業（夏見地区）における各主体の行動

表付 3.6.1 鉄道公団の行動

年	月	鉄道建設公団の行動	関係する他の主体の行動	備考
昭和59	10	船橋市、東葉高速鉄道、鉄道建設公団主催の地元説明会	夏見公民館において開催	
	12	鉄道建設公団が夏見地区に対して測量立ち入り履歴		
昭和63	1	夏見東部自治会へ説明会		高架式での了承を得る。測量に同意
平成元	3~5	東部自治会関係地区内の用地買収を完了		
	5	船橋市、鉄道建設公団との3者会談を実施。船橋市長も出席		市長から鉄道建設公団へ夏見1丁目地区の地下化の検討を要請
	5~8	市長発言を受け、鉄道建設公団、船橋市での技術的検討を開始		市道1568号線、市道1579線の保線（地下交差）、及び海老川右岸を将来的に新駅設置ができるような構造とすること、などから500m延伸案を採用
	9	鉄道建設公団から夏見1丁目自治会に、トンネルの500m延伸案を非公式説明		トンネル延伸は「不可能である」と説明し、原案をベースに用地買収を完了した東部自治会の反応が予想されるため、非公式説明とする
	9	鉄道建設公団から夏見東部自治会へ500m延伸案を説明		夏見案に強く反対、5丁目全域を含めた地下化を要望
平成2	2	船橋市、鉄道建設公団から東部自治会に協力要請		
	3~6	鉄道建設公団、東部自治会に夏見案について説明		夏見地区全体としての「最大公約数」をまとめた夏見案であることを、繰り返し説明。自治会から基本的了解を得る。
	6~9		船橋市と、東葉高速線を基軸とした「まちづくり」を協議。自治会側からまちづくり等の要望書を提出し、市長から回答することで夏見東部自治会と合意	
	10・1	船橋市、鉄道建設公団、夏見1丁目自治会の3者会談		夏見東部自治会の合意を得、1丁目自治会にトンネル490m延伸案を提示
	10・9	船橋市、鉄道建設公団との3者会談		夏見1丁目自治会としては測量、ボーリング等の各地権者への個別交渉にはいることと了承する。自治会としては10月21日までその旨を「自治会ニュース」等で会員各位に再度確認、徹底を図る。
	10・22	鉄道建設公団、夏見1丁目住民に対し測量、ボーリングの立ち入り協力要請		市街化調整区域内の地権者を除いて立ち入り承諾を受ける。
	11	鉄道建設公団、市街化調整区域地権者及び住民に説明会を実施		6日には9名出席、22日には5名出席
	12	船橋市、鉄道建設公団、市街化調整区域の地権者に協力要請		
平成3	1~2		鉄道建設公団が工事説明会を開催（地区内高架橋工事について）	
	3~	鉄道建設公団、夏見1丁目地区、用地買収及び工事用一時用地交渉にはいる		
平成6	6	鉄道建設公団の長期にわたる交渉及び市長の直接交渉等を経た後、市街化調整区域の最後の地権者が用地買収に合意		

表付 3.6.2 船橋市の行動

年	月	船橋市の行動	関係する他の主体の行動	備考
昭和51	10		夏見1丁目自治会、船橋市長に陳情書を提出	「原案に反対」の内容
	11	船橋市主催の地元説明会開催		地区単位で開催
昭和52	4		夏見1丁目自治会、市長に陳情書を提出	鉄道計画に反対
昭和59	7		夏見1丁目自治会、船橋市建設局長に口頭陳情	地下化以外では絶対反対
	10	船橋市、東葉高速鉄道、鉄道建設公団主催の地元説明会		夏見公民館において開催
昭和60	11		夏見東部自治会、船橋市長に要望書を提出	「駅の設置を要求、駅設置が出来ない場合は全面地下方式を要求」
	12	要望書に対する市長の市議会答弁		「将来まちづくりが具体的に進展した段階で海老川流域地区に誘導駅として検討したい」
昭和62	5		夏見東部自治会、船橋市長に再度要望書を出す	「駅の設置を要求、駅設置が出来ない場合は全面地下方式を要求」
平成元	5	夏見1丁目自治会、鉄道建設公団との3者会談を実施。船橋市長も出席		市長から鉄道建設公団へ夏見1丁目地区の地下化の検討を要請
	5~8	市長発言を受け、鉄道建設公団、船橋市での技術的検討を開始		市道1568号線、市道1579線の保線（地下交差）、及び海老川右岸を将来的に新駅設置ができるような構造とすること、などから500m延伸案を採用
	9		鉄道建設公団から夏見1丁目自治会に、トンネルの500m延伸案を非公式説明	トンネル延伸は「不可能である」と説明し、原案をベースに用地買収を完了した東部自治会の反応が予想されるため、非公式説明とする
	9		鉄道建設公団から夏見東部自治会へ500m延伸案を説明	夏見案に強く反対、5丁目全域を含めた地下化を要望
平成2	2		夏見東部自治会、船橋市長、船橋市議会議員に全面地下化を陳情	
	2	船橋市、鉄道建設公団から東部自治会に協力要請		
	3	船橋市議会において陳情を不採択		
	6~9	船橋市と、夏見東部自治会で東葉高速線を基軸とした「まちづくり」を協議。自治会側からまちづくり等の要望書を提出し、市長から回答することで合意		
	10・1	船橋市、鉄道建設公団、夏見1丁目自治会の3者会談		夏見東部自治会の合意を得、1丁目自治会にトンネル490m延伸案を提示
	10・4		夏見東部自治会、船橋市長に「駅設置及びまちづくりの推進」の要望書提出	
	10・9	夏見1丁目自治会、鉄道建設公団との3者会談		夏見1丁目自治会としては測量、ボーリング等の各地権者への個別交渉にはいることと了承する
	10・18	船橋市長、「海老川上流地域のまちづくりを具体化する中で関係者と話し合いを行い検討したい」と回答		
	12・12		市街化調整区域地権者及び近隣住民の8名から市長宛要望書提出	「1丁目地区全体の地下化（トンネルの800m延伸）、新駅の設置時期の明確化、鉄道建設には基本的には賛成」の内容
	12	船橋市、鉄道建設公団、市街化調整区域の地権者に協力要請		
	12・25	船橋市都市計画審議会が全会一致で夏見案を承認		市街化調整区域内住民提出の意見書についても審議
平成6	6	市長の直接交渉等を経た後、市街化調整区域の最後の地権者が用地買収に合意		

表付3.6.3 夏見一丁目自治会の行動

年	月	夏見一丁目自治会の行動	関係する他主体の行動	備考	
昭和51	8		県主催の地元説明会開催	都市計画決定手続き。地区単位で行われる	
	10	船橋市長に陳情書を提出		「原案に反対」の内容	
	11		船橋市主催の地元説明会開催	地区単位で開催	
昭和52	4	市長に陳情書を提出		鉄道計画に反対	
昭和56	10	県知事に要望書を提出		地下化でない場合は都市計画	
昭和57	9		県主催の地元説明会開催	地区単位で開催。都市計画ならびに環境アセスメント。説明会場では地下化が信用されるまで絶対反対との意見が出る	
	9	船橋市建設局長に口頭陳情		地下化以外では絶対反対	
	10		船橋市、東葉高速鉄道、鉄道建設公団主催の地元説明会	夏見公民館において開催	
昭和59	12		鉄道建設公団が測量立ち入り要請		
	11		夏見東部自治会、市長に要望書を提出	駅設置の要求。駅設置ができない場合は全面地下方式を要求	
昭和60	1		鉄道建設公団、夏見東部自治会へ説明会	高架式での了承を得る。測量に同意	
平成元	3~5		東部自治会関係地区内の用地買収を完了		
	5	船橋市、鉄道建設公団との3者会談を実施。船橋市長も出席		市長から鉄道建設公団へ夏見1丁目地区の地下化の検討を要請	
	5~8		市長発言を受け、鉄道建設公団、船橋市での技術的検討を開始	市道1566号線、市道1579線の保護(地下交差)、及び海老川右岸を将来的に新駅設置ができるような構造とすること、などから500m延伸案を採用	
	8		鉄道建設公団から夏見1丁目自治会に、トンネルの500m延伸案を非公式説明	トンネル延伸は「不可能である」と説明し、原案をベースに用地買収を完了した東部自治会の反応が予想されるため、非公式説明とする	
	10~1	船橋市、鉄道建設公団、夏見1丁目自治会の3者会談		夏見東部自治会の合意を得、1丁目自治会にトンネル490m延伸案を提示 一部を除き同意	
平成2	10~7	自治会臨時総会開催			
	10~9	船橋市、鉄道建設公団との3者会談		夏見1丁目自治会としては測量、ボーリング等の各地権者への個別交渉にはいることを了承する。自治会としては10月21日までにその旨を「自治会ニュース」等で会員各位に再度確認、徹底を図る。	
	10~22		鉄道建設公団、夏見1丁目住民に対し測量、ボーリングの立ち入り協力要請	市街化調整区域内の地権者を除いて立ち入り承諾を受ける	
	11		鉄道建設公団、市街化調整区域地権者及び住民に説明会を実施	8日には9名出席、22日には5名出席	
	12~4		県、都市計画変更案の経緯		
	12~12	市街化調整区域地権者及び近隣住民の8名から市長宛要望書提出		「1丁目地区全体の地下化(トンネルの800m延伸)、新駅の設置時期の明確化、鉄道建設には基本的には賛成」の内容	
	12~13	市街化調整区域地権者及び近隣住民の9名から県知事宛に「都市計画の案についての意見書」提出		市長に対する要望書と同内容	
	12		船橋市、鉄道建設公団、市街化調整区域の地権者に協力要請		
	12~25		船橋市都市計画審議会で全会一致で変更案を承認	市街化調整区域内住民提出の意見書についても賛成	
	平成3	2~5		千葉県都市計画地方審議会で全会一致で変更案を承認	市街化調整区域内住民提出の意見書についても賛成
		3~5		都市計画変更告示	
		3~		鉄道建設公団、夏見1丁目地区、用地買収及び工事用一時借地交渉にはいる	
平成6	6	鉄道建設公団の長期にわたる交渉及び市長の直接交渉等を経た後、市街化調整区域の最後の地権者が用地買収に合意			

表付3.6.4 夏見東部自治会の行動

年	月	夏見東部自治会の行動	関係する他主体の行動	備考
昭和51	8		県主催の地元説明会開催	都市計画決定手続き。地区単位で行われる
	11		船橋市主催の地元説明会開催	地区単位で開催
昭和57	9		県主催の地元説明会開催	地区単位で開催。都市計画ならびに環境アセスメント
昭和59	12		鉄道建設公団が測量立ち入り要請	
昭和60	11	船橋市長に要望書を提出		「駅を設置を要求。駅設置が出来ない場合は全面地下方式を要求」
	12		要望書に対する市長の市議会答弁	「何卒まちづくりが具体的に進展した段階で海老川流域地区に請願として検討したい」
昭和62	5	船橋市長に再度要望書を提出		「駅を設置を要求。駅設置が出来ない場合は全面地下方式を要求」
昭和63	1		鉄道建設公団、夏見東部自治会関係団体に説明会	夏見東部自治会は測量に同意
平成元	3~9		鉄道建設公団、東部自治会関係地区内の用地買収を完了	
	5		船橋市、鉄道建設公団との3者会談を実施。船橋市長も出席	市長から鉄道建設公団へ夏見1丁目地区の地下化の検討を要請
	9		鉄道建設公団から夏見東部自治会へ500m延伸案を説明	変更案に強く反対。5丁目全域を含めた地下化を要望
	2	船橋市長、船橋市議会議員に全面地下化陳情		
平成2	2		船橋市、鉄道建設公団から東部自治会に協力要請	
	3		船橋市議会において陳情を不採択	
	3~6		鉄道建設公団、東部自治会に変更案について説明	夏見地区全体としての「最大公約数」をまとめた変更案であることを、繰り返し説明。自治会から基本的了解を得る。
	6~9	船橋市と、東葉高速線を基軸とした「まちづくり」を協議。自治会側からまちづくり等の要望書を提出し、市長から回答することになる		
	10~4	船橋市長に「駅設置及びまちづくりの推進」の要望書提出		
	10~19		船橋市長、「海老川上流域のまちづくりを具体化する中で関係者と話し合いを行い検討したい」と回答	
平成3	1~2		鉄道建設公団が工事説明会を開催(地区内高架橋工事について)	

付 3. 7 福島西道路建設事業における各主体の行動

表付3.7.1 建設省の行動

年	月	日	建設省の行動	関連する他主体の行動	備考
昭和48			計画段階		西回りルートで決定
昭和51			福島西道路のルートを大森矢野目線と一線させる案を基本ルートとして決定		
昭和55			本省におけるルート承認後、環境影響評価の実施		
昭和50	8		福島県西部環状道路整備促進協議会の発足	建設省、県、市による組織。昭和57年3月まで11回協議が開始された	
昭和57	4		本件道路建設が新規事業として採択、決定		
	4		事業着手。起点から福島県道湯原までの測量、地質調査、設計等		
	5		地区代表者(町会長、区長、自治振興協議会委員等)に対する説明会	6月までに6地区、170名に対して	
	7		関係地権者等に対する説明会	6月までに5地区、延べ7回、450名に対して	
	11	16	反対派住民への説明会	120名出席	
	11	27	反対派住民へ説明会	出席となる	
	12	16		福島県知事より建設大臣へ認可申請	
	12	17	建設大臣認可		
昭和58	10	19	若菜地区説明会実施		
	11	23	吉倉地区説明会実施		
	12	1	吉倉地区説明会実施		
	12	5	仁井田地区説明会実施		
	12	10	仁井田地区説明会実施		
昭和59	2	13	泉地区、計画説明会	泉地区土地家屋所有者対策協議会、会長他6名出席	
	11	28	泉地区説明会(1ブロック)	地権者出席	
	11	28	泉地区説明会(2ブロック)	地権者出席	
	12	1	泉地区説明会(3ブロック)	地権者出席、説明対象者内人員75人のうち15人出席	
	12	3	泉地区説明会(4ブロック)	地権者出席、説明対象者内人員56人のうち12人出席	
	12	4	泉地区説明会(5ブロック)	地権者出席、説明対象者内人員39人のうち4人出席	
	12	5	泉地区説明会(6ブロック)	地権者出席、説明対象者内人員77人のうち11人出席	
	12	6	泉地区説明会(7ブロック)	地権者出席、説明対象者内人員66人のうち8人出席	
	12	7	泉地区説明会(8ブロック)	地権者出席、説明対象者内人員38人のうち5人出席	
	12	12		反対派住民(建設反対住民会議)の陳情	説明会等、建設推進手続の停止とルートの変更を要求
昭和60	2	12	泉地区土地家屋所有者対策協議会役員と打ち合わせ		対策協議会員の在住する土地の立ち入りについて打ち合わせ
	8	13	泉地区土地家屋所有者対策協議会に測量調査のための説明会を実施		
	7	22	測量、立ち入りについての泉地区説明会(1)	地権者出席、説明対象者内人員141人のうち43人出席	
	7	25	測量、立ち入りについての泉地区説明会(2)	地権者出席、説明対象者内人員110人のうち29人出席	
	7	26	測量、立ち入りについての泉地区説明会(3)	地権者出席、説明対象者内人員77人のうち17人出席	
	7	30	測量、立ち入りについての泉地区説明会(4)	地権者出席、説明対象者内人員74人のうち9人出席	
	7	31	測量、立ち入りについての泉地区説明会(5)	地権者出席	
	8	1		反対派住民(建設反対住民会議)の陳情	ルート変更の要望、測量、立ち入りへの反対
	9	19	泉地区土地家屋所有者対策協議会、空員会		立入測量を認める方向を確認
	12	9	泉地区、東泉町内会に説明会		事業概要の説明

昭和61	11	19	仁井田区間建設説明会		用地巾打設了承する
	11	25	下野寺区間建設説明会		用地巾打設了承する
	11	29	若菜地区間建設説明会		用地巾打設了承する
	12	20	下野寺区間説明会		
	12	23		泉地区土地家屋所有者対策協議会から立入測量の承諾を受ける	
昭和62	3	5	地元説明会		西土地区間整理事業区境内の概要説明
	8	4		建設大臣に反対派陳情が陳情	ルート変更について
	9	9		反対派住民(建設反対住民会議)、県議の陳情	測量の中止、専門委員会の設置、環境影響評価の実施を要望
	11	25	調査対策協議会役員との打ち合わせ		地域分断の解消、平野区等について
	12	9	調査対策協議会長と打ち合わせ		地元要望事項についての打ち合わせ
昭和63	5	30	仁井田地区対策協議会役員への説明会		計画説明
	4	18	泉地区調査結果説明会		地下水、地盤調査結果概要説明会
	4	24	泉地区調査結果説明会		地下水、地盤調査結果概要説明会
	5	31	計画説明会		荒川～黄道麻坂、福島区間について、下野寺、若菜野の地権者が出席
	6	21	下野寺地区説明会		設計の概観について
	6	22	地元説明会		西道路と他道路の交差について意見を聞く
	6	23	下野寺地区説明会		モデル道路緑道の地下横断歩道について説明
	7	4	泉地区設計説明会		福島交通新飯線との交差方式について、平成元年2月21日まで計6回
	7	14	森倉地区地元説明会		工事、用地概要説明
	7	27	北沢又地区設計説明会		交差方式や道路構造について
	7	28	北沢又地区設計説明会		交差方式や道路構造について
	9	20	仁井田地区地元説明会		
	10	8	仁井田地区、各個人宅で説明		
	10	22	仁井田地区、各個人宅で説明		

表付3.7.2 福島市の行動

年	月	日	新福島(知事)の行動	関連する他主体の行動	備考
昭和56	8		福島県西部環状道路整備促進協議会の発足		建設省、県、市による組織。昭和57年3月まで11回協議が開かれた
昭和57	6		地区代表者(町会長、区長、自治会興隆委員会委員等)に対する説明会		6月までに6地区、170名に対して
	7		関係地権者等に対する説明会		8月までに5地区、延べ7回、450名に対して
	10	18		県知事より福島市にたいして、意見を求める	
	11	16	反対派住民への説明会		120名出席
	11	27	反対派住民へ懇談会		選会となる
	11	29		福島市都市計画審議会第9案通り議決	環境保全と地元住民への配慮を要望
昭和58	10	19	香妻地区説明会実施		
	11	23	西倉地区説明会実施		
	12	1	西倉地区説明会実施		
	12	5	仁井田地区説明会実施		
昭和59	12	10	仁井田地区説明会実施		
	2	13	泉地区、計画説明会		泉地区土地家屋所有者対策協議会、会長他6名出席
	11	26	泉地区説明会(1ブロック)		地権者出席
	11	29	泉地区説明会(2ブロック)		地権者出席
	12	1	泉地区説明会(3ブロック)		地権者出席、説明対象案内人員75人のうち15名出席
	12	3	泉地区説明会(4ブロック)		地権者出席、説明対象案内人員66人のうち12名出席
	12	4	泉地区説明会(5ブロック)		地権者出席、説明対象案内人員39人のうち4名出席
	12	5	泉地区説明会(6ブロック)		地権者出席、説明対象案内人員77人のうち11名出席
	12	8	泉地区説明会(7ブロック)		地権者出席、説明対象案内人員66人のうち8名出席
	12	7	泉地区説明会(8ブロック)		地権者出席、説明対象案内人員38人のうち5名出席
昭和60	8	13	泉地区土地家屋所有者対策協議会に測量調査のための説明会を実施		
	7	22	測量、立ち入りについての泉地区説明会(1)		地権者出席、説明対象案内人員141人のうち43名出席
	7	25	測量、立ち入りについての泉地区説明会(2)		地権者出席、説明対象案内人員116人のうち29名出席
	7	26	測量、立ち入りについての泉地区説明会(3)		地権者出席、説明対象案内人員77人のうち17名出席
	7	30	測量、立ち入りについての泉地区説明会(4)		地権者出席、説明対象案内人員74人のうち9名出席
	7	31	測量、立ち入りについての泉地区説明会(5)		地権者出席
	9	18	泉地区土地家屋所有者対策協議会、役員会		立入測量を認める方向を確認
	12	9	泉地区、夏島町内会に説明会		概要概要の説明
昭和61	7	21		反対派住民(建設反対住民会議)の申し入れ	説明会をやめて欲しい
	7	25		市助成と反対派住民(建設反対住民会議)との会談	反対派は12000人あまりの反対署名を提出。また、専門委員会の設置と代替ルートの検討を申し入れるが市側とは平行線をたどる
	11	19		仁井田区間概略設計説明会	用地市紙打設了承する
	11	25		下野寺区間概略設計説明会	用地市紙打設了承する
	11	26		霞木野区間概略設計説明会	用地市紙打設了承する
	12	20		下野寺区間説明会	
	12	23			泉地区土地家屋所有者対策協議会から立入測量の承諾を受ける

昭和62	3	5	地元説明会		西土地区画整理事業区域内の概要説明
	11	25	調査対策協議会役員との打ち合わせ		地域分断の解消、平等反義等について
	12	9	調査対策協議会会長と打ち合わせ		地元要望事項についての打ち合わせ
昭和63	3	30	仁井田地区対策協議会役員への説明会		計画説明
	4	16	泉地区調査結果説明会		地下水、地盤調査結果概要説明会
	4	24	泉地区調査結果説明会		地下水、地盤調査結果概要説明会
	5	31	計画説明会		青川〜奥道原坂、福島区間について、下野寺、霞木野の地権者が出席
	8	21	下野寺地区説明会		設計の概略について
	6	22	地元説明会		西道路と他道路の交差について意見を聞く
	6	23	下野寺地区説明会		モデル道路線道の地下横断歩道について説明
	7	4	泉地区設計説明会		福島交通転送線との交差方式について、平成元年2月21日まで計6回
	7	14	霞倉地区地元説明会		工事、用地概要説明
	7	28	北沢又地区設計説明会		交差方式や道路構造について

表付3.7.3 建設反対住民会議の行動

年	月	日	建設反対住民会議の行動	関連する他主体の行動	備考
昭和57	10	17	建設反対住民会議発足	建設省、反対派住民への説明会	120名参加
	11	16		建設省、反対派住民への説明会	証会
	11	27		建設省、反対派住民への説明会	証会
昭和58	1	23	臨時総会開催		原告、警野悦雄他58名
	3	22	福島地方裁判所に都市計画道路変更取組の提訴を提起す		
	4	24	総会開催		
	5	30		第1回口頭弁論	被告(黒知事)側、答弁書提出
	6	8		第2回口頭弁論	原告側、建築制限や土地の収用等に対する反論を行う
	6	24		第3回口頭弁論	被告側は、決定変更段階では抗告訴訟の対象外であると主張
	10	24		第4回口頭弁論	原告側、住民の不利性を主張
昭和59	1	9		第5回口頭弁論	原告側、証拠説明書提出
	4	23		第6回口頭弁論	被告側、書証提出
	5	28		第7回口頭弁論	原告側の敗訴
	10	29			福島地方裁判所、判決言い渡し
	11	12			原告、警野悦雄他11名
	11	28	仙台高等裁判所に控訴		説明会等、建設推進手続の停止とルートの変更を要求
	12	12	建設省工事事務所に陳情		原判決の取り直しと計画変更取消を求め
昭和60	2	18		第1回口頭弁論	原告側、独自の代替ルート案を提出
	4	24		第2回口頭弁論	被告側、抗告訴訟の対象外であると主張
	5	29		第3回口頭弁論	原告側、本道路のバイパス的性格を指摘、被告側は生活道路としての役割を主張
	7	15		第4回口頭弁論	原告側、本件道路の将来的役割を主張
	8	1	建設省工事事務所に陳情		ルート変更の要望、測量、立ち入りへの反対
	9	9		第5回口頭弁論	被告側、現ルートの必要性を主張
	10	23		第6回口頭弁論	原告側、本道路のバイパス的性格を指摘、被告側は生活道路としての役割を主張
昭和61	12	18		第7回口頭弁論	被告側、本件道路の将来的役割を主張
	2	3		第8回口頭弁論	
	4	14		第9回口頭弁論	
	5	9		第10回口頭弁論	
	7		12000会員の反対署名を集める		説明会をやめて欲しい
	7	21	福島市への申し入れ		反対派は12000人あまりの反対署名を提出。また、専門委員会の設置と代替ルートの検討を申し入れるが市側とは平行線をたどる
	7	25	市助役と反対派住民(建設反対住民会議)との会談		原告側の敗訴
昭和62	7	30		仙台高等裁判所、判決言い渡し	
	8	12	最高裁判所に上告		測量の中止、専門委員会の設置、環境影響評価の要望を要望
	9	9	建設省工事事務所に陳情		原告側の敗訴
9	22		最高裁判所、判決言い渡し		

付3.8 柏崎刈羽原子力発電所建設事業における各主体の行動

表付3.8.1 東京電力の行動

年	月	日	東京電力の行動	関連する他主体の行動	備考	
昭44	8	22		民間推進団体(商工会議所等)が東京電力に進出要請		
	9	12		県の原子力平和利用調査結果を持って、柏崎市と刈羽村が東京電力に進出要請		
	9	18		柏崎刈羽地区進出プレス発表		
	9	25		知事公舎において県、市、村に正式に進出の申し入れ	県、柏崎市、刈羽村羽、進出を歓迎	
	11	5		柏崎刈羽地区原子力準備事務所設置	事務所、用地確保、技術調査を設営	
	11	18		出雲漁業組合が東京電力、柏崎市に原発反対の声明	漁場の喪失、資源の減少、漁況の悪化、生産物の放射能汚染などによる	
	昭45	2	19	県漁連、柏崎、出雲両漁連に対して漁業調査協力依頼		
		3	6	刈羽地権者会に土地買収協力依頼		多数の地権者がいる刈羽村では地権者会が組織的に交渉にあたったのに対し、柏崎市の地権者とは原々に対立
		5	26	海象調査受諾		海象調査の同意と原案の同意は別として前者を同意
		6	11	刈羽地権者会に土地買収価格提示、用地交渉開始		
		7	1	海象調査を開始		
11		5		市長、村長、地元農協、用地価格あつせん、受託、市長記者会見		
11		7		刈羽の土地売買契約調印を反対派が阻止	個別訪問等で各々調印	
12		18	地質地盤力調査開始			
昭46		7	20	気象観測塔完成、気象観測の開始		
		11	12		県評、原発反対同盟、守る会連合が東京電力本店にて抗議行動	
昭49		6	2		原発反対同盟、守る会連合ら現地反対行動、東京電力の資材運搬を一部遮断	
	11	8		守る会連合、反対同盟、東電に抗議活動	地質地盤問題について	
	11	11		柏崎市長、反対派代表と三者会談、対立回避	地質地盤問題について	
	11	16		柏崎市長、地質地盤問題の検討並びに東京電力に原子炉設置申請保留申し入れを約束	地質地盤問題について	
昭50	2	21		県、地質地盤検討結果を発表、それを受けて市は東京電力に対する原子炉設置申請保留を解消	地質地盤問題について	
	3	20		原子炉設置申請書を国に提出		
昭52	9	1		内閣総理大臣、柏崎刈羽1号機原子炉設置許可		
	9	27		柏崎市の市有地について土地売買契約を締結		
	12	5		保安林解除申請書提出		
	12	13		工事認可申請書の提出		
昭53	4	11		国、県、保安林の解除や里道用途廃止などの許認可	事業地内の保安林の指定の解除、旧保安林の伐採の開始	
	7	19		旧保安林伐採の強行	旧保安林の伐採に対し、反対派は実力阻止を試みる	
	8	30		県、市、村、東京電力で原子力発電所建設安全協定締結		
	11	4		通産省、柏崎刈羽1号機工事計画認可		
昭54	12	1		柏崎刈羽1号機着工		
	9	14		サービスホール竣工披露		
9	18		送電種計画概要説明		反対派は送電種対策のため「柏崎原発送電種対策委員会」を結成	

昭55	4	17	2,5号伊豆環境影響評価書を通産省に提出		
	4	19	工作物等(団結小屋、浜茶屋)収去土地明け渡し断行仮処分申請を新潟地方裁判所長岡支部へ提出		昭55年3月28日に新潟地方裁判所は集合所の却下処分は違法であり、浜茶屋の処分は不当と判決。国、反対派は控訴した
	4	25	2,5号伊豆環境影響説明会の中止を決定		
昭56	2	16	工作物等(団結小屋、浜茶屋)収去土地明け渡し断行仮処分決定		
	4	17	2,5号伊豆環境影響調査書を通産省に提出		
	3	11	2,5号伊豆原子伊豆置変更許可申請書を通産省に提出		
昭58	3	6	通産省,2,5号機設置許可		
	3	24	2,5号機工事計画認可申請		
	6	20	サードホール新館竣工		
	8	22	通産省,2,5号機工事計画認可		
	10	26	2,5号機着工		
	10	28	県、市、村、東京電力で安全協定締結	県民共闘会議等反対派は協定の内容が企業よりであるとして反対	
	10	30		市教育委員会主催、町内職域対抗駅伝競争大会において、反対派の市議員が東京電力チームにたいして参加阻止行動	市は東京電力にたいして謝罪
昭59	4	5	昭和59年度施設計画プレス発表、柏崎刈羽3,4号機を明示		
	6	12	1号機初装荷燃料搬入	反対派は搬入阻止行動	5月21日、県は燃料搬入ルートの非公表を誓明
	9	17	3,4号機環境影響調査書を通産省に提出		
	11	9	柏崎エネルギーホール竣工		
	11	15	県、市、村、東京電力で安全協定運用について署名		
昭60	4	11	3,4号伊豆置変更許可申請書を通産省に提出		
	5	31	1号機海水漏れポンプ配管に海水漏れ事故発生		
	6	19		市議会、1号機海水漏れ事故に対して緊急質問	
	7	5	断水事故の原因を電気化学的腐食によるものと説明		
昭61	7	8		県民共闘会議主催、原発反対海水漏れ事故球団県民大会	
	7	22	1号機第一回取替新燃料搬入	反対派抗議活動	
	10	14	柏崎、出雲崎両漁協に6,7号機増設で説明		
昭62	12	20		柏崎、出雲崎両漁協、6,7号機出力増について東京電力と漁業協力会合意署名	
	2	24		県、市、村、6,7号機増設に了解	
	4	7	昭和62年度施設計画発表、6,7号機明示		
	4	9	通産省,3,4号機設置許可		
	4	11	3,4号機工事計画認可申請		
	6	16	通産省,3,4号機工事計画認可		
	6	29	6,7号機環境影響調査書を通産省に提出		
7	16	1号機、第二回取替新燃料搬入	反対派抗議活動		

昭63	4	18	6,7号機修正環境影響調査書、通産省に提出		
	5	23	6,7号機原子伊豆置変更許可申請		
平元	10	20	1,5号機燃料搬入	反対派抗議活動	
	2	4	1号機原子伊豆置ポンプ水中軸受け点検開始		昭64年1月6日の福島第2、3号機再臨界ポンプ事故の発生を受けて
平2	5	9	2号機初装荷燃料搬入	反対派抗議活動	
	5	8	1号機第四回取替燃料搬入	反対派抗議活動	
平3	9	12	5号機第一回取替燃料搬入	反対派抗議活動	
	5	23	2号機第一回取替燃料搬入	反対派抗議活動	
平4	7	15		通産省,6,7号機原子伊豆置変更申請を許可	
	8	23		通産省,6,7号機工事計画認可	
	10	17	1号機第三回取替燃料搬入	反対派抗議活動	
	11	1	5号機第二回取替燃料搬入	反対派抗議活動	
平5	5	12	3号機初装荷燃料搬入	反対派抗議活動	
	4	28	4号機初装荷燃料搬入	反対派抗議活動	
平6	9	8	5号機第三回取替燃料搬入	反対派抗議活動	
	10	8	2,3号機取替燃料搬入	反対派抗議活動	
平7	5	24	1号機第六回取替燃料搬入	反対派抗議活動	
	9	29	5号機第四回取替燃料搬入	反対派抗議活動	
	10	6	4号機第一回取替燃料搬入	反対派抗議活動	
平8	4	28	2号機第三回取替燃料搬入	反対派抗議活動	
	6	2	6号機初装荷燃料搬入	反対派抗議活動	
	8	25	1号機第七回取替燃料搬入	反対派抗議活動	
9	6	3号機第二回取替燃料搬入	反対派抗議活動		

表付3.8.2 新潟県の行動

年	月	日	新潟県の行動	関連する他主体の行動	備考
昭45	1		漁業者の委託により柏崎市荒浜地区に原子力発電所立地調査を実施		
昭44	7	8	原子力平和利用調査連絡会議を発足		賛成を議決した周辺市町村が県に調査を依頼
	8	8	原子力平和利用調査連絡会議が調査結果を出す	9月12日、調査結果を持って柏崎市と刈羽村が東京電力に提出要請	
	9	25		東京電力が県、市、村に正式に進出の申し入れ	県、市、村は進出歓迎
	10	26	県主催、原子力平和利用展示会開催		
昭45	1	6	県原子力技術委員会発足		放射能監視体制と漁業影響調査
昭45	1	22		県政懇話会開催直後原発反対派会場を占拠、混乱により中止	
昭47	3	27	県知事、守る会代表と締約書		国の安全確認が行われるまで建設にかかわる県の許可はしない
	10	15	県主催、原子力平和利用展示会開催		
昭48	2	28	県産地産物利用研究会創設		
	10	21	県主催、原子力平和利用展示会開催		
昭49	4	5	測量用機器の放射線物質であるセシウム137の紛失事件についてプレス発表		
	4	27	漁業調査、知事館前に抗議演説		柏崎漁協、出雲崎漁協
	6	19	県知事、1号機について電源開発調整審議会に同意書提出	反対派(守る会連合、反対同盟)が知事に電報等同意阻止を訴えたが物別れ、刈羽村議会においても議会の承認が得られていなかったため知事への反発が激まる	
	7	18		県、議会議事場が反対派に占拠される	反対派は知事の出した同意書に賛成、住民投票を訴える
昭50	2	21	地質地盤検討結果を発表。地盤問題点については国に要望	この発表結果を受けて市は東京電力にたいする申請保留を解消	地質地盤問題一応の解決
昭51	3	16		県評が知事と交渉	官製公聴会の廃止と公開討論会の開催を要求
				県評、原発反対同盟が知事と交渉	官製公聴会の廃止と公開討論会の開催を要求
	6	17	知事は原発反対6団体の代表と面会	反対派は1号機に関する(官製)公聴会の廃止と、公開討論会の開催を主張	
	6	18		原子力委員会、1号機の公聴会の中止を決定	知事が中止を決定
昭52	12	13	保安林解除説明会		昭53年1月16日までに荒川、富川等が29138人が賛成申し立て、県はそれを43人の利害関係人にして、聴聞会の意見陳述人とする
	12	27	保安林解除予定告示		
昭53	3	8	刈羽村農業振興地域整備計画変更案に対する賛成申立書類決定		昭52年11月5日に刈羽村住民が意義申立を提出
	3	29	保安林指定解除聴聞会	反対派開催阻止、機動隊出動、反対派は聴聞会の無効を訴える	
	4	11	国、県、保安林解除、里道用途禁止など許認可		
	3	30	県、市、村、東京電力で原子力発電所建設安全協定締結		
	12	22	公有水面埋立申請告示	市議会、公有水面埋立同意議決	
昭54	3	31	公有水面埋立申請認可		
昭55	9	11		対策協、原子力安全センター設置を知事に陳情	
昭57	6	4	県防災会議、原子力防災部会設置		
昭58	6	10	公有水面埋立告示	6月17日、市議会は公有水面埋立議案可決	5号機関係
	7	22	2、5号機関係保安林解除予定告示		
	8	16	2、5号機関係公有水面埋立許可告示		
	9	2	2、5号機関係保安林指定解除		
	10	1	原子力施設周辺環境放射線監視システム稼働、開始式挙行		県公害研究所
	10	28	市、村、東京電力と安全協定締結		県民共闘会議は反対

昭59	6	21	県防災会議、原子力防災計画決定		
	11	15	市、村、東京電力と安全協定運用について調印		
	11	15	福祉科長受領施行		5年間の時限立法
昭62	2	24	県、市、村、5、7号機増設に了解		
昭62	4	7		原子力安全委員会、6、7号機第2次公開ヒアリング告示、県民共闘会議は県に住民投票、公開討論会の実施、全資料の公開を要求	

表付3.8.3 柏崎市の行動

年	月	日	柏崎市の行動	関連する他主体の行動	備考
昭43	3	23	市議会に原子力発電所誘致研究委員会発足		誘致の是非を判断するための調査研究のための委員会
	11	9		柏崎刈羽総合開発促進協議会(柏崎市長が会長)が誘致促進を決議	
昭44	3	10	市議会、誘致決議を議決		社会クラブ、共産は反対
	5	25	荒浜地区説明会、以後各地区(大浜、宮川、榎谷)で説明会開催		電線の12区それぞれに説明会、区によっては複数回、大勢は好意的な反応
	9	31	市役所内に原子力発電所誘致対策推進協議会		トップは副役の今井哲夫
	6	10		柏崎刈羽総合開発促進協議会がその誘致決議の元に誘致の相互事務局として柏崎刈羽原子力発電所誘致対策協議会(柏崎市長が代表世話人)を発足	
	9	12		県の調査結果を踏まえ、市と村が東京電力に進出要請	
	9	25		東京電力が県、市、村に正式に進出の申し入れ	市は歓迎
	9	29	市議会、原子力発電所対策特別委員会発足		
	11	12	柏崎市、刈羽村、対策協主催、原子力平和利用展示会開催		
	11	18		出雲崎漁業組合が東京電力、柏崎市、反対の表明	漁場の喪失、資源の減少、魚价の変化、生産物の放射能汚染等を危惧
昭45	11	5	市長、村長、地元県議、用地価格軽減、寄附	11月7日、刈羽の土地売買契約調印を反対派が阻止	
	中旬			反対派の市長交渉が断絶するようになる。10数人による経団交渉から、100人くらゐの夜間交渉へ	
昭49	1	20		反対同盟の3人が市役所前でハンスト	
	4	25	地方統一選挙投票、現職で原発推進派の小林治助が市長に当選		市議員は自民が4議席減らし、社会、共産、民社が議席を増やす
	9	20	市議会、原子力発電所設置対策特別委員会を設置		現地視察や先進地の実地調査等、社会・共産は参加拒否
昭49	5	14	地元反対3団体の70人と市長交渉		セシウム紛失事件、里道問題、電源開発調整審議会問題、私有地問題について
	5	29		地元反対3団体、約1000人が市長前で抗議行動	
	11	11	市長、東京電力、反対派代表で、対立回避に向けて3者会談		
	11	16	市長、地質地盤問題の検討並びに東京電力への申請保留の申し入れを約束		反対派に大幅譲歩
昭50	2	21	県の地質地盤に対する検討結果を受けて、東京電力に対する申請保留を解消		県、地質地盤検討結果を発表
	4	14	市長、原子力委員会に対して地質地盤について慎重審査を要求	5月20日に原子力委員会は1号機について安全専門審査会で審査をすることを発表	
	4	27	地方統一選挙投票、小林市長4選		市議員は自民が2議席減らし、社会、共産が議席を増やす
	4	30	市議会原子力発電所設置対策特別委員会、延期満了により閉会		昭49年9月20日に設置
昭62	2	14		市有地審査委員会の開催を反対派が阻止、改会	
	2	18	市有地審査委員会開催		発電所直排水の再生成物への影響を調査、研究する海洋生物環境研究所の用地の奪回

	2	21		原発反対同盟、守る会連合、市有地審査委員会開催の抗議行動	
	9	9		反対同盟、守る会連合ら、市有地売却反対の住民監査請求を提出	
	9	13		市有地審査委員会の開催を反対派が阻止、議会	
	9	24	市有地審査委員会、持ち回り審査		委員会の成会より、文書の配達により審査
	9	27	市有地審査委員会の文書による審査で、柏崎市と東京電力が土地売買契約を締結		
	10	4	臨時市議会により市有地売却議案可決	反対派は議会阻止行動をとり、機動隊と衝突	
昭59	8	30	県、市、村、東京電力で原子力発電所建設安全協定締結		
	12	22	市議会、公有水面埋立同意議決		
昭64	3	5	市議会、衛生研に市有地売却可決		
	4	22	地方統一選挙投票、今井哲男市長当選		小林佑助市長退任により、今井哲男助役が立候補
	7	4		原発反対同盟、守る会連合、市長交遊	TMI事故、原子運動、衛生研問題等
昭65	9	22	市議会、地域別電気料金制度導入意見書可決		
	11	14		反対派59名連名で教育財産の目的外使用処分に関する審査請求書を市長に提出	2,5号機第1次公開ヒアリング会場が教育財産である武道館に決定したことに對して
	11	19	臨時市議会開催、武道館目的外使用許可審査請求にたいする市長の諮問案(請求違格を欠くので却下)を原案通り可決		
昭66	8	27	市、国話小販の撤去等提訴	7月12日に反対派が電浜市有地に国話小販派茶屋建設	2月19日に、新潟地方裁判所によって国話小販派茶屋は強制撤去
昭68	4	24	地方統一選挙、今井哲男市長再選		
	6	17	市議会、公有水面埋立議案可決		共産、社会は退席
	10	28	県、市、村、東京電力で安全協定締結	県民共闘会議はその内容が東京電力よりであるとして反対	
	10	30	市教育委員会主催、町内職対抗駅伝競走大会で反対派の市職員が東京電力チームに対して参加阻止行動		市長は謝罪
昭69	8	27	市、原子力防災計画決定	県民共闘会議、地元3団体は住民を含めた訓練にすべきと反論	県は防災関係職員のみに限定的訓練にすべきと反論
	10	20	市長、議長、全原路原子力問題調査団に参加		
	11	15	県、市、村、東京電力で安全協定運用について調印		
昭60	6	19	市議会、1号機海水漏洩事故について緊急質問		5月31日に1号機、海水循環ポンプに海水漏れ事故発生
昭61	12	17	市議会、5,7号機改良型採用		
昭62	2	24	県、市、村、六、七号機増設に了解		
	4	26	地方統一選挙、飯塚正市長初当選		
昭63	10	17	防衛、副議長、全原路海外原子力問題調査団に参加		
平2	10	2	市長、議長、村長、全原路海外原子力問題調査団に参加		
平3	4	21	地方統一選挙、飯塚正市長再選		
平4	10	18	市副議長、村議町、全原路海外原子力問題調査団に参加		
平5	4	1	市、原子力対策室設置		
	5	10	市、パソコン通信に柏崎刈羽原子力情報ボード掲載		
	10	14	市、村、海外における地域共生型発電所に関する調査		

表付3.8.4 刈羽村の行動

年	月	日	刈羽村の行動	関係する他主体の行動	備考
昭44	9	12	県の調査結果を待って、柏崎市と刈羽村が東京電力に退出要請		
	9	25		東京電力、知事公舎において県、市、村に正式に退出の申し入れ	村は歓迎
	11	12	柏崎市、刈羽村、お賢橋主催原子力平和利用展示会開催		
昭45	1	28	村議会、原子力発電所対策特別委員会を設置		
	12	25	村議会、守る会からの原発反対請願不採扱		
昭46	6	1	村議会、原子力発電所特別委員会を設置		
昭47	7	28	村議会、原発反対請願不採扱		
	11	26	村長選挙、原発推進派の近藤光夫氏当選		
昭49	6	21	村議会全員協議会で、知事が議会の承認無しに電調審に同意書を出したことに對し遺憾の意を表明	6月19日、知事、電源開発調整委員会に同意書を提出	
昭51	11	14	刈羽村村長選、近藤光夫氏無投票再選		
昭52	7	7	刈羽村大字刈羽原発特別委員会、調査調査結果発表		賛成171世帯、反対480世帯
	11	5		刈羽村住民、刈羽農業振興地域整備計画変更案に對して異議申し立て	村は52・12・17に、県は53・3・8にそれぞれ異議申し立て却下
	12	17	刈羽村、農業振興地域整備計画変更案に對する異議申し立て却下		
昭53	8	30	県、市、村、東京電力で原子力発電所建設安全協定締結		
昭55	11	17	刈羽村村長選挙、近藤光夫氏無投票再選		
昭58	10	28	県、市、村、東京電力と安全協定締結	県民共闘会議は反対	
昭59	7	31	原子力防災計画決定		
	11	15	県、市、村、東京電力で安全協定運用について調印		
	11	18	刈羽村村長選挙、近藤光夫氏無投票再選		
昭60	2	24	県、市、村、六、七号機増設に了解		
昭64	11	15	刈羽村村長選挙、近藤光夫氏無投票再選(5選)		

表付3.8.5 推進団体の行動

年	月	日	住民団体(推進派)の行動	関係する他主体の行動	備考
昭43	11	9	柏崎刈羽総合開発促進協議会(促進派)が誘致促進を決議		
昭44	3	6	柏崎商工会議所が誘致決議を可決		
	3	8	柏崎商工会議所が中央関係各機関に誘致確保		その後、中央官庁、県知事、地元代議士に誘致確保
	6	10	柏崎刈羽原子力発電所誘致対策協議会(対策派)発足		促進派がその誘致決議のもとに誘致の相互事務局として設置
	6	20	柏崎地区同盟、原子力平和利用パレードを実施		
	7	9		県、原子力平和利用調査連絡会を発足	対策派+原子力発電所誘致対策推進派の官民一体組織
	8	22	商工会議所が東京電力に進出要請		9月18日に東京電力が進出をプレス発表
	11	12	柏崎市、刈羽村、対策派主催、原子力平和利用展示会開催		
昭45	10	26	対策派主催の原子力講演会	原発反対同盟が妨害、ヤジ	
昭46	5	28	商工会議所、原子力発電所特別委員会が誘致案を採択		
	9	10	青年会議所、建設推進決議		
昭47	8	12	原子力発電所の建設と地域開発を推進する会(推進する会)発足		
	10	27	推進する会主催、原発建設推進大会		
昭48	2	28	刈羽村地域開発を促進する会発足		
	2	28	促進協賛会、建設促進と安全確保体制の確立、周辺地帯整備の促進を決議	商工会議所議員総会で安全の確保、環境の保全を基に建設促進を決議	
昭49	5	月	原典をよくなる会発足		
	10	18	商工会議所主催原子力講演会		
	11	13	商工会議所主催原子力講演会		
昭50	3	5	推進する会主催、原子力講演会		
	3	5	青年会議所主催、原子力と地域開発パネル講演会		
	12	20	建設業協会、建設推進決議		
昭61	2	14	新潟県を豊かにする会(豊かにする会)発足		
	6	7	原発推進団体連絡協議会結成		推進する会等27団体(現在44団体)
	8	5	原発推進団体連絡協議会主催、原子力発電所推進市民大会		
	8	12	豊かにする会主催、原子力発電所建設・地域振興推進市民大会	推進派も参加	
昭52	4	5	原発推進派主催、原子力講演会		
昭53	5	31	豊かにする会、原発推進団体協議会等主催、原子力発電所建設と地域開発を推進する会		
	9	18	商工会議所主催、原子力講演会		
昭54	8	8	商工会議所主催、原子力講演会		
昭55	4	20	商工会議所主催、原子力講演会		
	9	11	対策協、原子力安全センター設置知事陳情		

付録4 まちづくり事業および成田空港建設事業における関係主体間の交渉過程に関する調査結果(第7章付録)

付4.1 世田谷区砧町1、3丁目まちづくり計画

(1)事業の概要

(a)対象地区の位置・特徴

東京都世田谷区の行政区域の一つである砧地域(砧、祖師谷、喜多見、大蔵等の区南西部)は台地上の住宅地と多摩川沿いに広がる低地の農住混在地域があり、その境には貴重な湧水や植物、樹林地をもつ国分寺崖線が広がる緑と水の地域である。良好な住宅地が広く分布し、世田谷区の代表的なイメージを形成しており福祉施設や医療施設も多い。また、農村文化の名残をとどめる寺社・史跡・伝統芸能等の文化遺産も多い。

その中で、砧1、3丁目は世田谷区の西部に位置する、南北方向1,000m・東西方向600m程(約11.7ha)の地区であり、都営住宅、中高層マンション、戸建て等の住宅地と、NHK技術研究所、全酪、検査検定協会等の業務施設が共存する地区である。世田谷区地区計画においては、「東京都市計画道路補助線街路第51号線(世田谷通り)沿いで、大規模施設と住宅が混在した都市基盤が未整備な地区」とされている。

(b)事業の意義

砧1、3丁目は以前から、道路が狭い、大型車等の通行による交通危険性が高い、矢戸川の整備が不十分、南北が分断されている、等の問題があった。

そこへ、NHK技術研究所の建替えという問題がさらに持ち上がった。建替えの計画自体はNHKの敷



図付4.1.1 世田谷区概略図

地内で行うものだが、日影、交通、風、電波障害、圧迫感、来街者の増加など周辺に大きな影響を与える。さらに、建替えに際し、指定容積率を超える(300%)10万㎡の床面積を計画している。NHKでは、東京都に対し建物敷地の用途地域の変更(高度利用地域指定へ)を要望している。

世田谷区としては、NHK技術研究所は世界的レベルの研究を行う重要な機関であり、文化情報拠点の位置付けのある砦において研究を続けることを支援することを希望しており、NHKの計画を受け入れた。しかし、計画に伴う用途地域制限の変更の為には、周辺環境への配慮や地区貢献を前提とした地区計画の作成が必要とされる(都市計画法 第12条、建築基準法 第59条)。

ここで、住宅地における高度利用地区を含む地区計画策定には、該当地区全体の用途地域制限の見直しが見送られているため、(建築基準法 第68条)住民の地区計画作成に対する理解・協力が必要とされる。

そこで、NHKの建替え計画への協力を認めた世田谷区は、NHKと協力し、住民に参加をもとめ、地区計画策定のために街づくり事業を行うこととした。

(c) 主な詳細事業内容

ここで取り上げた街づくり事業としての内容は大きく分けて2つであり、該当地区の地区計画の作成、提示とNHK技術研究所の建替えに関して、計画をNHKと共に協議することである。地区計画については平成7年に策定されている。以下の項では主にNHK技術研究所建替え事業を対象とする。

(2) NHK技術研究所建て替え事業の概要

(a) 砦1、3丁目における位置づけ

NHK放送技術研究所は、東京都世田谷区の砦1、3丁目地区のほぼ中央に位置し、敷地面積は該当地域のほぼ3割強を占める。



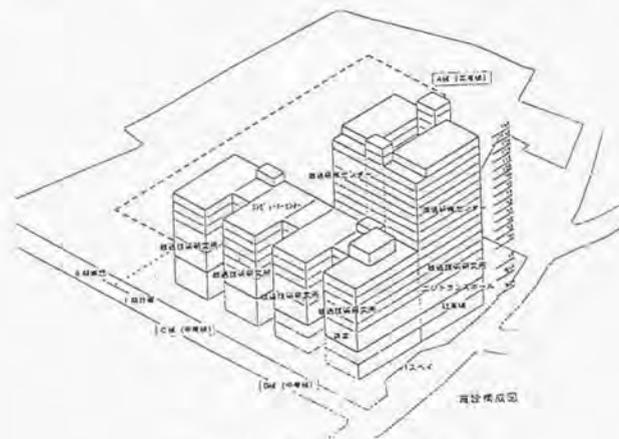
図付4.1.2 砦1、3丁目周辺地図

(b) 施設の構造

NHKは現在の技術研究所を建て替え、新たに、80m程度の高層棟を中心に5万㎡、40m程度の中・低層棟を中心に5万㎡の建築物を計画しているが、建物の詳細設計については区及び地域住民と協議中である。(平成9年10月現在)



図付4.1.3 建て替えの平面イメージ(現在の建物の敷地面積 33,500㎡、床面積 19,900㎡)



図付4.1.4 建て替えの空間的イメージ

(c)事業の意義

現在のNHK放送技術研究所の主な施設は昭和36年に建てられ、30年以上経過し、増築や改修を繰り返してきたが、老朽化して機能が陳腐化し、施設的には限界となっている。放送技術研究所の研究・開発機能拡大により、放送をめぐる技術革新の進展に貢献することが期待される。

また、今回の建替えを機に、同時に地区全体の計画を見直し、地域の課題についても、NHKが積極的に協力する体制をとっている。

(d)事業の手続きフロー・準拠する法律

図付4.1.5に示すとおりである。

(e)本事業のプロセスに関連する法律

<官公庁に対する法律>

・都市計画法58の2

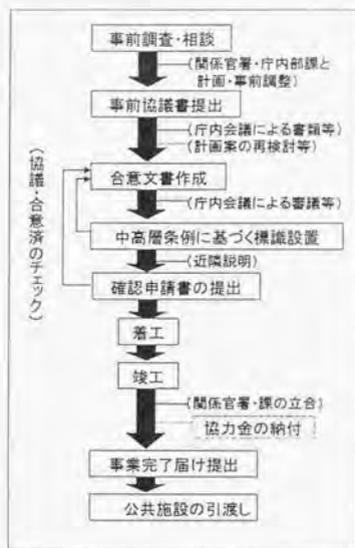
工事着手前の届出・動告(30日前)

・建築基準法第5条

建築物等の設計内容の建築確認申請

<住民に対する法律>

・都市計画法第16条



図付4.1.5 事業の手続きフロー

地区計画原案の縦覧(2週間)

原案に対する意見書の提出期間(3週間)

・都市計画法第17条

地区計画案の縦覧(2週間)

案に対する意見書の提出期間(2週間)

<その他・条例>

・東京都中層建築物の建築に関する紛争の予防と調整に関する条例

・世田谷区環境基本条例/世田谷区開発事業等に係る環境への配慮に関する規則

(f) 関連主体の全体像

この事業の計画及び実施プロセスに関与したのは以下に示す各主体である。

以下、各関係主体ごとに組織の特性を整理したものを示す。

(g)各主体の特性

①事業者

主体名	NHK(日本放送協会)
代表者	NHK(日本放送協会)会長
組織の構成	なし
協議での位置付け	計画者、工事実施者
行動原理	公共放送としての質の向上
主張点	情報化社会に対応した放送研究のための施設拡充 早期完成 周辺整備には地元住民の声を反映させたい
主な行動	説明会、協議会での地域住民への事業説明 交通量調査 協議会での建築計画の協議

②地方自治体

主体名	世田谷区役所
代表者	世田谷区長
組織の構成	なし
協議での位置付け	住民と事業者との調整役
行動原理	住民の効用の最大化 NHKの研究所に区内に留まってもらいたい
主張点	NHKの建替えを機に周辺整備をしてもらいたい 住民先導による街づくり計画の作成
主な行動	住民への説明会の開催 住民への街づくり活動への参加呼びかけ 協議会への協力

3 地域住民

主体名	砧1、3丁目街づくり協議会
代表者	なし
組織の構成	該当する地域内及び周辺の住民
協議での位置付け	計画の部分的見直しを求める
行動原理	住環境の保全
主張点	建物の低層化 NHKによる周辺道路の整備 NHKの住民による利用可能性の拡大
主な行動	協議会の設置 都市計画に関する勉強会の開催 世田谷区長に要望書提出

(h)事業の経緯

平成2年、NHKの技術研究所の建て替えの計画に伴う容積率の変更について相談を受けた世田谷区は、NHKの研究施設を地区内に留めたいと考えたため、計画への協力依頼を受理した。そこで、計画に伴う用途地域指定の変更を実施するための手続きの一環として、周辺地域を含んだ、「地区計画」の作成が必要となった。そこで世田谷区は、以前から問題があがっていた該当地域の街づくり計画と一体化した、地域に寄与する計画としてNHK技術研究所の建て替え計画を受諾し、併せて住民に対し、NHKの建て替え問題を含んだ、総合的な街づくり計画作成に参加することを要請した。

該当地域に関する交通量調査・地区の現況に関する調査を行った世田谷区は、住民に対し説明会を開催し、NHKの計画と共に地区の現況調査の結果を報告し、街づくりへの参加を呼びかけた。

世田谷区主催の8回の準備会を通じ、街づくりの会の進め方、地区計画についての勉強、NHKの基本計画の理解を深め、平成6年からは住民開催の街づくりの会は発足した。

しかし、平成6年の中盤に東京都から用途地域の改正に関する事務手続きの都合上、平成7年の3月までに地域住民との地区計画の合意を固めるよう、要請された。それを受け、容積率、建物高さ、日影測定線等の基準が住民とNHKの間で合意された。以上の合意点を基に第一回の砧1、3丁目地区計画案が作成され、世田谷区に提出された。

現在は、NHKの建物に関する詳細設計・周辺の整備事業に関する取り決めに住民とNHKの間で行っており、その協議会は平成9年9月16日現在、35回を数えている。

(3)インタビュー結果

世田谷区に依頼されて、本事業に携わっているコンサルタントの担当者にインタビューした結果は以下の通りである。

(a)住民の行動について

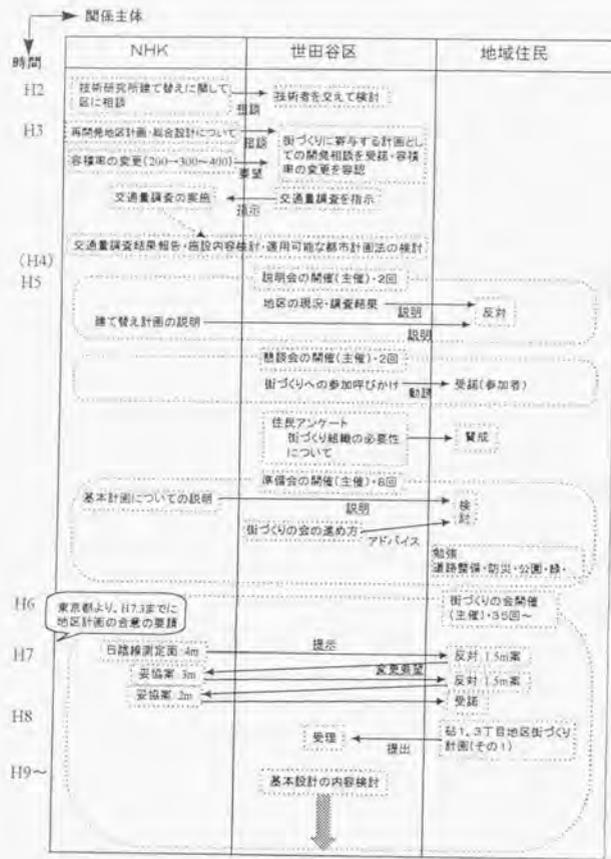
- ・砧1・3丁目には、集合賃貸住宅に住む住民が多いため、街づくり事業に対する意識が低く、熱心に取り組む人は多いとは言えない。
- ・該当地域だけでなく、NHKの建て替えにより、影響を受ける周辺地域の人も話し合いには含まれている。
- ・住民の組織は派閥に分裂すると言うより、個々人の権利を主張するという雰囲気強い。
- ・計画に対する住民の意見の多くは計画・設計の部分的変更であり、根本的な計画の中止を求める声はほとんどない。

(b)事業者の行動について

- ・NHKは地区計画作成の流れの中で、NHKの敷地に関わる問題に問題についての話し合いについてのみ参加している。
- ・NHKは基本的に、できるだけ住民の意見を受け入れる、という立場をとっており、大概の交渉において住民に対して妥協案を示している。

(c)世田谷区の行動について

- ・世田谷区は本事業初期から街づくり事業専門のコンサルタントに協力を依頼するなど、住民との交渉をスムーズに行うことに熱心である。
- ・世田谷区としては、住民との交渉以前に、計画主体であるNHKからの計画及び用途地域指定の変更についての協力の要請を受理しているため、表面上はともかくとして、住民とNHKの公平な中立者ではない。



図付4.1.6 本事業における関係主体の協議経過

(4) 碓1・3丁目街づくり事業における各主体の行動

表付4.1.1 世田谷区の行動

年	月	世田谷区の行動	関連する他の主体の行動	備考
平成2	9	NHKより開発相談を受ける	NHKは区に對	
	11	技術者を変えて開発相談を受ける	NHKは区に技術者を変えて開発相談	
平成3	1	再開発地区計画・総合設計について 容積率の変更(200→300~400)の希望を受け NHKより用途地域・地区計画・高度地区 変更案を提出される	NHKは区に再開発地区計画・総合設計の 相談・容積率の変更(200→300~400)を NHKは区に對し、用途地域・地区計画・高 度地区変更案を提出	
	3	NHKより施設公開について相談を受ける	NHKは区に施設公開について相	
	4	NHKに街づくりを寄与する計画としての開 発相談を受諾・交通量調査の指示をする	NHKは区より街づくりに寄与する計画とし ての開発相談を受諾される・交通量調査 の指示を受ける	
	6	交通量調査実施	NHKは交通量調査を実施する	
	6~7	放送技術		
	7	交通量調査結果報告・施設内容検討の中 間報告・適用可能な都市計画制度の検討 制度を決定	NHKは区と交通量調査結果報告・施設内 容検討の中間報告・適用可能な都市計画 制度を決定	
	9	適用可能な都市計画制度による施設計画 の決定	NHKは区と適用可能な都市計画制度によ る施設計画検討を決定	
平成4	4	東京都土地利用計画課による、現地		
平成5	4	第1回説明会を開催	NHK・住民、第	地元へ対する調査・報告
	5	第2回説明会を開催	NHK・住民、第	NHKの計画説明を受ける
	6	第3回街づくり懇談会を開催	NHK・住民、第3回街づくり懇談会に参加	区の説明/街づくりの取り組み
	7	第4回街づくり懇談会を開催	NHK・住民、第4回街づくり懇談会に参加	区の説明/街づくりの取り組み
	8	住民アンケートを行う	住民ア	街づくりに関する会の発足の是非
	10	第5回街づくり懇談会を開催	NHK・住民、第5回街づくり懇談会に参加	アンケート結果/街づくりの進め方
	11	第1回碓1丁目・3丁目街づくり準備会の 開催	NHK・住民、第1回碓1丁目・3丁目街づく り準備会に参加	準備会の開催
	12	第2回碓1丁目・3丁目街づくり準備会の 開催	NHK・住民、第2回碓1丁目・3丁目街づく り準備会に参加	道路について(船強会)
平成6	1	第3回碓1丁目・3丁目街づくり準備会の 開催	NHK・住民、第3回碓1丁目・3丁目街づく り準備会に参加	緑と公園(船強会)
	2	第4回碓1丁目・3丁目街づくり準備会の 開催	NHK・住民、第4回碓1丁目・3丁目街づく り準備会に参加	NHKの計画説明(船強)
	3	第5回碓1丁目・3丁目街づくり準備会の 開催	NHK・住民、第5回碓1丁目・3丁目街づく り準備会に参加	NHKの説明補足、会の進め方
	4	第6回碓1丁目・3丁目街づくり準備会の 開催	NHK・住民、第6回碓1丁目・3丁目街づく り準備会に参加	日影、街づくり組織
	5	街づくりの会世話人会の開催	NHK・住民、街づくりの会世話人会に参加	会の組織の検討
	6	街づくりの会世話人会(2)の開催	NHK・住民、街づくりの会世話人会(2)に	会則・検討委員の決定
	7	第7回碓1丁目・3丁目街づくり準備会の 開催	NHK・住民、第7回碓1丁目・3丁目街づく り準備会に参加	NHK/パンフ、基本計画説明
	8	第8回碓1丁目・3丁目街づくり準備会の 開催	NHK・住民、第8回碓1丁目・3丁目街づく り準備会に参加	今後の進め方
	9	街づくりの会世話人会(2)に参加	街づくりの会世話人会(2)を住民が開催	今後の進め方
	10	第2回街づくりの会全体会に参加	第2回街づくりの会全体会を住民が開催	NHK/パンフ、基本計画説明
	11	街づくりの会検討会(3)に参加	街づくりの会検討会(3)を住民が開催	建築法規(船強会)、地区の現状
	12	緊急幹事会に参加	緊急幹事会を住民が開催	都市計画手続き
	1	街づくりの会検討	街づくりの会検討(4)を住民が開催	ルーガ 会
	2	臨時街づくりの会検討会に参加	臨時街づくりの会検討会を住民が開催	都市計画変更
	3	臨時街づくりの会	臨時街づくりの会全体会を住民が開催	都市計画変更、念書、要望書 会
	4	街づくりの会検討	街づくりの会検討会(6)を住民が開催	目標、方針、日影について 会
	5	街づくりの会検討	街づくりの会検討会(6)を住民が開催	街づくり計画 会
	6	街づくりの会検討	街づくりの会検討会(7)を住民が開催	街づくり計画検討 会
	7	住民より要望書	区、NHKに要望書を住民が提出	

平成7	1	街づくりの会検討会(8)に参加	街づくりの会検討会(8)を住民が開催	NHK調査
	1	街づくりの会幹事会に参加	街づくりの会幹事会を住民が開催	意見決定方法、意見の補綴
	1	街づくりの会全体会(9)に参加	街づくりの会全体会(9)を住民が開催	計画内の自動の検討
	1	街づくりの会幹事会に参加	街づくりの会幹事会を住民が開催	計画内の自動の検討
	2	街づくりの会幹事会に参加	街づくりの会幹事会を住民が開催	計画内の自動の検討
	2	街づくりの会全体会(10)に参加	街づくりの会全体会(10)を住民が開催	街づくり計画(その1)決定
	2	街づくりの会全体会(11)に参加	街づくりの会全体会(11)を住民が開催	街づくり計画(その1)修正・決定
	3	街づくりの会全体会(12)に参加	街づくりの会全体会(12)を住民が開催	区へ提案提出(地区計画)に関する計画
	4	地区計画調査説明会に参加	地区計画調査説明会に参加	
	4	街づくりの会幹事会に参加	街づくりの会幹事会を住民が開催	設計スケジュールを明確化(NHK)
	5	街づくりの会全体会(13)に参加	街づくりの会全体会(13)を住民が開催	街づくり計画(その2)スケジュール
	5	NHK「サニーパーク」(仮称)基本計画策定		
平成8	5	NHKに参加		
	6	街づくりの会検討会(14)に参加	街づくりの会検討会(14)を住民が開催	希望書検討、歩行者系道路(船橋会)
	7	街づくりの会検討会(15)に参加	街づくりの会検討会(15)を住民が開催	希望書検討
	8	街づくりの会全体会(16)に参加	街づくりの会全体会(16)を住民が開催	NHK説明、計画その1仮面事項
	10	街づくりの会検討会(17)に参加	街づくりの会検討会(17)を住民が開催	通りの整備・NHKの地域貢献の検討
	11	街づくりの会検討会(18)に参加	街づくりの会検討会(18)を住民が開催	通りの整備・NHKの地域貢献の検討
	12	街づくりの会検討会(19)に参加	街づくりの会検討会(19)を住民が開催	通りの整備・NHKの地域貢献の検討
	2	街づくりの会検討会(20)に参加	街づくりの会検討会(20)を住民が開催	ビル風・スモッグ
	3	街づくりの会検討会(21)に参加	街づくりの会検討会(21)を住民が開催	希望書(NHK地域貢献)、同上
	4	街づくりの会全体会(22)に参加	街づくりの会全体会(22)を住民が開催	希望書提出(NHK地域貢献)・スモッグ対策について
	5	街づくりの会検討会(23)に参加	街づくりの会検討会(23)を住民が開催	ビル風・スモッグ
	5	NHK建築士と歩道、街づくりの会についてに参加	NHK建築士と歩道、街づくりの会についてに参加	
6~7	街づくりの会検討会(24)に参加	街づくりの会検討会(24)を住民が開催	タウン・ハイツからの質問、説明	
7	街づくりの会全体会(25)に参加	街づくりの会全体会(25)を住民が開催	同上	
10	街づくりの会全体会(26)に参加	街づくりの会全体会(26)を住民が開催	NHK説明、西通り歩道見学	
11	街づくりの会全体会(27)に参加	街づくりの会全体会(27)を住民が開催	NHK説明(工事手続)	
12	街づくりの会全体会(28)に参加	街づくりの会全体会(28)を住民が開催	NHK説明(基本設計)	
12	放送技術研究所総合整備 近隣説明会(仮)に参加	NHK、放送技術研究所総合整備 近隣説明会を開催		
12	放送技術研究所総合整備 近隣説明会に参加	NHK、放送技術研究所総合整備 近隣説明会を開催		
平成9	1	街づくりの会全体会(29)に参加	街づくりの会全体会(29)を住民が開催	NHK説明(基本設計追加)
	2	街づくりの会全体会(30)に参加	街づくりの会全体会(30)を住民が開催	NHK説明(基本設計追加)
	2	街づくりの会全体会(31)に参加	街づくりの会全体会(31)を住民が開催	計画に対する要望・検討
3	街づくりの会全体会(32)に参加	街づくりの会全体会(32)を住民が開催	計画に対する要望・検討	
3	街づくりの会全体会(33)に参加	街づくりの会全体会(33)を住民が開催	計画に対する要望・検討	

表付4.1.2 NHKの行動

年	月	NHKの行動	関連する他の主体の行動	備考
平成2	9	NHKは区に届	世田谷区はNHKより開発相談を受ける	
	11	NHKは区に技術者を交えて開発相談	世田谷区はNHKより技術者を交えて開発相談を受ける	
平成3	1	NHKは区に再開発地区計画・総合設計の相談・容積率の変更(200~300~400)を希望	世田谷区は再開発地区計画・総合設計の相談・容積率の変更(200~300~400)の希望を受ける	
	3	NHKは区に対し、用途地域・地区計画・高度地区変更を提出	世田谷区はNHKより用途地域・地区計画・高度	
	4	NHKは区に建設の関について相	世田谷区はNHKより建設公開について相談を受ける	
	6	NHKは区より街づくりに寄与する計画としての開発相談を受けられる・交通量調査の指示を受ける	世田谷区はNHKに街づくりに寄与する計画としての開発相談を受けられる・交通量調査の指示を受ける	
	6~7	NHKは交通量調査を実施する	交通量調査実施	
	7		世田谷区は放送技術研究所・整備所を	
	8	NHKは区と交通量調査結果報告・施設内容検討の中間報告・適用可能な都市計	交通量調査結果報告・施設内容検討の中間報告・適用可能な都市計	
	9	画制度を提示	画制度を提示	
	10	NHKは区と適用可能な都市計制度による施設計画決定	適用可能な都市計制度による施設計画の検討の決定	
	平成4	4		東京都
5			東京都土地利用計画課による、現地踏査	
平成5	4	NHK・住民、第1	世田谷区は第1回説明会を開催	地元へ対する調査・報告
	5	NHK・住民、第2	世田谷区は第2回説明会を開催	NHKの説明を受ける
	6	NHK・住民、第3回街づくり懇談会に参加	世田谷区は第3回街づくり懇談会を開催	区の説明/街づくりの取り組み
	7	NHK・住民、第4回街づくり懇談会に参加	世田谷区は第4回街づくり懇談会を開催	区の説明/街づくりの取り組み
	8	住民、第5	世田	街づくりに関する会の発足の是非
平成6	10	NHK・住民、第5回街づくり懇談会に参加	世田谷区は第5回街づくり懇談会を開催	アンケート結果/街づくりの進め方
	11	NHK・住民、第1回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第1回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	準備会の開催
	12	NHK・住民、第2回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第2回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	道路について(船橋会)
	1	NHK・住民、第3回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第3回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	結と公署(船橋会)
	2	NHK・住民、第4回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第4回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	NHKの説明(船橋)
	3	NHK・住民、第5回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第5回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	NHKの説明補足、会の進め方
	4	NHK・住民、第6回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第6回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	日影、街づくり期間
	5	NHK・住民、街づくりの会世話人会に参加	世田谷区は街づくりの会世話人会を開催	会の組織の検討
	5	NHK・住民、街づくりの会世話人会(2)に参加	世田谷区は街づくりの会世話人会(2)を開催	会則・検討委員の決定
	6~7	NHK・住民、第7回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第7回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	NHK/パソ、基本計画説明
	7	NHK・住民、第8回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第8回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	今後の進め方
	8	街づくりの会世話人会(2)に参加	街づくりの会世話人会(2)を住民が開催	今後の進め方
8	第2回街づくりの会全体会に参加	第2回街づくりの会全体会を住民が開催	NHK/パソ、基本計画説明	
9	街づくりの会検討会(3)に参加	街づくりの会検討会(3)を住民が開催	建築法規(船橋会)、地区の視点	
10	緊急幹事会に参加	緊急幹事会を住民が開催	都市計画手続	
10	街づくりの会検討	街づくりの会検討(4)を住民が開催	ルーラ	
10	臨時 街づくりの会検討会に参加	臨時 街づくりの会検討会を住民が開催	都市計画変更	
11	臨時 街づくりの会	臨時 街づくりの会全体会を住民が開催	都市計画変更、会章、要覧書	
11	街づくりの会検討	街づくりの会検討(5)を住民が開催	目標・方針、日影について	
11	街づくりの会検討	街づくりの会検討(6)を住民が開催	街づくり計画	
12	街づくりの会検討	街づくりの会検討(7)を住民が開催	街づくり計画補綴	
12	住民より要望書	区、NHKに要望書を住民が提出		

平成7	1	街づくりの会検討会(8)に参加	街づくりの会検討会(8)を住民が開催	NHK調査
	1	街づくりの会幹事会に参加	街づくりの会幹事会を住民が開催	要望決定方法、要望の確認
	1	街づくりの会全体会(9)に参加	街づくりの会全体会(9)を住民が開催	計画内の日影の検討
	1	街づくりの会幹事会に参加	街づくりの会幹事会を住民が開催	計画内の日影の検討
	2	街づくりの会全体会(10)に参加	街づくりの会全体会(10)を住民が開催	計画内の日影の検討
平成8	2	街づくりの会全体会(11)に参加	街づくりの会全体会(11)を住民が開催	街づくり計画(その1)修正・決定
	3	街づくりの会全体会(12)に参加	街づくりの会全体会(12)を住民が開催	区へ提案提出/地区計画に関する計画
	3	地区計画原案説明会に参加	地区計画原案説明会に参加	
	4	街づくりの会幹事会に参加	街づくりの会幹事会を住民が開催	設計スケジュールを明確に(NHK)
	5	街づくりの会全体会(13)に参加	街づくりの会全体会(13)を住民が開催	街づくり計画(その2)スケジュール
	5	NHKリサーチパーク(仮称)基本計画策定案書に参加		
	6	街づくりの会検討会(14)に参加	街づくりの会検討会(14)を住民が開催	要望書検討、歩行者系道路(勉強会)
	7	街づくりの会検討会(15)に参加	街づくりの会検討会(15)を住民が開催	要望書検討
	9	街づくりの会全体会(16)に参加	街づくりの会全体会(16)を住民が開催	NHK説明、計画その1保留事項
	10	街づくりの会検討会(17)に参加	街づくりの会検討会(17)を住民が開催	通りの整備・NHKの地域貢献の検討
	11	街づくりの会検討会(18)に参加	街づくりの会検討会(18)を住民が開催	通りの整備・NHKの地域貢献の検討
	12	街づくりの会検討会(19)に参加	街づくりの会検討会(19)を住民が開催	通りの整備・NHKの地域貢献のまとめ
平成9	2	街づくりの会検討会(20)に参加	街づくりの会検討会(20)を住民が開催	ビル風・バス停広場
	3	街づくりの会検討会(21)に参加	街づくりの会検討会(21)を住民が開催	要望書案(NHK地域貢献)、同上
	4	街づくりの会全体会(22)に参加	街づくりの会全体会(22)を住民が開催	要望書提出(NHK地域貢献)バス停歩道整備について
	5	街づくりの会検討会(23)に参加	街づくりの会検討会(23)を住民が開催	ビル風・バス停広場
	5	NHK建設と仮歩道、街づくりの会についてに参加	NHK建設と仮歩道、街づくりの会についてに参加	
	6~7	街づくりの会検討会(24)に参加	街づくりの会検討会(24)を住民が開催	タウン・バイクからの質問、説明
	7	街づくりの会検討会(25)に参加	街づくりの会検討会(25)を住民が開催	通りの部分的先行整備について
	10	街づくりの会全体会(26)に参加	街づくりの会全体会(26)を住民が開催	同上
	11	街づくりの会検討会(27)に参加	街づくりの会検討会(27)を住民が開催	NHK説明、西通り仮
	12	街づくりの会全体会(28)に参加	街づくりの会全体会(28)を住民が開催	NHK説明(基本設計)
	12	放送技術研究所総合整備 近隣説明会(仮)を開催	NHK、放送技術研究所総合整備 近隣説明会(仮)を開催	NHK説明(基本設計)
	平成9	1	街づくりの会全体会(29)に参加	街づくりの会全体会(29)を住民が開催
2		街づくりの会全体会(30)に参加	街づくりの会全体会(30)を住民が開催	NHK説明(基本設計追加)
3		街づくりの会全体会(31)に参加	街づくりの会全体会(31)を住民が開催	計画に対する要望・検討
平成9	3	街づくりの会全体会(32)に参加	街づくりの会全体会(32)を住民が開催	計画に対する要望・検討
	3	街づくりの会全体会(33)に参加	街づくりの会全体会(33)を住民が開催	計画に対する要望・検討

表付4.1.3 住民の行動

年	月	住民の行動	関連する他の主体の行動	備考	
平成2	9				
	11				
平成3	1				
	3				
	4				
	6				
	6~7				
	7				
平成4	4				
	5				
	10				
	12				
平成5	4	NHK・住民、第1回街づくり懇談会に参加	世田谷区は第1回説明会を開催	地元へ対する調査・報告	
	5	NHK・住民、第2回街づくり懇談会に参加	世田谷区は第2回説明会を開催	NHKの計画説明を受ける	
	6	NHK・住民、第3回街づくり懇談会に参加	世田谷区は第3回街づくり懇談会を開催	区の説明/街づくりの取り組み	
	7	NHK・住民、第4回街づくり懇談会に参加	世田谷区は第4回街づくり懇談会を開催	区の説明/街づくりの取り組み	
	8	住民サ	世田	街づくりに関する会の発足の是非	
	10	NHK・住民、第5回街づくり懇談会に参加	世田谷区は第5回街づくり懇談会を開催	アンケート結果、街づくりの進め方	
	11	NHK・住民、第1回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第1回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	準備会の開催	
	12	NHK・住民、第2回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第2回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	道路について(勉強会)	
	平成6	1	NHK・住民、第3回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第3回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	緑と公園(勉強会)
		2	NHK・住民、第4回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第4回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	NHKの計画説明(勉強)
		3	NHK・住民、第5回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第5回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	NHKの説明補足、会の進め方
		4	NHK・住民、第6回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第6回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	日影、街づくり継続
5		NHK・住民、街づくりの会世話人会に参加	世田谷区は街づくりの会世話人会を開催	会の組織の検討	
5		NHK・住民、街づくりの会世話人会(2)に参加	世田谷区は街づくりの会世話人会(2)を開催	会則・検討委員の決定	
6~7		NHK・住民、第7回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第7回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	NHK/レック、基本計画説明	
7		NHK・住民、第8回結1丁目・3丁目街づくり準備会に参加	世田谷区は第8回結1丁目・3丁目街づくり準備会を開催	今後の進め方	
8		街づくりの会世話人会(2)を住民が開催	街づくりの会世話人会(2)に参加	今後の進め方	
8		第2回街づくりの会全体会を住民が開催	第2回街づくりの会全体会に参加	NHK/レック、基本計画説明	
9		街づくりの会検討会(仮)を住民が開催	街づくりの会検討会(仮)に参加	建築法務(勉強会)、地区の状況	
10		緊急幹事会を住民が開催	緊急幹事会に参加	都市計画手続き	
10	街づくりの会検討会(4)を住民が開催	街づくりの会検討会(4)に参加	ループ		
10	臨時街づくりの会検討会を住民が開催	臨時街づくりの会検討会に参加	都市計画変更		
11	臨時街づくりの会全体会を住民が開催	臨時街づくりの会全体会に参加	都市計画変更、念書、要望書		
11	街づくりの会検討会(5)を住民が開催	街づくりの会検討会(5)に参加	目標・方針、日影について		
11	街づくりの会検討会(6)を住民が開催	街づくりの会検討会(6)に参加	街づくり計画		
12	街づくりの会検討会(7)を住民が開催	街づくりの会検討会(7)に参加	街づくり計画検討		
12	区、NHKに要望書を住民が提出	住民より要望書の提出を受ける			

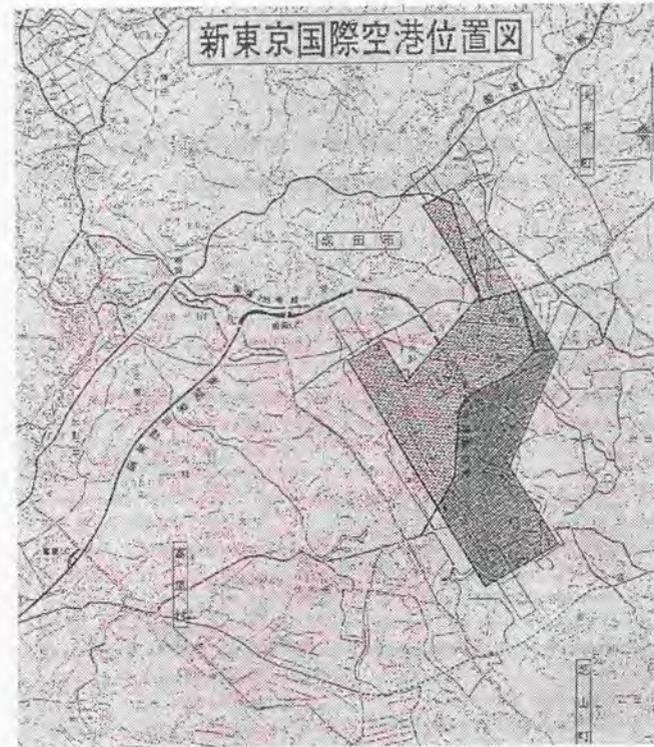
平成7	1	街づくりの会検討会(8)を住民が開催	街づくりの会検討会(8)に参加	NHK講座
	1	街づくりの会幹事会を住民が開催	街づくりの会幹事会に参加	要望決定方法、要求の確立
	1	街づくりの会全体会(9)を住民が開催	街づくりの会全体会(9)に参加	計画内の日影の検討
	1	街づくりの会幹事会を住民が開催	街づくりの会幹事会に参加	計画内の日影の検討
	2	街づくりの会幹事会を住民が開催	街づくりの会幹事会に参加	計画内の日影の検討
	2	街づくりの会全体会(10)を住民が開催	街づくりの会全体会(10)に参加	街づくり計画(その1)決定
	2	街づくりの会全体会(11)を住民が開催	街づくりの会全体会(11)に参加	街づくり計画(その1)修正・決定
	3	街づくりの会全体会(12)を住民が開催	街づくりの会全体会(12)に参加	区へ提案提出/地区計画に関する計画
	3	地区計画原案説明会に参加	地区計画原案説明会に参加	
	4	街づくりの会幹事会を住民が開催	街づくりの会幹事会に参加	設計スケジュールを明確に(NHK)
	5	街づくりの会全体会(13)を住民が開催	街づくりの会全体会(13)に参加	街づくり計画(その2)スケジュール
	5		NHKリサーチパーク(教特)基本計画策定案に参加	
6	街づくりの会検討会(14)を住民が開催	街づくりの会検討会(14)に参加	要望書検討、歩行者系道路(助産室)	
7	街づくりの会検討会(15)を住民が開催	街づくりの会検討会(15)に参加	要望書検討	
9	街づくりの会全体会(16)を住民が開催	街づくりの会全体会(16)に参加	NHK説明、計画書の1保留事項	
10	街づくりの会検討会(17)を住民が開催	街づくりの会検討会(17)に参加	通りの整備・NHKの地域貢献の検討	
11	街づくりの会検討会(18)を住民が開催	街づくりの会検討会(18)に参加	通りの整備・NHKの地域貢献の検討	
12	街づくりの会検討会(19)を住民が開催	街づくりの会検討会(19)に参加	通りの整備・NHKの地域貢献のまとめ	
平成8	2	街づくりの会検討会(20)を住民が開催	街づくりの会検討会(20)に参加	ビル風・バス停広場
	3	街づくりの会検討会(21)を住民が開催	街づくりの会検討会(21)に参加	要望書案(NHK地域貢献)、同上
	4	街づくりの会全体会(22)を住民が開催	街づくりの会全体会(22)に参加	要望書提出(NHK地域貢献)バス停歩道整備について
	5	街づくりの会検討会(23)を住民が開催	街づくりの会検討会(23)に参加	ビル風・バス停広場
	5	NHK建設と仮歩道、街づくりの会についてに参加	NHK建設と仮歩道、街づくりの会について	タウンハイツからの質問、説明
	6~7	街づくりの会検討会(24)を住民が開催	街づくりの会検討会(24)に参加	通りの部分的先行整備について
	7	街づくりの会検討会(25)を住民が開催	街づくりの会検討会(25)に参加	同上
	10	街づくりの会全体会(26)を住民が開催	街づくりの会全体会(26)に参加	NHK説明、西通り仮
	11	街づくりの会検討会(27)を住民が開催	街づくりの会検討会(27)に参加	NHK説明(工事手順)
	12	街づくりの会全体会(28)を住民が開催	街づくりの会全体会(28)に参加	NHK説明(基本設計)
	12	NHK、放送技術研究所総合整備 近隣説明会(仮)を開催	放送技術研究所総合整備 近隣説明会(仮)	NHK説明(基本設計)
	平成9	12	NHK、放送技術研究所総合整備 近隣説明会を開催	放送技術研究所総合整備 近隣説明会
1		街づくりの会全体会(29)を住民が開催	街づくりの会全体会(29)に参加	NHK説明(基本設計追加)
2		街づくりの会全体会(30)を住民が開催	街づくりの会全体会(30)に参加	NHK説明(基本設計追加)
2		街づくりの会全体会(31)を住民が開催	街づくりの会全体会(31)に参加	計画に対する要望について
3		街づくりの会全体会(32)を住民が開催	街づくりの会全体会(32)に参加	計画に対する要望・検討
3	街づくりの会全体会(33)を住民が開催	街づくりの会全体会(33)に参加	計画に対する要望・検討	

付4.2 新東京国際空港(成田空港)建設事業

(1)事業の概要

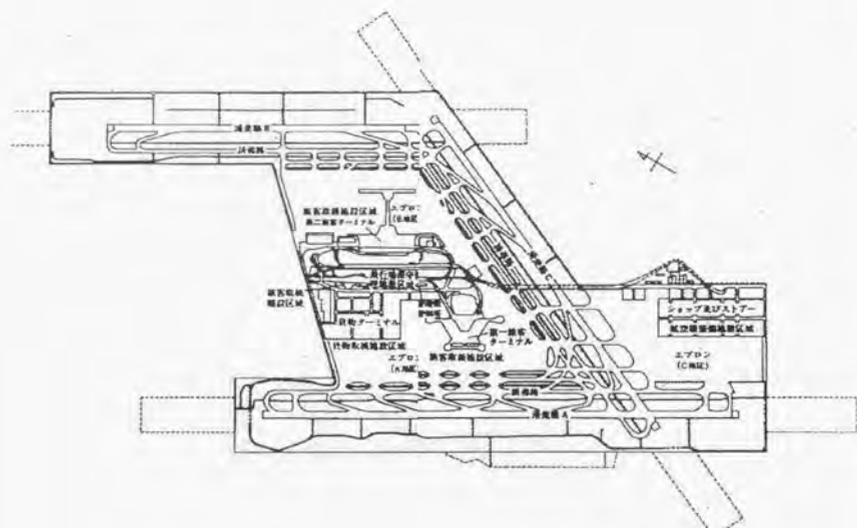
(a)施設の位置

成田空港は、成田市の東部にある三里塚を中心として、芝山町、多古町にかけて広がっていて、北総台地の中心部に位置している。北総台地は、千葉県北部にあって、県の面積の4分の1を占める広大な地域である。この台地は、30万年にわたって堆積した火山灰を基礎として形成されている。



図付4.2.1 成田空港の位置

(b) 施設の構造

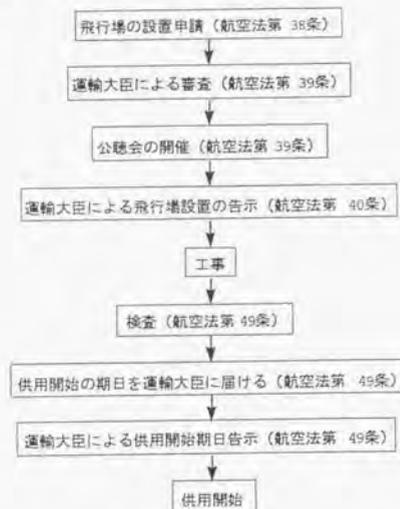


図付4.2.2 成田空港の構造

(c) 事業の意義

1950年代の終わり頃から、東京の表玄関としての羽田空港の狭隘化、混雑が目立つようになってきて、羽田空港の拡張か、あるいは新しい国際空港の建設かということが話題になり始めていた。新東京国際空港の設置問題は、1961年頃から検討の対象となっていた。当時は羽田空港が日本で唯一の国際空港であったが、10年後には受容能力の限界に達すると予測され、検討が開始され、翌年政府はその必要を認めて、新国際空港建設の方針を閣議決定した。運輸省はこれを受けて1963年には、立地箇所は特定せずに「新東京国際空港」の具体的構想を発表した。これを契機に、地理的・空域的条件に加えて利権問題がからみ、予定地決定をめぐる、大騒動となった。

(d) 事業の手続きフロー



図付4.2.3 本事業の手続きフロー

(e) 本研究の対象地区について

新東京国際空港予定地となった三里塚は、北総台地と呼ばれる丘陵地帯のほぼ中心に位置し、御料牧場と県有林であり、残りの三分の二の大半は戦後入植した開拓地であった。しかし、成田空港問題として30年にわたり大きな社会問題となった地域は、生活に大きな障害を与える騒音地域も含むさらに広範囲なものであった。

(f) 事業の経緯

新国際空港の立地については、1963年から1966年にかけて、関係省庁により、いくつかの案がなされたが、最終的に霞ヶ浦と富里がその候補地として挙げられた。霞ヶ浦がボーリング調査の結果、不適合であることがわかり、1965年11月の閣議で、富里に内定した。ところが、地元町村議会はただちに反対決議を行い、地元住民を中心として、富里・八街空港反対同盟が結成された。1966年に入って、反対運動は激化の一途をたどり、自民党もついに富里案を断念せざるをえなくなり、羽田の拡張、あるいは、本更津という案が出されたが、いずれも主として航空官制の技術的な観点から実現不可能であることがわかる。そして、三里塚案が突如として、川島自民党副総裁から当時の友納知事に対して、自民党政調会の幹旋案として提示されることになる。

1966年7月4日、政府は閣議を開いて、新東京国際空港を三里塚に建設することを決定した。ここに25

年に及ぶ成田空港問題が生まれたわけであるが、この前すでに、6月28日、地元住民は空港反対総決起大会を開いて、三里塚空港反対同盟を結成した。ついで、7月2日には、芝山町空港反対同盟、多古町空港反対同盟がそれぞれ抗議活動を行い、4日には成田市議会も三里塚空港設置反対を決議した。

このような反対運動が展開されるなかで、7月4日の閣議決定がなされたのであるが、政府は地元住民に対して形式的な説明会を一回おこなったのみであった。

7月10日には、空港予定用地内の三里塚農民と、騒音地域の芝山町農民との共同の反対運動が、三里塚・芝山連合空港反対同盟として結集され、戸村一作氏がその委員長になった。

7月20日には、芝山町議会も成田空港に反対する決議を採択し、また翌年には、反対同盟は成田市役所に対して抗議を行う。このように反対運動が高まるなか、政府は、7月30日、新東京国際空港公団を正式に発足させ、成田努総裁、今井栄文副総裁のもとに、成田空港の建設、そのために必要な用地の取得を積極的に推し進めることになった。そのプロセスで、地元市町村のなかに、空港建設賛成の議会決議をおこなうところも出てきた。9月8日には、芝山町の条件賛成派農民131人が集まって、「成田空港対策部落協議会」が発足。さらに、9月19日には、成田市の農民24人による「成田国際空港条件闘争連盟」も発足して、県に対する陳情、公団との用地取得価格の交渉を始めていった。

一方、反対同盟は、共産党、社会党などの政党、労働組合を始めとして、多くの支援団体の協力を得て、活発に反対運動を展開していった。

1967年に入ると、条件賛成派と公団との間に、用地取得のための会合が何度かもたれ、また、公団および県農業開発公社による測量活動も盛んにおこなわれはじめた。8月19日、公団は県知事にあてて、用地内立ち入り測量の通知書を送り、21日、県知事はその旨、県知事私邸前で連日50人の坐り込み、現地闘争本部の設置、現地パトロール隊の結成などである。

条件派農民はつぎつぎに立ち入り測量、査定を受入れていったが、他方では、反対同盟の阻止活動もエスカレートしていった。公団は機動隊と一体となって反対同盟の活動を制約し、戒厳令布告と同じ様な状況が地元を支配することになった。1968年に入りますます高まりをみせていった空港反対闘争によって、公団による空港用地買収は大幅におくられていった。

この騒然とした状況のなかで、1969年9月13日、公団は、建設大臣に、土地収用法にもとづく事業認定の申請を提出した。飛行場は収用法第三条が規定する「土地を収用することができる公共の利用となる事業」の一つとして認められており、「事業のために土地を収用しようとするときは、事業の認定を受けなければならない」(第十六条)と規定されている。事業認定の告示がなされると、該当する土地の所有者は、任意に土地を公団に売却するか、強制収用の適用を受けるかという選択肢しか残されなくなってしまう。事業認定の告示によって公団は、土地・物件の調査を行う権限を取得し、起業地の範囲、所有関係を確定して、裁決申請、明渡裁決の申立をおこなう権利を取得することになった。

土地収用法に基づく強制代執行は、第一次が1971年2月22日から3月6日にかけて、第二次は、9月16日から20日にかけておこなわれた。この2回にわたった代執行に対して、反対同盟の農民たちと支援

の諸団体とによる抵抗はきわめてきびしく、公団、機動隊とはげしく戦い合った。そのため、多数の負傷者がでたが、とくに、第二次代執行のさいには3人の警官が死亡した。1971年の第一次・第二次代執行は第一期空港予定地、具体的にはA滑走路予定地の障害除去を具体的な目標として強制執行されたわけであるが、アプローチ・エリアには手をつけなかった。反対同盟はその南側アプローチ・エリア、具体的には芝山町岩山に妨害措置として大鉄塔を作る計画を立てた。第一次代執行が実施された二ヶ月後の5月12日には高さ30.8mの第一鉄塔が建設された。翌1972年に入ると同じ岩山に第二鉄塔建設が進められた。

空港開港は当初1972年、ついで1973年と計画されていたが、燃料輸送問題などで遅れ、1977年1月、福田首相は1977年内開港をめざし、諸問題の解決を図るよう提示した。運輸省は、鉄塔除去のために、仮処分申請を極秘に行い、執行に先立って千葉県警本部は航空法違反容疑で現場検証を行う等の行動を取り、仮処分執行は同盟の慮をつく形で1977年5月6日の朝8時すぎに行われた。

これを知った反対同盟は激怒し、8日、撤去抗議集会と激しいデモを行い、機動隊と衝突し、逮捕者・負傷者多数を出した。また、反対同盟は1977年12月に岩山要塞の建設に着手し、さらに1978年に入って二期工事のB滑走路の南アプローチ・エリアの横堀に要塞の建設を開始し、2月にはこの横堀要塞に20mの鉄塔建設を始めた。

開港を4日後に控えた1978年3月26日には、反対同盟は開港阻止8日間闘争開始を宣言し、1万人を集めて開港阻止総決起集会を開き、多発ゲリラ闘争を展開した。その一翼を担った第四インターなどは、警備の慮について官制塔に突入し、官制室を占拠し、室内の機器類を徹底的に破壊した。しかし、政府もこの事態に敏速に対応した。政府は取り急ぎ議員立法として「新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法」、いわゆる「成田新法」を公布、施行した。成田新法は、公布3日後の5月16日には木の根団結小屋と岩山団結小屋に適用され、使用禁止例が出された。中核派などの「過激派」は成田新法の適用に強く抗議し、飛翔弾、放火などによるゲリラ事件を展開した。

1978年5月20日、成田空港は一期工事、滑走路一本という物理的欠陥をもったまま、さらに1万人を越える機動隊と頑丈な鉄条網に囲まれた治安的にも重大な欠陥をもったまま部分開港という運びとなった。その間には、官制塔の破壊、占拠という異常事態も発生し、さらに、全国的な次元での反対運動が大きな高まりをみせていた。このときすでに、二期工事のスケジュールが進められ、地元の農民の間に大きな不安が拡がりつつあった。

このような状況のなかで、話し合いによって成田空港問題の解決をはかろうという動きがさまざまな形で、さまざまなルートを通じて、活発におこなわれていた。そのいずれもが結局失敗に終わってしまった。1979年、反対同盟の委員長戸村一作が亡くなり、反対同盟の統一に打撃を与えた。戸村の死の3年後、北原派と熱田派の分裂があり、北原派も1987年に、政治路線の違いから分裂し、小川派が成立した。

1990年代に入り、空港問題の事態の混迷の打開を模索する動きがさまざまに見られる様になった。こうした動きの中で、地域振興連絡協議会が発足し、関係主体との協力の中で、シンポジウムを開催し、問題解決のための一歩を築いた。このシンポジウムは続く円卓会議を通して1994年まで続けられた。

(g) 当事業の住民関与の手続きを規定している法律

【航空法第39条】

航空法は、飛行場の設置の許可に係る審査を行う場合には、公聴会を開き当該飛行場の設置に関し利害関係を有する者の意見を聞くこととしている。

【土地収用法第2条】

公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適切且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを収用し、又は使用することができる。

【成田新法(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法)第一条】

この法律は、新東京国際空港及びその周辺において暴力主義的破壊活動が行われている最近の異常事態にかんがみ、当分の間、新東京国際空港若しくはその機能に関連する施設の設置若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する暴力主義的破壊活動を防止するため、その活動の用に供される工作物の使用の禁止等の措置を定め、もって新東京国際空港及びその機能に関連する施設の設置及び管理の安全の確保を図るとともに、航空の安全に資することを目的とする。

(h) 事業の関係主体

1) 計画主体	新東京国際空港公社
2) 自治体	千葉県・成田市・富里村・芝山町
3) 住民団体	成田空港対策部落協議会

(2) 各関係主体の特質

(a) 事業者

主体名	新東京国際空港公社
代表者	空港公団総裁
組織の構成	なし
協議での位置付け	計画者、工事実施者
行動原理	新国際空港の早期完成
主眼点	航空需要上の観点から、早期に空港が必要用地買収の観点から、三里塚が最適
主な行動	地域住民に対する説明会 用地内住民に対する、用地買収請求 土地収用法の適用申請 警察・自衛隊との協力による、反対運動の制止 後に、話し合いによる解決への提案

(b) 地方自治体

主体名	千葉県
代表者	千葉県知事
組織の構成	なし
協議での位置付け	住民と事業者との調整役
行動原理	住民の損害を最小化する空港建設
主眼点	本県津沖の場合は積極的に誘致、内陸空港案には消極的 後に、三里塚案に賛成・住民の機嫌に回る
主な行動	政府に対する情報公開の要求 成田市に対して空港建設協力を要請 住民に対する空港建設協力の要請

主体名	成田市
代表者	成田市長
組織の構成	なし
協議での位置付け	住民と事業者との調整役
行動原理	住民の損害を最小化する空港建設
主眼点	住民の損害の大きい空港建設には反対 後に、空港建設に賛成
主な行動	空港建設問題に関する議会決定

主体名	富里村
代表者	富里村長
組織の構成	なし
協議での位置付け	住民と事業者との調整役
行動原理	住民の損害を最小化する空港建設
主眼点	住民の損害の大きい空港建設には反対 後に、空港建設に賛成
主な行動	空港建設問題に関する議会決定

主体名	芝山町
代表者	芝山町長
組織の構成	なし
協議での位置付け	住民と事業者との調整役
行動原理	住民の損害を最小化する空港建設
主眼点	住民の損害の大きい空港建設には反対 後に、空港建設に賛成
主な行動	空港建設問題に関する議会決定

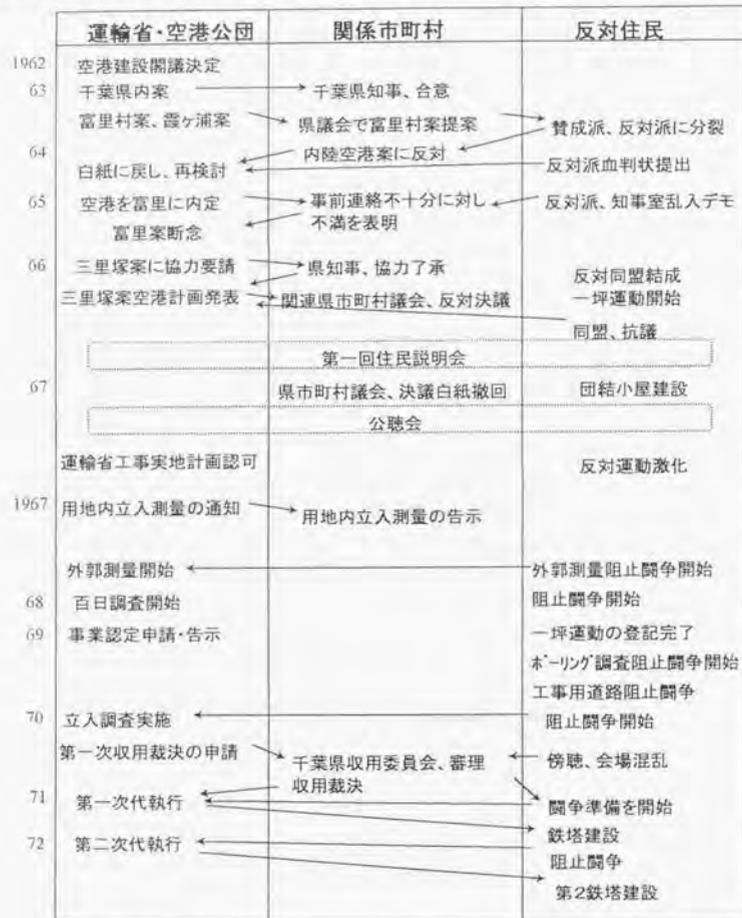
(c) 住民団体

主体名	三里塚芝山連合空港反対同盟
代表者	戸山一作委員長
組織の構成	なし
協議での位置付け	三里塚空港案に対する反対派
行動原理	三里塚空港案の撤廃
主眼点	三里塚空港案の撤廃
主な行動	農地不買運動 一坪登記運動 空港建設反対デモ 空港建設に関する工事・作業等の妨害 空港建設に対する訴訟

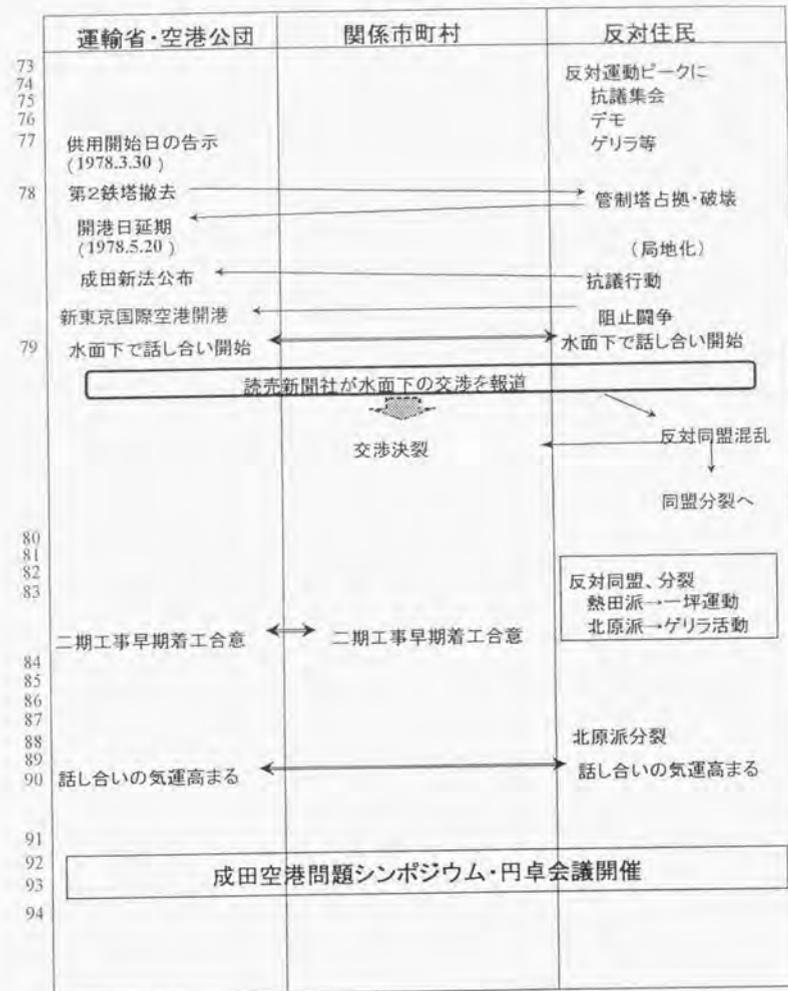
主体名	成田空港対策部落協議会
代表者	代表
組織の構成	なし
協議での位置付け	三里塚空港案に対する条件付き賛成派
行動原理	所有地に対する補償額の増額
主眼点	所有地に対する補償額の増額
主な行動	空港公団との用地交渉

(3)各関係主体の協議経過

本事業における関係主体間の交渉プロセスの様子は図付4.2.4、図付4.2.5に示すとおりである。



図付4.2.4 成田空港建設事業における関係主体の協議経過1



図付4.2.5 成田空港建設事業における関係主体の協議経過2

表付4.2.1 成田空港建設事業における関係主体の行動

年	月	日	連絡者・関係機関	地方自治体	住地
1951			運輸省、成田空港(170万坪(約456)度中に敷設能力の増強(乗客回数が年に11万5000回)に達することを予測し、新空港の検討を開始する。		
1962	11	16	成田空港の行詰まり解決策として新国際空港建設の方針を閣議決定		
1963	6	10	運輸省航空局が「新東京国際空港」(以下中略)を発行、立地箇所は特定せず		
	8	中旬	建設大臣が満安沖案を、河野建設大臣が木更津沖案を発表		
	7	4	建設大臣・河野建設大臣・川島国務大臣・友納千重典知事、初の四者会議、新空港を東京湾内千重典案とする事で合意	建設大臣・河野建設大臣・川島国務大臣・友納千重典知事、初の四者会議、新空港を東京湾内千重典案とする事で合意	
	7	30	運輸省、各省連絡会議で満安・木更津案は共に航空管制上難しい旨説明する		
	8	2	運輸省、千重典にも満安・木更津案は共に航空管制上難しい旨説明する	運輸省、千重典にも満安・木更津案は共に航空管制上難しい旨説明する	
	8	20	建設大臣、航空審議会に「新東京国際空港の候補地及びその規模」について諮問		
	8	27	第2回四者会議で、建設大臣から東京湾内に加えて、富里村付近と霞ヶ浦の2案が追加提案		
	9	12		友納千重典知事、県議会全員協議会で、運輸省が富里村付近を候補地に検討すると報告	
	9	18		この日から富里村・八街町の賛成派と反対派が劇に陣取りを繰り返す	この日から富里村・八街町の賛成派と反対派が劇に陣取りを繰り返す
	12	11	航空審議会、8/20の諮問に対し、第一候補地富里村付近、第二候補地霞ヶ浦周辺、規模、滑走路4000×2本、外2本、計5本、面積約2900ha等を答申		
	12	12	河野建設大臣、航空審議会の答申に不賛成と述べ		
	12	17	池田総理大臣、閣議で候補地の再議案指示		
1964	4	22		社会党千重典本部、新空港設置反対決議	
	5	26	閣議で、満安沖理立てを主張する河野建設大臣と富里案を支持する建設大臣が議論との新鋭報道		
	8	17		友納千重典知事、木更津沖の場合は積極的に誘致、内陸空港案には消極的な立場を表	
	8	18	新空港問題についての関係閣僚会議終了		
	11	10	河野建設大臣、閣議で「富里・霞ヶ浦・木更津沖・霞ヶ浦の4候補地を白紙に戻し再検討を考慮中、500坪以上の転転は不可」と発表		
	12	16	閣議、新空港に関する基本的態度を確認、①新空港建設は1970年度完成を目途に候補地についてはさらに検討②1965年度予算に前案經費を計上		
	12	23	富里村反対派、住民の血判状を佐藤総理に提出	富里村反対派、住民の血判状を佐藤総理に提出	
1965	4	5		霞ヶ浦沿岸住民、空港設置反対委員会	
	6	2	新東京国際空港公団法公布(1966.7.7施行)		
	11	15		富里村反対派、新路線50台に分散し千重典飛行に反対デモ、知事案に乱入	富里村反対派、新路線50台に分散し千重典飛行に反対デモ、知事案に乱入
	11	18	関係閣僚懇談会、新空港を富里に内定		
	11	19	千重典、事前連絡不十分のまま新空港の位置内定と政府に対し不満を表明	千重典、事前連絡不十分のまま新空港の位置内定と政府に対し不満を表明	
	11	25		富里村・八街町議会、空港設置反対を決議	
	11	27	富里・八街・山武新国際空港建設問題連絡会代表、運輸省に新空港建設促進陳情	富里・八街・山武新国際空港建設問題連絡会代表、運輸省に新空港建設促進陳情	
	12	7	中村運輸大臣、千重典飛行で新空港問題を説明	中村運輸大臣、千重典飛行で新空港問題を説明	
	12	13	千重典、運輸省に「住民対策の四原則」を提出	千重典、運輸省に「住民対策の四原則」を提出	
	12	17	友納千重典知事、佐藤総理大臣と会談、四原則に基づく考え方を説明	友納千重典知事、佐藤総理大臣と会談、四原則に基づく考え方を説明	
	12	21	消々井町議会、空港反対を決議		
	12	24	芝山町議会、空港反対を決議		
1966	2	7	空港反対デモ隊、千重典飛行に乱入	空港反対デモ隊、千重典飛行に乱入	
	2	26	友納千重典知事、県議会で空港問題について「政府に条件提示を求めず、地元住民を説得せず、事態の推移を静観する」と所信表明		
	3	4	臨時新東京国際空港関係関係協議会の設置を閣議決定		
	3	11	自民党新東京国際空港推進本部が「1閣僚協定の決定にこだわらず富里問題を基本的に検討する、②富里以外候補地問題についても検討する」と表明		
	3	17	3月頃から6月頃にかけて、友納千重典知事と若狭運輸事務次官が事態の打開を図るために水面下で5~6回にわたって交渉	3月頃から6月頃にかけて、友納千重典知事と若狭運輸事務次官が事態の打開を図るために水面下で5~6回にわたって交渉	

5	14	自民党川島副総裁、木更津沖再調査を佐藤総理大臣に提案、総理も了承			
5	16		友納千重典知事、川島信徳の木更津沖再検討を歓迎		
5	18				富里・八街空港反対同盟、農地不充運動(一坪マシモス登記運動開始)
6	2	川島副総裁、自民党改進黨交通新会で木更津沖案推進を強調			
6	5		千重典空港調査室、三里塚案について検討		
6	17	中村運輸大臣、自民党川島副総裁と会見、木更津案は航空管制上の観点と都心から長距離であるため不向きと報告、同日夕刻、川島副総裁は友納千重典知事に運輸大臣の報告を説明、さらに自民党改進黨交通新会の幹事案として三里塚に空港を建設することを説明			
6	21	中村運輸大臣「新空港は富里・八街以外にはない」と記者会見			
6	22	佐藤総理大臣、友納千重典知事と協議、空港面積を富里の半分以下とし、下総側料牧場及びその周辺の農有地を中心に農有地面積を圧縮して建設することで千重典案に協力を要請	佐藤総理大臣、友納千重典知事と協議、空港面積を富里の半分以下とし、下総側料牧場及びその周辺の農有地を中心に農有地面積を圧縮して建設することで千重典案に協力を要請		
9	25		友納千重典知事、藤倉成田市長に新空港建設協力を要請		
9	28				三里塚新国際空港設置反対同盟結成、遠山中学校において新空港反対総決起大会開催
6	29	運輸省、三里塚の新空港設置計画を公表			
9	30	運輸省、千重典飛行場視ホールで新空港説明会開催			運輸省、千重典飛行場視ホールで新空港説明会開催
8	20				芝山町議会、三里塚案に賛成
7	2		政府及び千重典、補償問題について合意、友納千重典知事、三里塚案了承		
7	4	「新東京国際空港の位置及び規模について」と「新東京国際空港位置決定に伴う施策について」閣議決定			
7	4		千重典議会「三里塚空港建設促進決議案」を可決		
7	4		成田市議会「三里塚空港建設反対決議案」を可決		
7	8		千重典、国際空港地租増徴を位置		
7	20		芝山町議会「成田空港建設に強く反対する決議案」を可決		
7	7	新東京国際空港公団法施行			
7	10	新東京国際空港公団設立、初代総裁に成田恭任			
5	2		成田市議会、空港設置反対決議(74席白紙撤回、旧遠山地区選出議員6人は欠席)		三里塚芝山連合空港反対同盟結成(戸村一博委員長)
8	22				
8	24		千重典空港地租増徴の審判所長、敷地内の一部住居に対し代替地は1町步につき1町5畝を補償するなどとする		
8	25				条件派の成田空港建設促進協議会が発表
8	27				三里塚芝山連合空港反対同盟、一坪運動共有地登記を開始
8	31		三里塚の反対住民約800人、運輸省に抗議		三里塚の反対住民約800人、運輸省に抗議
9	30		空港公団、地元住民に対して第1回説明会、地目別買収価格等を説明		空港公団、地元住民に対して第1回説明会、地目別買収価格等を説明
12	12		大塚運輸大臣、空港公団に基本計画(平行滑走路2本、横断用滑走路1本)を指示		
12	18		空港公団、新東京国際空港工事業概算計画認可申請		
12	19				三里塚芝山連合空港反対同盟、天神塚印結小(現地闘争本部)建設(以後、駒井野・天原・東崎・木の投票区建設)
12	27		芝山町議会、空港設置反対決議を白紙撤回(町長の投票認められず)		
1967	1	10	運輸省、新東京国際空港工事業概算計画に公団合開帳		三里塚芝山連合空港反対同盟260人(1空港地対反対)を以て公団合入場を要請、運輸省側の新設置警成の中で埋れマウクで傍聴
1	20		空港公団、千重典の仲介で成田空港対策部連絡協議会と初会合、新陳協、代替地問題、用地買収価格等の早期解決を要望	空港公団、千重典の仲介で成田空港対策部連絡協議会と初会合、新陳協、代替地問題、用地買収価格等の早期解決を要望	空港公団、千重典の仲介で成田空港対策部連絡協議会と初会合、新陳協、代替地問題、用地買収価格等の早期解決を要望
1	24				芝山町反対同盟、空港建設促進協議会議員16人のリコール運動を完了、同町選管に提出、4.22~24選管委員選任で選挙中、リコール署名前に押す
1	29	運輸省、新東京国際空港工事業概算計画認可			
5	2		富里村議会、空港設置反対決議を白紙撤回(これにより市町村議会の反対は無効となる)		
3	6				成田空港対策地権者会発表

4	20	航空政策研究会(新東京国際空港は中途半端だと中間報告作成)		
4	22		三里塚定山連合空港反対同盟(新空港工事実施計画認可処分取消請求の訴訟)を東京地裁に提起	
8	26	大塚運輸大臣、倉持清2団体等と会談。三里塚定山連合空港反対同盟抗議行動、京成成田駅を占拠	大塚運輸大臣、倉持清2団体等と会談。三里塚定山連合空港反対同盟抗議行動、京成成田駅を占拠	
9	-	この頃、社共両党の反対運動における指導権懸念顕在化		
7	2		友納千重典知事、個人の立場としての戸村委員長と対談	
7	21	運輸省に新東京国際空港建設本部の設置を閣議決定		
8	15		三里塚定山連合空港反対同盟、三里塚新国際空港反対同盟共闘会議(共闘)と「三里塚空港反対、後行測量実力阻止平和委員会」を結成。この年少行動隊が結成される	
8	16		三里塚定山連合空港反対同盟「あらゆる民生勢力との共闘」を確立。三塚高生学連の支援が始まる	
8	21		友納千重典知事、土地収用法に基づき、空港公団の事業準備のための土地立入測量通知を公告	
10	3	成田総裁辞任、空港公団第2代総裁に今井崇文就任		
10	10	新東京国際空港標準基準打ちし「いわゆる外航対策」実施		
10	10		三里塚定山連合空港反対同盟、外航対策阻止闘争を展開	
10	21		倉持付覚成の芝山前7団体、芝山前空港対策連絡協議会を結成	
11	14	今井空港公団総裁、大塚運輸大臣と共に戸村委員長、石橋-親利副委員長と会談(朝日新聞社主催)		
11	16	大塚運輸大臣、早期現地訪問、戸村委員長等と会談、協力を要請	大塚運輸大臣、早期現地訪問、戸村委員長等と会談、協力を要請	
11	26	初の用地買収契約締結	初の用地買収契約締結	
12	15		三里塚定山連合空港反対同盟、日本共産党の支援と介入を拒絶する旨の声明を発表	
12	27	臨時新東京国際空港関係協議会、新東京国際空港標準基準計画を決定		
12	26	空港公団、新羽料牧場建設工事(根本橋高橋決地区)		
1970	2	26	三里塚定山連合空港反対同盟主催の「三里塚空港実力排除現地地裁訴訟案」で三塚高生学連と連動隊が展開	
4	8	空港公団、倉持清4団体と用地売却に係る覚書に調印、これにより空港用地所有地の69%597ha(確保)反則り地140万円、その後田150万円、宅地200万円、山林原野115万円に決定)	空港公団、倉持清4団体と用地売却に係る覚書に調印、これにより空港用地所有地の69%597ha(確保)反則り地140万円、その後田150万円、宅地200万円、山林原野115万円に決定)	
4	18		老人行動隊、羽料牧場の存続を宮内庁へ請願	
4	20		土地売却し同意書提出者約300世等の家賃等立入調査開始(いわゆる白目調査)	
4	20		毎日読者に対し、三里塚定山連合空港反対同盟、連日の阻止行動を開始	
4	21		三里塚定山連合空港反対同盟、一坪運動の費配完了	
8	7	空港計画委員会、新東京国際空港第一期工事における施設配置計画をまとめ、空港公団に報告		
10	11	臨時新東京国際空港関係協議会、空港周辺整備の緊急特別措置法の提案及び騒音低減区画内の2km×600mの土地を空港用地と同一価格で買収する決定		
12	2	空港公団、地権者に対し文書で用地買収協力を要請	空港公団、地権者に対し文書で用地買収協力を要請	
1989	3	11	芝山町議会主催の新東京国際空港報告会の席上、倉内町長は空港反対の町民に問われ「①空港反対の意思を尊重する ②土地収用法の各宗はしない(存続認書を作成) 倉内芝山町長が担任	芝山町議会主催の新東京国際空港報告会の席上、倉内町長は空港反対の町民に問われ「①空港反対の意思を尊重する ②土地収用法の各宗はしない(存続認書を作成) 倉内芝山町長が担任
3	31		芝山町長に参事一取任(空港賛成の手島孝一2764票、空港反対の戸井正雄2521票)	
4	16		下総羽料牧場開闢式、三里塚定山連合空港反対同盟、紛糾闘争を展開	
4	19		下総羽料牧場開闢式、新羽料牧場へ移転開始	
9	13	空港公団、土地収用法に基づく新東京国際空港建設事業の事業認定を申請		
9	19	工事用道路建設工事		

9	20	A清沢建設工事		
10	9			三里塚定山連合空港反対同盟、連日約4000名が騒音低減区画内に入る
11	12			工事用道路阻止闘争、戸村委員長は約10名逮捕
12	16	建設省、空港公団提出の新東京国際空港建設事業の事業認定を告示		
12	20	新羽料牧場完成		新羽料牧場完成
1970	1	2		三里塚定山連合空港反対同盟、空港公団の立入測量に備えて茨城・駒井野の各団結小屋にバリアード構築
2	19	土地収用法に基づく第1次入居調査実施(514第2次、930-102第3次、1114-1118第4次、1873.510-11)第5次)		
2	19			三里塚定山連合空港反対同盟第1次強制立入調査に同村同盟体校を倉町家敷地とするの闘争を繰り出す(201)以降、第2次~第5次の闘争それぞれ阻止闘争を繰出す
3	3	空港公団、千葉県収用委員会に対し第1次収用勧告(権利取得、明渡し)を申請	空港公団、千葉県収用委員会に対し第1次収用勧告(権利取得、明渡し)を申請	
3	13			三里塚定山連合空港反対同盟、事業認定取消請求訴訟
3	26	新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(成田特設法)公布、施行		
3	30	自治省、成田特設法に基づき空港周辺地域整備計画を決定		
4	25	成安ターミナルビル建設工事		
6	12		千葉県収用委員会、第1次収用勧告申請に係る審議開始。三里塚定山連合空港反対同盟、同盟体校を実施し、約1000名が応援、会	
7	8	エプロン建設工事		
7	4	成瀬道路建設工事		
9	30			三里塚定山連合空港反対同盟、第3次強制立入測量阻止闘争で賛成隊等を駆逐
10	8	空港管理ビル建設工事		
11	4	空港公団、新東京国際空港第1期建設事業について特定公共事業認定を申請		
12	11		千葉県、空港関係者生活安定基金の貸付け及び利子補給金制度を創設	
12	25	空港内給油施設建設工事		
12	26		千葉県収用委員会、第1次収用勧告申請分に対する収用勧告(権利取得の時期及び明渡しの期限1971.1.31)	
12	26	建設省、新東京国際空港第1期建設事業について特定公共事業認定を告示		
1971	1	8		三里塚定山連合空港反対同盟、強制収容対象地に地下壕を掘り始める
1	23		友納千重典知事、戸村委員長と代執行開始について会談、協議は平行続	
2	3	空港公団、千葉県収用委員会に緊急勧告の申立て		
2	22		第1次代執行	
2	22			三里塚定山連合空港反対同盟、長期同盟体校・家族総ぐるみで第1次代執行阻止闘争を
3	24	航空灯火設置工事		
3	27	航空公団、騒音法に基づき騒音低減の騒音防止工事開始		
3	17		千葉県収用委員会、緊急勧告対象地の現地調査(平和の塔・駒井野団結小屋・茨城団結小屋)	
3	25	空港公団、3+4+6地点の地下壕を掘削、三里塚定山連合空港反対同盟、阻止闘争を展開		空港公団、3+4+6地点の地下壕を掘削、三里塚定山連合空港反対同盟、阻止闘争を展開
5	12			三里塚定山連合空港反対同盟、芝山町前山に第1戦壕(300m)を構築
5	26	根本運輸大臣、三里塚定山連合空港反対同盟幹部と会談		根本運輸大臣、三里塚定山連合空港反対同盟幹部と会談
5	10		成田市長に長谷川雄太郎就任	
6	12		千葉県収用委員会、緊急勧告の申立てに対する収用勧告(権利取得の時期及び明渡しの期限8/12)	
7	26	空港公団、農民放逐塔と地下壕を仮処分により除去		
7	26			三里塚定山連合空港反対同盟、騒音低減放逐塔と地下壕撤去阻止闘争を繰り出す、連発者・負傷者多数
8	18	丹羽運輸大臣、第2次代執行を前に三里塚定山連合空港反対同盟に会談申入れ		
8	19	空港公団、バイパスラインを公表。千葉市に市内バイパスラインの敷設について協力を要	空港公団、バイパスラインを公表。千葉市に市内バイパスラインの敷設について協力を要	
8	24			三里塚定山連合空港反対同盟、会談拒否

9	11	貨物取扱施設建設工事		
9	16	第2次代執行		
9	18	三重県立山連合空港反対同盟、第2次代執行阻止闘争を開始、東峰十字路で機動隊員3名死亡	三重県立山連合空港反対同盟、第2次代執行阻止闘争を開始、東峰十字路で機動隊員3名死亡	
9	18	建設会社作業員労務争奪戦大敗		
9	20	大木よね子代執行、第2次強制収容阻止闘争で逮捕者・負傷者多数	大木よね子代執行、第2次強制収容阻止闘争で逮捕者・負傷者多数	
10	7		千葉県、住宅騒音防止工事助成開始	
10	7		三重県立山連合空港反対同盟青年行動隊員3ノ曹次男長抗議自殺	
10	8	航空保安無線施設NOE・VOR・DEM設置工事		
10	20	航空保安無線施設VOR設置工事		
12	1	新東京国際空港騒音対策委員会設置		
12	15		東峰十字路事件で青年行動隊員ら逮捕される	
1972	1	14	千葉県議会特別委員会、バイブライニング建設を執行採決	
1	26	今井空港公団短期(6月中)に開港の見通しがつかない記者会見		
1	31	NOE完成		
2	10	運輸省、日本経済建設公団申請の成田新線工事実施計画認可		
2	21	VOR・DEM完成		
2	28	ILS完成		
3	12		三重県立山連合空港反対同盟、芝山町農山に第2線路(82.28m)を構築	
3	15	成田市柳井野地区でバイブライニング工事		
3	28		千葉県議会、夜間飛行禁止の意見書を採決	
3	31	空港管理ビル完成		
5	21		千葉市長有部よりバイブライニング建設工事中止の要請が提出される	
8	26	石油バイブライニング事業法公布、施行		
8	3	今井空港公団短期、佐々木運輸大臣にバイブライニング工事の遅れで年内開港は難しいと報告、併せて航空燃料を暫定的に千葉及び豊島から成田市へ陸路で輸送することについて検討する要請書		
8	10	元本千葉市長、空港公団にバイブライニング建設工事の中止を要請	元本千葉市長、空港公団にバイブライニング建設工事の中止を要請	
8	14	佐々木運輸大臣、暫定的輸送措置を承認、1972年開港目標を指示		
8	18	千葉県自動車道の千葉～成田間(29.9km)完成		
8	1	千葉県道検見川73号線のバイブライニング建設工事開始		
10	2	平和の鐘を去る作業開始		
11	25	成田電鉄(成田～空港間)完成		
12	12	東峰十字路騒音対策開始		
12	21	今井空港公団短期、1972年の開港を断念と発表		
1873	3	28	佐原市議会、暫定輸送に反対決議	
4	20	A津波対策完成		
5	10		三重県立山連合空港反対同盟、二期工事区域で最終立入り闘争阻止闘争を組織	
5	14	輸送開始		
9	17	芝山町知事、暫定輸送の前提となる条件を田中総務大臣に提示	芝山町知事、暫定輸送の前提となる条件を田中総務大臣に提示	
8	17	千葉市内のバイブライニング建設工事を中止		
10	5		三重県立山連合空港反対同盟、東京で三重県大政治集会、10万人規模共有化運動計画	
12	21	暫定バイブライニング(成田市土庫～空港間)輸送工事		
1974	3	27	空港公団、騒音法に基づく住宅の騒音防止対策の助成開始	参議院選挙に立候補の三重県立山連合空港反対同盟戸科委員長選挙
7	7			
7	20		千葉市民、本橋バイブライニング工事差し止めの1万人マンモス訴訟を提起	
8	29	航空燃料暫定輸送の輸送期間を輸送開始後3年間とする)可決		
8	29	臨時新東京国際空港騒音対策協議会、成田県知事からの暫定輸送協力への条件の受け入れを了承	臨時新東京国際空港騒音対策協議会、成田県知事からの暫定輸送協力への条件の受け入れを了承	
10	3		豊島町議会、暫定輸送について条件付賛成に転換	
10	12		三重県立山連合空港反対同盟、成田決戦準備委員会開催	
1975	1	8	新東京国際空港について第1種区域、第2種区域及び第3種区域を指定する告示	

9	1			成田青年会議所の市民アンケート、成田の非多での開港に6割が反対の意見表示
9	25			三重県航空機騒音対策の会「ファンクグループ」、新築住宅による騒音の現地調査を実施
10	3	エプロン完成		
10	3			三重県立山連合空港反対同盟、成田決戦地決起集会開催、逮捕者多数
10	10	航空灯火完成		
10	12	空港内給油機設置完成		
11	12	暫定バイブライニング用灯台750mを空港内に搬入		
11	24	暫定バイブライニングの空港内給油施設オイルプラットフォーム開始		
1977	3	15	旅客ターミナルビル完成	
4	17			三重県立山連合空港反対同盟主催の成田決起集会開催に三重県立山連合史上最大の
5	8	空港公団、新築騒音対策分により撤去		三重県立山連合空港反対同盟主催の成田決起集会とデモを行い、逮捕者・負傷者多数
5	8			
5	9		芝山町長宅前騒音時警告指示、新左翼派に襲われる	
8	14	空港公団、千葉市と暫定輸送に係る確認書に署名		空港公団、千葉市と暫定輸送に係る確認書に署名
11	26	空港公団、構内道路用地受け渡しの取組を千葉地裁に申請		
11	26	飛行場、航空保安無線施設及び航空灯火野完成検査合格		
11	28	新東京国際空港の供用開始日を1978年3月30日とすることを告示		
12	3	運輸省、ICAO及び関係50カ国に新東京国際空港の開港に係る経緯情報(ノートA)提出		
12	6			三重県立山連合空港反対同盟、成田山麓建設開始
12	22	日航、成田空港の機内飛行開始		
12	26	千葉地裁、高速道路未整備部分(成田大木よねの耕作地)の強制執行認める(前日空港公団は強制執行阻止し、執行、妻子の小泉英一が夫の耕作地を譲り取り抗議)		千葉地裁、高速道路未整備部分(成田大木よねの耕作地)の強制執行認める(前日空港公団は強制執行阻止し、執行、妻子の小泉英一が夫の耕作地を譲り取り抗議)
1978	2	5	空港公団、積込要員確保(第2期)について航空法違反の警告及び告発	
3	5			三重県立山連合空港反対同盟、積込要員確保開始
3	8	空港公団、積込要員確保(第2期)開始		
3	20	豊島ルート(成田)暫定輸送開始		
3	25	空港公団、積込要員確保(航空法違反)で告発		
3	25			三重県立山連合空港反対同盟、積込要員確保開始
3	26			成田山麓、空港内に搬入し、管制室を占拠、室内の機内機を破壊
3	26			三重県立山連合空港反対同盟、開港阻止8日闘争開始、同時に多発ケリラ、新左翼派が管制室を占拠、破壊
3	26	空港公団、積込要員確保を撤去		
3	28	新東京国際空港騒音対策協議会、開港日延期を決定		
3	30	成田成田線～成田51号線の運送開始		
3	30	成田市内の国産51号線道路完成		
4	2		川上千葉南知事、三重県立山連合空港反対同盟に対話を呼びかけ	川上千葉南知事、三重県立山連合空港反対同盟に対話を呼びかけ
4	4	新東京国際空港騒音対策協議会、新東京国際空港の開港と安全確保対策(第2期)を決定、この中で暫定輸送開始日を5月20日と決定		
4	7	新航空供用開始日5月20日とすることを告示		
4	17			三重県立山連合空港反対同盟、①逮捕者の全員釈放、②開港延期と二期工事凍結、③成田新立法の撤廃と機動隊の撤退を条件に「話し合いは拒まない」と態度決定
4	20	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(騒音法)公布		
5	10	千葉日報主催で戸科委員長と福永運輸大臣が会談、三重県立山連合空港反対同盟の三条件で実行		千葉日報主催で戸科委員長と福永運輸大臣が会談、三重県立山連合空港反対同盟の三条件で実行
5	12	新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(成田新法)公布、施行		
5	16	木の本町町長小泉及び若山町長小泉に成田新法を適用		
5	17			三重県立山連合空港反対同盟、成田新法の適用に抗議して「一切の話し合い拒否」
5	18			三重県立山連合空港反対同盟、開港阻止5日闘争開始
5	20	新東京国際空港開港		

4	26	航空燃料輸送開始	
5	28	空港公園、3.4地点で騒音測定開始	
6	7	空港公園、民家防音工事の対象を全室とする方針を決定	
6	5		三里塚芝山連合空港反対同盟、飛行禁止(10日)開始宣言
6	10		3.26の飛行禁止騒音で火傷を負った新山幸典、入院先で死亡
6	26	福永運輸大臣、戸科委員長宅を訪問、会談	福永運輸大臣、戸科委員長宅を訪問、会談
9	12	石ノ浦に基づき右津バイパス基本計画を公布	
9	28	空港公園、石ノ浦に基づき専用施設使用許可	
10	19	三里塚芝山連合空港反対同盟幹部と福田内閣の道正邦彦官房副長官が水底下で初めての会談	三里塚芝山連合空港反対同盟幹部と福田内閣の道正邦彦官房副長官が水底下で初めての会談
10	31	石ノ浦に基づき工事計画認可	
11	24	三里塚芝山連合空港反対同盟と政府側で水底下の会談。三里塚芝山連合空港反対同盟、成田空港問題解決に向けた「覚書(案)」を政府側に提示	三里塚芝山連合空港反対同盟と政府側で水底下の会談。三里塚芝山連合空港反対同盟、成田空港問題解決に向けた「覚書(案)」を政府側に提示
12	1	「新東京国際空港周辺地域における農業振興のための基本となる考え方」閣議決定	
1978	2	1 空港公園、民家全室防音工事着工	
2	6	2 騒音対策に成田新法を採用	
3	21	3 成田財団の一部改正、公布、飛行	
4	19	4 大平内閣の加藤敏一官房副長官、これまでの経緯を引き継ぎ、水底下での交渉を了承、会談を行う	大平内閣の加藤敏一官房副長官、これまでの経緯を引き継ぎ、水底下での交渉を了承、会談を行う
5	18	5 本橋バイパス工事着工	
6	6	6 三里塚芝山連合空港反対同盟と政府側で水底下の会談、加藤官房副長官、政府側修正案を提示、同時に運輸省に同業の機材を依頼	三里塚芝山連合空港反対同盟と政府側で水底下の会談、加藤官房副長官、政府側修正案を提示、同時に運輸省に同業の機材を依頼
8	19	8 三里塚芝山連合空港反対同盟と政府側で水底下の会談、加藤副長官と農業住宅反対同盟事務局次長との間で二期工事着工を速く話し合いで解決すること、土地収用法に基づく一切の強権発動をしない等の内容を盛り込む覚書>	三里塚芝山連合空港反対同盟と政府側で水底下の会談、加藤副長官と農業住宅反対同盟事務局次長との間で二期工事着工を速く話し合いで解決すること、土地収用法に基づく一切の強権発動をしない等の内容を盛り込む覚書>
6	17	6 三里塚芝山連合空港反対同盟、「騒音農業」を掲げ、木の根地区に灌漑用風車を建設開始	
7	10	7 新東京国際空港について第1種騒音区域を指定する告示	
7	16	7 読売新聞朝刊、三里塚芝山連合空港反対同盟と政府の水底下の交渉について報道「騒音休戦を条件」などの見出し	
7	16	7 森山運輸大臣、三里塚芝山連合空港反対同盟に話し合いによる解決の呼びかけ	
7	18	7 読売新聞の水底下の交渉に関する記事で掲載した三里塚芝山連合空港反対同盟、話し合いを拒否、政府との交渉の事実をも否定	
9	16	9 全国総決起集会で三里塚芝山連合空港反対同盟「飛行禁止連日闘争」を提案	
10	11	10 国際線航空旅客数1000万人達成	
11	2	11 戸科一作三里塚芝山連合空港反対同盟委員長死去	
12	28	12 騒音対策(1)案第2項に基づく政令公布	
1980	5	5 空港公園建設に中村大造就任	
9	4	9 A滑走路北側進入用LSカチゴリⅡ通行開始	
10	12	10 三里塚芝山連合空港反対同盟「騒音農業」の一貫として、農田地区沼田の自主警備組織を	
12	2	12 航空燃料輸送の期間を航空燃料パイプライン供用開始の時期(1983.12末まで)とする)閣議決定	
1981	3	3 2700トン燃料輸送往来阻止全国総決起集会	
3	3	3 運輸省、空港公園の芝山鉄道(株)等への出資認可	
4	24	4 三里塚芝山連合空港反対同盟、松井航空局長と会談(專業認定の範囲等について協議)	三里塚芝山連合空港反対同盟、松井航空局長と会談(專業認定の範囲等について協議)
5	1	5 芝山鉄道株式会社設立	
5	14	5 運輸省航空局に航空機降下物対策委員会	
5	7	5 芝山町町長選挙、真行寺一朗当選(三里塚芝山連合空港反対同盟、石井新一候補を擁)	芝山町町長選挙、真行寺一朗当選(三里塚芝山連合空港反対同盟、石井新一候補を擁)
10	5	10 三里塚芝山連合空港反対同盟、芝山町町長向けに「芝山新聞」を発行	
11	30	11 町議会、二期工事早期着工を決議(以後逐次、周辺自治体等が二期促進決議を採択)	
1982	2	2 三里塚芝山連合空港反対同盟青年行動隊「国益を力にかえ勝利をつかみとるために」発行	

2	9			三里塚芝山連合空港反対同盟の石塚委員長代行、内田行動隊長、政府側の水底下の交渉をめぐる、三里塚芝山連合空港反対同盟に訴書を出す
3	30	3 新東京国際空港について第1種騒音区域を指定する告示		
6	26	6 千葉地裁、東山事件の付審判請求を棄却		
9	24			三里塚芝山連合空港反対同盟青年行動隊「たがいの横暴から百姓の権利を守る」と訴書
11	22		千葉県、騒音法に基づく新東京国際空港周辺地域における「航空機騒音対策基本方針」を決定	
12	7	12 本橋バイパス工事完成		
12	16			三里塚芝山連合空港反対同盟青年行動隊、專業認定争いの裁判闘争と一時共有運動を決定
1983	2	2 中核派、一律共有化に全面的に反対すると声明		
2	10			三里塚芝山連合空港反対同盟大土地共有委員会「共有運動構想書」「共有運動の手引き」等を配布
3	1	3 航空機降下物事故検閲制度発足		
3	8			三里塚芝山連合空港反対同盟、北原浩と熱田清に分裂
3	9	3 空港公園、千葉県に成田用水事業(備蓄性灌漑事業委託地区)への参加に伴う同意書提出	空港公園、千葉県に成田用水事業(備蓄性灌漑事業委託地区)への参加に伴う同意書提出	
5	26	5 空港公園建設に秋葉公正就任		
6	7	6 7		四街道市のパイプライン設置作業員、中核派のゲリラで金銭、作業員2名死亡、1名重傷
6	14	6 14		三里塚芝山連合空港反対同盟熱田派、中核派のパイプラインゲリラに對し批判声明
6	17	6 17		三里塚芝山連合空港反対同盟熱田派、パイプライン供用阻止禁止書を出発
6	8	6 本橋バイパスの供用開始、暫定輸送は200に終了		
11	21	11 長谷川運輸大臣、沼田千葉県知事と成田空港二期工事早期完成で合意	長谷川運輸大臣、沼田千葉県知事と成田空港二期工事早期完成で合意	
12	24	12 24	千葉県、航空機騒音対策基本方針に基づく施設整備計画を決定	
1984	2	2 本橋バイパス施設完成		
3	1	3 1 空港公園本村、連署派に火炎放射される	空港公園本村、連署派に火炎放射される	
3	17	3 17		三里塚芝山連合空港反対同盟熱田派、芝山町議会の二期工事早期着工決議に抗議、4名逮捕
4	4	4 東山事件で農家賠償請求特別抗告棄却		
6	22	6 22 国際線航空旅客数5000万人達成		
7	6	7 6 專業認定取消訴訟、東京地裁で請求棄却の判決		
7	19	7 19 芝山町小池に航空機タイヤ汚染下、降下物件33件目		
8	1	8 1 本橋バイパス供用開始		
9	25	9 25		成田用水委託地区工事開始、三里塚芝山連合空港反対同盟熱田派、抗議行動開始
11	13	11 13		新定案案による航空燃料パイプライン破壊事件発生、交渉中止
11	21	11 21 東峰裁判所判決、悪評10年など求刑		
12	14	12 14	芝山町長、町議会議長、国等へ二期工事促進を要望	
1985	3	3 6 東峰裁判所判決		
4	12	4 12 発射式炎発射による成田空港騒音事件発生	発射式炎発射による成田空港騒音事件発生	
5	19	5 19		日比谷公園外有農家で東峰裁判所裁判コソト開催
9	15	9 15		日比谷公園家で東峰裁判所完全勝利をめぐり無い闘争
10	20	10 20		三里塚芝山連合空港反対同盟連署委員会、支援の動きを覚悟派が三里塚芝山交代金付法で武装闘争を展開
10	22	10 22 千葉地裁、東山事件国家賠償訴訟で損害額の請求を棄却		
10	25	10 25 千葉県、国等へ連署派の破壊行為に対する対策について要望書を出す	千葉県、国等へ連署派の破壊行為に対する対策について要望書を出す	
1986	5	5 18 空港周辺市町長(成田市、芝山町、多古町、富里町、大栄町、下総町)、二期工事促進と日・心津道路の騒音対策の徹底について国等へ陳情書を出す	空港周辺市町長(成田市、芝山町、多古町、富里町、大栄町、下総町)、二期工事促進と日・心津道路の騒音対策の徹底について国等へ陳情書を出す	
6	1	6 1		千葉県、関係市町が行うA・B滑走路に係る騒音対策に携わられた地域の住宅防音工事への補助を開始
9	8	9 8		千代田市長会館で東峰裁判所支援東京委員会開催
10	4	10 4 千葉地裁、東峰十字路事件一審判決		千葉地裁、東峰十字路事件一審判決

付録5 参考事例の簡略調査結果（第7章付録）

ここでは、第7章における事例調査の予備調査の結果を、事業の概要・合意形成過程の特徴を整理することで紹介する。

付5.1 杉並区清掃工場建設事業

(1)事業の概要

杉並清掃工場は、1939年に一度杉並区西田町に都市計画決定されたが、その土地を1960年に公園として二重決定、1966年に同じ杉並区内の高井戸に建設を抜き打ちで決定したために住民が反発したが、1967年に都市計画決定がなされた。翌年に東京都は土地取用手続きを開始したが、住民側は測量阻止によって抵抗、1971年にそれまで杉並区のゴミを受け入れてきた江東区が受け入れ反対を決議し、美濃部知事により「ゴミ戦争宣言」がなされた。

1972年に高井戸決定が棚上げになり、東京都・杉並区・住民代表による「都区懇談会」が発足し、再び用地を高井戸に決定し、1973年に土地取用手続きが再開された。

1974年に東京地裁による和解勧告がなされ、住民側もこれを受諾、都・区・住民代表による協議会が設置され、建設を協議しながらすすみ、1982年に完成した。

(2)合意形成過程の特徴

- (a)杉並区に清掃工場を造らなければならない動機が、同じく東京都の住民である江東区の圧力であった点
- (b)裁判所による調停が行われた点
- (c)当時としては珍しい住民代表の加わった「懇談会」を発足させた点
- (d)美濃部都知事による対話集會が行われた点

(3)考察

東京都がゴミの「自区内処理」をすすめるきっかけになった事例であったが、用地の「抜き打ち決定」が紛争を大きく拡大し、裁判所の調停なくしては合意が出来なかったと思われる。

付5.2 武蔵野市クリーンセンター（清掃工場）建設事業

(1)事業の概要

武蔵野市では、清掃工場建設にあたり、当初市長が「用地選定は市民参加になじまない」として用地を一方的に決定。これに住民が一斉に反発、市長が替わった後、市民委員会を設置して4候補地を対象に用地選定の議論が行われ、当初の決定とは違う用地に決定した。

(2)合意形成過程の特徴

住民と専門家のみによって構成される市民委員会によって、一度決定された用地を選定し直した点

(3)考察

この決定がうまくいった裏には、

(a)市民委員会による決定の期限が切られていて、それを超えると当初の決定通りの用地に決定するという条件があった

(b)偶然4つもの候補地が考えられた

という特殊事情があり、決定に際して「苦渋の決断」(市民委員会座長の談)であったことも考慮すると、これが逆に市民参加による決定の限界を示している事例であったと言える。

付5.3 豊島区清掃工場建設事業

(1)事業の概要

豊島区清掃工場は、「自区内処理」の原則に基づいて1991年の東京都清掃工場建設計画で建設が決定したもので、1998年の完成を予定していた。その後、地元住民から建設の再検討を求める陳情・請願が多数提出される中、東京都と豊島区は連絡協議会を設置し計画を進め、1993年に清掃工場基本計画案が公表された。そして都(5名)・区(5名)・住民代表(15名)による「建設協議会」が設置され、約3ヶ月に1度協議会を開催しながら手続きを進めた。

1994年に入り、都市計画決定と環境影響評価(都条例に基づく)の手続きが予定通りに進められ、1995年9月に都市計画決定、着工の準備が整った。しかし1996年1月になって住民側から工事差し止めの仮処分申請がなされ、現在は先行きが不透明な状況である。

施設は清掃工場本体と豊島区の廃熱利用施設などからなり、用地は1企業の所有する私有地であった。

(2)合意形成過程の特徴

豊島区清掃工場は都市計画法及び東京都環境影響評価条例の対象事業であり、手続きにおいて住民が関与する機会もちゃんと設けられていた。また、当初から住民を含めた協議会を設置して話し合いを続けたため、大きな反対運動も起きなかった。地権者が1企業であったことも大掛かりな反対運動が起きなかった理由の大きな一つである。

また、住民側の陳情・請願内容は、

(a)用地の決定が突然であったことへの反発

(b)リサイクルを推進する風潮の中で焼却型の清掃工場を造ることへの反発

(c)環境影響への不安

による建設反対がほとんどであった。

(3)考察

計画の公表時にほとんどの計画内容が決定済みであったことが住民の反発の原因であった。また、豊島区都市計画地方審議会の議事録によれば、審議会の開催時には東京都に答申を出す日程が既に決定されていたという。当然、期限が切られた上での議論に対する住民側の疑念は強く、数々の異論が出る中で時間切れで決定した感が否めない。

地元住民代表を加えた建設協議会を設置したことは評価するが、協議内容は事業者側の住民への説明と、それに対する住民側の質問およびその回答に終止していた。また、この住民代表も、既存地域組織(町会・商店街・リサイクル推進団体)の代表ばかりであり、実際に建設反対の陳情・請願を提出している団体とは重なっていない。これは住民団体側が参加を拒否したのか、行政側が参加を要請しなかったのかは不明であるが、これでは行政側の言い訳のための協議会ととられても仕方があるまい。

この事例は、条例化されて型どおりに行われた環境影響評価制度と、都市計画法に基づいた手続き通りの手法が必ずしもうまく行かなかった例であると言えよう。

当事業においては、事業主体は東京都であるため、豊島区は還元施設があるから参加していただけであり、住民との調整役としての機能は果たされていなかった。

<建設協議会に代表参加した住民団体と陳情・請願提出団体>

①豊島区清掃工場建設協議会に代表が参加している住民組織名

豊島区町会連合会・豊島区清掃協力会・池袋東一町会・東池袋一丁目中央町会・西山町会・リサイクル推進団体・商店街

②豊島区議会に陳情・請願を提出した住民団体名

池袋駅北地区再開発推進委員会・池袋ゴミ焼場新設反対連合・「焼却埋立型」から「リサイクル型」へ転換させる住民の会・豊島区21世紀会・豊島・住民参画を考える会・豊島区清掃工場の建設に反対する市民の会・豊島区ゴミ工場建設反対連合・都知事にゴミ政策を提案する専門家会議

付5.4 西武鉄道連続立体交差化事業

(1)事業の概要

西武鉄道池袋線の桜台～練馬間及び中村橋～富士見台間は、同鉄道により街が南北に分断され、また交通渋滞の原因となっているために、東京都が連続立体交差化事業を行うことになった。

1971年に東京都が都市計画決定を行った後、地元住民から高架反対運動が起こり、地下化を求める声もあったが、事業者側(東京都・練馬区・西武鉄道)は説明会や様々な住民団体との協議会(23回)を開催し理解を求めた。また、当事業は環境影響評価条例の対象事業でなかったが、1989年から自主的に環境影響評価を行った。

当事業の推進を求めているのは地元商店街が中心であり、同鉄道の踏切待ちの車による排気ガスで環境

を著しく損なっていたため、地下化が高架化は必須であった。地下化については、1969年の連建協定による「地下化をなるべくしない」との方針があったことや、駅が地下にあると駅前商店街の印象が薄くなることなどを理由に商店街にも異論があったことなどから、住民が断念。高架化が地元を受け入れられた。

その結果、十分な環境対策を条件に、1990年に桜台～練馬間、1994年に中村橋～富士見台が事業認可され、工事に着手した。また当事業と同時に、練馬区の請願により新駅（練馬高野台駅）も設置された。

(2) 合意形成過程の特徴

地域の課題の解消と事業者の目的とが一致していた点

(3) 考察

地域の課題の解消と事業者の目的とが一致していたことが事業の推進を容易にしたと思われる。また、新駅設置について区の協力が得られたことも大きな要因である。

付5.5 京滋バイパス建設事業

(1) 事業の概要

京滋バイパスは、滋賀県と京都府を結ぶ国道1号線のバイパスである。

1970年に建設が決定し候補ルートが明らかになると、地元住民が専門家を含む団体を結成し、独自に環境影響調査を行い、反対の意思を表明した。地元の宇治市も住民の働きかけを受けて反対の意見書を提出。また、当初京都府は賛成の立場をとっていたが、これも慎重派に転換した。

その後、建設省は宇治市議会の決定を無視する形でルートを決めたが、一部住民には社会基盤の整備を条件に建設を推進する動きも見られた。

1976年、宇治市は、環境影響評価を行うために市長の諮問機関として「京滋バイパス環境対策協議会」を設置。建設省・日本道路公団もこれに協力し、市主導の環境影響評価が行われた。この手続きでは住民も多数意見書を提出し、その結果、一部計画を変更。最終的には「環境保全協定」を宇治市と道路公団の間で締結し、着工に至った。

(2) 合意形成過程の特徴

- (a) 住民側がまず自主的に環境影響調査を行ったこと
- (b) 都道府県単位でなく、市が環境影響評価を主導し建設省・公団がこれに協力したこと
- (c) 「環境保全対策に関する閣議決定(1972.6)」以前に環境影響評価の先例をつくったこと

(3) 考察

この事例では市が中心になって環境影響評価を行った点が画期的である。また、建設反対にこだわらず

に市当局を動かした根強い住民運動も評価できる。

付5.6 世田谷区都市計画マスタープラン作成事業

(1) 事業の概要

世田谷区では、1990年の都市計画法改正によって市町村ごとのマスタープランの作成が義務づけられたのを契機に、住民参加による都市整備方針の見直しに取りかかった。世田谷区は街づくり条例によって方針策定の際は「区民の意見を十分に反映するよう」定められており、この事業もそれに沿ったものとなっている。この結果、「たつき台」に対して370通の意見提案が行われた。

(2) 合意形成過程の特徴

- (a) 都市整備方針の「たつき台」を販売し、パンフレットの配布を行い、これに対する説明会を開催した点
- (b) 一般公募による、「区民提案セミナー」や「通信講座」の開催により、住民の区への提案を支援した点

(3) 考察

これは住民に対して勉強会の開催や情報の提供を行って、区当局とともに計画を作っていくという画期的な方法である。しかし、この方法がうまくいくのは、具体性を帯びていない(少なくともすぐ建設が行われるわけではない)マスタープランだからこそできるものであり、この方法がうまく行くかどうかは、今後を見なくてはわからないであろう。

付5.7 北九州市河川改修事業

(1) 事業の概要

北九州市では、1989年に建設省の「ラブリバー制度」の認定をうけた板櫃川において、「教育に資する川づくり」として沿川小学校・住民と共同で河川環境整備事業を行った。ここでは、地域からの要望で河川事業に地域の声を反映させるため、沿川小学校(3校)に働きかけ、ワークショップ方式での整備方針の策定を行った。大蔵小学校では、子供たちの作った設計図をもとに事業化をおこなった。

(2) 合意形成過程の特徴

河川環境整備をするにあたって、地元の小学校およびそのPTAという既存組織を利用することによって住民参加を実践した点

(3) 考察

住民の意向をくみ取ろうという事業者の姿勢は評価できるが、「受害者」のいない河川環境整備であるからこそのことであり、特殊な例と言えよう。

付5.8 金沢市橋梁掛け替え事業

(1)事業の概要

金沢市では、都市計画道路にかかっている、観光地のシンボルでもある兼六園と金沢城址を結ぶ石川橋について、橋の老朽化と道路の拡幅に伴い架け替えを行うことになった。デザインの決定に当たって、6つの案を提示。これを2つに絞った時点で市民のアンケートを実施した。アンケート結果では、僅差でE案に多く投票されたが、市ではアドバイザーの意見を受け、A案を採用し、決定した。

(2)合意形成過程の特徴

複数の選択肢を提示してアンケート方式で住民の意向をくみ取ろうとした点

(3)考察

アンケートを実施したにも関わらず住民の関心は低く、その上アンケート結果に反して異なるデザインを事業者が選択したという点で、アンケートの位置づけがはっきりせず、形式だけの住民参加を行った例と言える。

付録6 数値シミュレーションのプログラム（第8章の付録）

以下に示すのは、第8章において計算した交渉プロセスを再現する数値シミュレーションのプログラムである。使用した言語は、Fortran77である。

```
program negotiation
c
integer*4 Lr
integer*4 nx(100),ny(100),nzm(100),nze(100)
real*8 a,b,c,d,e,f,g,h,k,m,bm,ran1,ran2,L,N,xlimit
real*8 x(100),y(100),z(100),zm(100),ze(100),xx(100),yy(100)
real*8 x1,y1,zm1,ze1
real*8 alpha,beta
real*8 unifrd
real*8 xj(500,100),yj(500,100),zmj(500,100),zej(500,100)
real*8 xjm(100),yjm(100),zmjm(100),zejm(100)
real*8 exjm(100),eyjm(100),ezjm(100),ezejm(100)
real*8 maxx(100),maxy(100),maxzm(100),maxze(100)
real*8 minx(100),miny(100),minzm(100),minze(100)
c
open(15,file='para.dat',status='old')
open(16,file='rand2.dat',status='old')
open(17,file='result.dat',status='unknown')
  open(18,file='resul2.dat',status='unknown')
c
read(15,2000)a
read(15,2000)b
read(15,2000)c
read(15,2000)d
read(15,2000)e
read(15,2000)f
read(15,2000)g
read(15,2000)h
read(15,2000)k
read(15,2000)m
read(15,2000)bm
read(15,2000)N
read(15,2000)L
read(15,2000)x1
read(15,2000)y1
read(15,2000)zm1
read(15,2000)ze1
  read(15,2000)xlimit
2000 format(3X,F9.3)
c
close(15)
```

```

c
do 4001 j=i 500
c
x(1)=x1
y(1)=y1
zm(1)=zm1
zc(1)=zc1
c
c
i=2
c
10 continue
c
z(t) = (zm(t-1)+zc(t-1))/2.0
c
z(t) = zc(t-1)
c
e
xx(t) = (y(t-1)*y(t-1)-1)*(e*z(t)*z(t)-bm)/
c
$ (2.0*(6.0*a**t-bm*y(t-1)+c*y(t-1)*z(t)*z(t)))
xx(t) = (y(t-1)*y(t-1)-1)*(e*zc(t)*zc(t)-bm)/
c
$ (2.0*(6.0*a**t-0.5-bm*y(t-1)+c*y(t-1)*zc(t)*zc(t)))
c
if(xx(t).le.xlimit) then
xx(t)=xlimit
endif
c
if(xx(t).le.0.0) then
x(t)=0.00001
elseif(xx(t).ge.1.0) then
x(t)=0.99999
else
x(t)=xx(t)
endif
c
yy(t) = (1.-x(t)*x(t))*(g*m*bm+g*k*m*bm*z(t)-f*m*log(1.+g*L)-
c
$ f*k*m*log(1.+g*L)*z(t)+g*h*log(1.+m*L))/
& (2.*(g*m*bm+6.*e*g*m*N**t-0.5-g*m*bm*x(t)
& +g*k*m*bm*z(t)+
& 6.*e*g*k*m*N**t*0.5*z(t)-g*k*m*bm*x(t)*z(t)-
& f*m*log(1.+g*L)+
& f*m*log(1.+g*L)*x(t)-f*k*m*log(1.+g*L)*z(t)+
& f*k*m*log(1.+g*L)*x(t)*z(t)+g*h*log(1.+m*L)
& -g*h*log(1.+m*L)*x(t)))
c
yy(t) = (1.-x(t)*x(t))*(g*m*bm+g*k*m*bm*zm(t)-f*m*log(1.+g*L)-
c
$ f*k*m*log(1.+g*L)*zm(t)+g*h*log(1.+m*L))/
c
& (2.*(g*m*bm+6.*e*g*m*N**t-g*m*bm*x(t)+g*k*m*bm*zm(t)+
c
& 6.*e*g*k*m*N**t*zm(t)-g*k*m*bm*x(t)*zm(t)-f*m*log(1.+g*L)+
c
& f*m*log(1.+g*L)*x(t)-f*k*m*log(1.+g*L)*zm(t)+
c
& f*k*m*log(1.+g*L)*x(t)*zm(t)+g*h*log(1.+m*L)
c
& -g*h*log(1.+m*L)*x(t)))

```

```

c
if(yy(t).le.0.0) then
y(t)=0.0001
elseif(yy(t).ge.1.0) then
y(t)=0.99999
else
y(t)=yy(t)
endif
c
c
write(*,*) 'x,y,zm,zc',x(t),y(t),zm(t),zc(t)
3000 format(6(18.5,2x))
c
read(16,1000) r
1000 format(i8)
ran1=unifrd(r)
ran2=unifrd(r)
c
alpha=2.0*(y(t)*y(t)+1.0)*(-x(t)+1.0)
beta=2.0*(-x(t)*x(t)+1.0)*y(t)
c
zm(t) = ((alpha+2.0)-(alpha+2.0)**2.0
& -8.0*alpha*ran1)**0.5/(2.0*alpha)
zc(t) = ((beta-2.0)+((2.0-beta)**2.0
& +8.0*beta*ran2)**0.5)/(2.0*beta)
c
write(17,3000) x(t),y(t),zm(t),zc(t)
c
xj(j,t)=x(t)
yj(j,t)=y(t)
zmj(j,t)=zm(t)
zej(j,t)=zc(t)
c
c
write(*,*)ran1,ran2
if(zm(t).gt.zc(t)) then
goto 50
else
t=t+1
if(t.ge.100) then
goto 40
else
goto 10
endif
endif
endif
c
40 write(*,*) 't becomes over 100!'
50 write(17,3001) j+1
write(18,3001) t
3001 format(i4)
c

```

```

4001 continue
c
  close(16)
  close(17)
  close(18)
e
  mw=0
  open(20,file='result2.dat',status='unknown')
150 read(20,3001,end=151) mm
  mw=mw+mm
  goto 150
161 write(*,*) real(mw)/500.0
  close(20)
c
  do 240 k0=1,20
    maxx(k0)=0.0
    maxy(k0)=0.0
    maxzm(k0)=0.0
    maxzc(k0)=0.0
    minx(k0)=1.0
    miny(k0)=1.0
    minzm(k0)=1.0
    minzc(k0)=1.0
  240 continue
c
  do 250 k=1,500
    do 260 k2=1,20
c
      if(xj(k,k2).ge.0.0) then
        nx(k2)=nx(k2)+1
        xjm(k2)=xjm(k2)+xj(k,k2)
c
      if(xj(k,k2).lt.minx(k2)) then
        minx(k2)=xj(k,k2)
      else
        minx(k2)=minx(k2)
      endif
      if(maxx(k2).lt.xj(k,k2)) then
        maxx(k2)=xj(k,k2)
      else
        maxx(k2)=maxx(k2)
      endif
c
    endif
  e
  if(yj(k,k2).ne.0.0) then
    ny(k2)=ny(k2)+1
    yjm(k2)=yjm(k2)+yj(k,k2)
    if(miny(k2).gt.yj(k,k2)) then

```

```

      miny(k2)=yj(k,k2)
    endif
    if(maxy(k2).lt.yj(k,k2)) then
      maxy(k2)=yj(k,k2)
    endif
  endif
e
  if(zmj(k,k2).ne.0.0) then
    nzm(k2)=nzm(k2)+1
    zjm(k2)=zjm(k2)+zmj(k,k2)
    if(minzm(k2).gt.zmj(k,k2)) then
      minzm(k2)=zmj(k,k2)
    endif
    if(maxzm(k2).lt.zmj(k,k2)) then
      maxzm(k2)=zmj(k,k2)
    endif
  endif
c
  if(zcj(k,k2).ne.0.0) then
    nzc(k2)=nzc(k2)+1
    zcj(k2)=zcj(k,k2)+zcj(k,k2)
    if(minz(c2).gt.zcj(k,k2)) then
      minzc(k2)=zcj(k,k2)
    endif
    if(maxzc(k2).lt.zcj(k,k2)) then
      maxzc(k2)=zcj(k,k2)
    endif
  endif
c
  260 continue
  250 continue
c
  open(21,file='result3.dat',status='unknown')
c
  do 270 m=2,20
    if(nx(m).ne.0) then
      if(ny(m).ne.0) then
        if(nzm(m).ne.0) then
          if(nzc(m).ne.0) then
            exjm(m)=xjm(m)/real(nx(m))
            eyjm(m)=yjm(m)/real(ny(m))
            ezjm(m)=zjm(m)/real(nzm(m))
            ezcj(m)=zcj(m)/real(nzc(m))
c
          write(21,5001) exjm(m),eyjm(m),ezjm(m),ezcjm(m)
c
          write(21,5001) exjm(m),eyjm(m)
c
          write(21,5001) exjm(m),minx(m),maxx(m),eyjm(m),miny(m),maxy(m)
        endif
      endif
    endif
  endif

```

```
endif
5001 format(5(F8.6,1x))
270 continue
c
close(21)
c
stop
end
c
c
real*8 function unifrd(i)
c
integer*4 l,c,t30
real*8 mu
parameter (l=843314861,c=453816693,t30=2**30,
& mu=2.0**31)
c
i=l*i+c
if(i.lt.0) then
i=(i+t30)+t30
endif
c
unifrd=real(i)/mu
c
end
```

